

平成27年第5回（6月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	9	瀬戸 純	1. 子どもの医療費窓口無料について 2. 町内小中学生の歯の健康状態について 3. 公共事業における地元負担金制度の見直しについて	2
2	4	中谷 道文	1. 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の辰野町に於ける推進状況は 2. 跡取り対策への教育面よりのアプローチについて 3. 就任2ヶ年目を迎えて居る、加島町長の今の思いは	1 3
3	10	宇治 徳庚	1. 新町発足60周年の意義と次世代への課題について	2 3
4	12	垣内 彰	1. 辰野町版総合戦略について 2. 荒神山公園について	3 5
5	1	岩田 清	1. 喫緊の教育問題について問う	4 8
6	3	向山 光	1. 空き家対策及び利活用の現状と課題について 2. 買い物弱者対策について	6 1
7	2	根橋 俊夫	1. 介護保険改訂に伴う今後の対応について 2. 総合計画後期基本計画策定への取り組みについて	7 5

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	7	堀内 武男	1. 松くい虫防御対策について 2. 消防防災体制について 3. 一般質問項目に対するその後の対応状況について	9 2
9	11	熊谷 久司	1. 都市計画道路の見直しについて 2. 春日街道沿線の土地利用について	1 0 6
10	13	成瀬恵津子	1. 子育て支援のさらなる充実について 2. 通学路の安全総点検について	1 1 4
11	5	山寺はる美	1. 人口減少に歯止めをかける緊急対策について 2. 病児・病後児保育について 3. 学童クラブの料金について	1 2 2
12	7	篠平 良平	1. 国民健康保険制度の広域化について 2. パスポート(旅券)の権限移譲について	1 2 9
13	8	小澤 睦美	1. 辰野町水道ビジョンに見る小規模水道対策(簡易水道 飲料水供給施設 簡易給水施設)について 2. 教育環境と人口減少問題との相関関係について	1 4 2

平成27年第5回辰野町議会定例会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催日時 平成27年6月8日 午前10時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島	範久	副町長	武居	保男
教育長	宮沢	和徳	代表監査委員	三澤	基孝
総務課長	一ノ瀬	元広	まちづくり政策課長	山田	勝己
産業振興課長	飯澤	誠	こども課長	石川	あけみ
会計管理者	宮原	修二	住民税務課長	赤羽	博
保健福祉課長	守屋	英彦	建設水道課長	小野	耕一
生涯学習課長	桑澤	英明	税務担当課長	伊藤	公一
辰野病院事務長	今福	孝枝			

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武井 庄 治

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第5番 山 寺 はる美

議席 第6番 堀 内 武 男

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんには、早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので第5回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。2日、正午までに通告がありました一般質問通告者13人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて、一人50分以内として進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますのでご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	9番	瀬戸	純	議員
質問順位	2番	議席	4番	中谷	道文	議員
質問順位	3番	議席	10番	宇治	徳庚	議員
質問順位	4番	議席	12番	垣内	彰	議員
質問順位	5番	議席	1番	岩田	清	議員
質問順位	6番	議席	3番	向山	光	議員
質問順位	7番	議席	2番	根橋	俊夫	議員
質問順位	8番	議席	6番	堀内	武男	議員
質問順位	9番	議席	11番	熊谷	久司	議員
質問順位	10番	議席	13番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	11番	議席	5番	山寺	はる美	議員
質問順位	12番	議席	7番	篠平	良平	議員
質問順位	13番	議席	8番	小澤	睦美	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席9番、瀬戸純議員。

【質問順位1番、議席9番、瀬戸 純 議員】

○瀬戸（9番）

それでは通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。はじめに子どもの医療費窓口無料について質問いたします。現在、辰野町では子育て中の家庭への支援をより充実するため18歳までの医療費の扶助が実施されてとても歓迎されています。しかし、支給方法は医療費を一旦窓口で払わなくてはならない、2箇月後に戻って来るという償還払いとなっています。「窓口でのお金がなく子どもを病院へ連れていけない、我慢させてしまい症状が悪くなってから受診し医療費が掛かってしまった。何より子どもに辛い

思いをさせてしまったことが申し訳なく思っている」という親御さんの声を私も医療機関の勤めをしていましたので、耳にし、心を痛めてきました。そして今回の町議選挙中も「早く窓口無料にしてほしい」という声をお聞きしてきました。子どもの医療費窓口無料化を求める声、本当に大きいものがあります。窓口無料化できない大きな理由に国からの負担金が減らされてしまう「ペナルティ」と言われている制度があると聞いています。それはどんな制度で、窓口無料にした場合、町としてもらえなくなる金額はおいくらぐらいになるのかお聞かせください。

○町 長

おはようございます。多くの方が傍聴に訪れていただきました。瀬戸議員さん、初めての質問ということでお答えをできる、ありがたく思っております。子どもの窓口無料化についてご質問をいただきました。今お話のございますように国の制度の中、国民健康保険法の中で第71条で国庫負担金の減額措置ということが規定されておまして、減額調整率が未就学児が13.89%、小学生から18歳までが15.3%ということで規定をされております。平成26年度に18歳までの子どもが医療機関に掛かった総医療費から推計いたしますと概算で2,200万円ほどになるろうかと、こんなふうに推計をいたしておるところであります。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、2,200万円ということで国庫負担金が減らされてしまうということをお答えいただきました。そんな中でこのペナルティというものの理由について、ちょっとお聞きします、申し訳ありません。どんな制度と言うか、そのペナルティはなぜ科せられるのか、その理由をお聞かせいただければと思います。

○町 長

簡単に申し上げますと「国の基準以上にそれぞれ支給していただくのはかまいませんよ、余裕のある所はどうぞやってください。その場合にはこれだけ減額いたしますよ」と、こういう簡単に言えばそういうことになるろうかと思えます。以上です。

○瀬戸（9番）

県の方からも資料でも少し勉強させていただいたんですけども、そんな中で受診回数が子どもが増えるとお金がかかってしまうということで、そういうペナルティが科けられるということを知りました。そんな中でやっぱり受診回数が増えるというのは、早くに治療ができるということで重症化医療をなくすということで、本当に喜ばし

いことだと思うので、そういう理由があることでペナルティを付けるとかそういうことはやはり間違っているのではないかと思います。そんな中で現在少子化対策など子どもの医療費窓口無料化は日本中に広がっております。窓口無料のゼロ県は8県になりました。長野県は本当に取り残される県の1つとなっています。また、今国会では窓口無料にした自治体への国がペナルティを科してしている問題が取り上げられ、いよいよ子どもの医療費窓口無料化に向けた問題が国政でも動き出そうとしています。そんなペナルティが科せられる中、自治体独自で窓口無料化を実施している所もあります。例えば、埼玉県の寄居町では人口3万5,015人の寄居町では町独自で窓口無料を実施しています。町内の協定医療機関と深谷市、本庄市という大きな市の隣接の自治体の協定医療機関であれば窓口で医療費を払う必要はありません。安心して子どもを医療機関に診せられる体制づくりを重要な子育てサービスとして位置づけ、子どもの医療費の負担を軽くすることから取り組む自治体が増えています。子どもの医療費窓口無料の実施は少子化対策、子育て支援の大きな施策として辰野町を選んでもらう大きな要素となると考えます。子どもを持つ親御さんの切実な願い、そして日本中に広がっていく子どもの医療費窓口無料について、町独自としての医療費の窓口無料化を進める考えはあるかお聞かせください。

○町長

引き続き瀬戸議員にお答えをしたいと思います。非常に素晴らしいことで、できれば、そんな良いことはないと思います。窓口無料化が進んでいるということもございますけれども、水準で言うんですか、どの程度のことまでっていうことがあるわけでありまして、長野県を例に例えればですね、昨年って言うか26年度までは小学生入学前、または入院は小学校3年までは補助をしていただいて、それを超える18歳までは町が単独事業として上乗せ支給をしていたわけでありまして、町はそれだけ多くの負担をしていたとこういうことであります。県はこの子育て支援、そういった関係から今度は中学卒業までその補助を広げましたけれども、広げるということになりましたけれども町は依然として更にその上をいく上乗せをしているわけでありまして、そういったことから考えると非常に今までも皆さん方当たり前だと思っているのであるかと思っておりますけれども、町はかなりの負担をさせていただいてる、こういうことであります。県によって無料化が進んでいるということもありますけれども、その平均を見ますと決してその高いレベルの所でなくて例えば小学校就学前だとか、そういったレベルの中での医療費無料化だ

とかそういったことはかなりの県で進んで来ているとこういうふうなこともあるわけ
ありますけれども、全体のレベルを考えますとなかなか長野県はそんなに悪いというこ
とでなしに、かなりこの地区も含めて頑張っているなあって、こんなことではないかと
私は思っています。そういうふうな時点で考えますと町単独で無料化を進めるというこ
とは現時点では難しいのではないかとこんなふうに思っております。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、今、町単独では難しいのではないかという答弁をいただきました。そんな中で
やはり町単独ではできないと思います。近隣の市町村、特に辰野町は岡谷の病院、塩尻
の病院、そして伊那の病院、たくさんのいろんな場所へ受診しているということもある
と思いますので、ぜひとも1日でも早い無料化を近隣の市町村長の皆さんと話し合いな
がら早急に実現できるよう前向きに検討していただきたいと要望いたします。そして次
に医療費の受給者負担金についてです。質問させていただきます。保護者の方とお話を
する中、受給者負担金を手数料だと思っていらっしゃる方もいらっしゃいました。調べ
たところ医療費の一部だということが分かりました。例を挙げますと、5人の健康なお
子さんを育てるお母さんが1年間の医療費について調べた結果、歯科受診も含め59回の
受診で5万1,390円の医療費を支払い、受給者負担金は2万9,500円で52%が戻って来
ないということが分かりました。決して医療にかかる費用は無料ではない事実が証明さ
れています。また、この500円が払えないために受診できないという家庭もあり、一定
の負担で受診が遅れるという悲しい事態も医療機関に勤めている中、耳にしてきました。
この受給者負担金は原村では負担がありません。郡内では中川村が一部助成しています。
進行の早い子どもの病気の早期発見、早期治療は特に重要だと考えます。家庭の経済状
況に関係なく全ての子どもが安心して医療を受けることができるよう受給者負担をなく
し、本当の医療費無料化の実現をと考えます。受給者負担金について町として助成の考
えはあるか、町長のお考えをお聞かせください。

○町長

受給者の負担金でありますけれども、これも1レセプトあたり500円をいただいでい
るわけでありまして、それぞれかかったお金が町はそれを除いた金額は補助をしている
わけでありまして、そういった面ではしてないということではありませんので、それ
についてもそれぞれ支出をさせていただいています。県だとか、町、こういったもので
負担をそれぞれし合いながら出させていただいでいるわけでありまして、全体的

に考えてですね、医療費がまるっきり掛からないということであるならば、気軽にかかるっていう大変良いことがあるかもしれませんが、総体的に医療費が増えるとなると片方無料にしますと、誰かが負担しなきゃいけないわけでありますので、そうすると医療費そのものが増えるのであれば、個人負担って言うんですか、その人が負担が少なくなればどこかが増えるわけであります。どこかが増えるっていうのは町であり、その団体でありとか、いろいろであるわけでありますので当然保険料だとか町の補助だとか、そういったものが増えるわけでありますので形を変えて自分たち皆がそれぞれ担わなきゃいけないってこういうことになるわけでありますので、できるだけそういったものも加味しながらお互いに不必要だとは言いませんけれども、できるだけ野放図って言うじゃ言い方変ですけども、回数をできるだけ増やさない方法を取る、そういうことも1つの方法だろうとこういうふうに国と全体として考えておるわけでありまして、そういう観点からいただいていると、こういうことになろうかと思っておりますので、そういうことも考えると今の段階でやっていく方法がベストではないかと、こんなふうに思っています。以上です。

○瀬戸（9番）

本当に回数、受診回数を増やさないよということ、誰かが負担をしなければならぬという答弁いただきましたが、本当に子ども、これから未来を担う子どもたちに対してそういう負担を課すということが、本当にそれで良いのかというふうに私は思います。そしてそんな窓口無料化がやはり辰野町独自、そして県ですぐ実施できないとしても、県や国に対して町長の方から窓口無料化、そしてペナルティーの廃止、ペナルティーを行わないように要望などを提出することは、すぐにできることだと考えます。その要望提出について町長のお考えをお聞かせください。

○町長

現在、長野県内ではですね利用者の利便性も考慮して手続きの簡素化、簡略化ですとか市町村役場へそれぞれ前は領収書を提出しなくてもいいような、そういった完了するような自動給付方式って言うんですかね、そういうふうで自動償還を行っているわけでありまして、先ほど言いました医療費の抑制を図りつつ利用者の利便性も考慮したものでありまして、これを継続することが妥当だとこんなふうに考えております。方式が変わっても先ほど申し上げたとおり、医療費そのものが減るわけではありませぬので、増加しないように、そんなことも含めて考えているわけであります。「余裕のある自治体

はどうぞやってください」と、こういうふうな形である限りは保険料の負担増に繋がるというようなこともなかなかできないことではありますが、先ほど言うように国や県がそういうふうな方針で見直してくださいという動きも当然あるっていうことで先ほど来おっしゃっておりますけれども、本来、社会制度としてそれが行われるべきものだというふうに考えるならば、国の方でそういった運動を進める中で対策としてそういう方式をとるべきだとこんなふうに思っていますので、町とすれば現状のとおりがこの道かな、こんなふうに思っています。以上であります。

○瀬戸（9番）

すみません、町長が出席されます町村会、市町村長会の会議などだと思います。そういう場所で、ぜひとも「辰野町ではこれだけ多くの窓口、子どもの窓口を無料にしてほしいという声があるんだ」というようなことを発言していただきまして、そして県、そして今お話いただいたように国の政策と責任として窓口無料にしてもらえるように、子どもが早くに診療を受けて重傷にならず、そして本当にお金がかからない医療費の掛からないようになるために発言をしていっていただきたいと思います。本当に子どもは社会の宝です。だからこそ子どもの命と健康を最優先に考え、守るのは国と地方自治体の役割であり、本町の責任だと私は考えます。私も議会内外で要望に応えるため努力をしている決意を申し上げて、次の質問に移ります。

次に町内小中学生の歯の健康状態について質問します。この6月4日から10日は歯と口の健康週間です。歯は食事をするためだけではなく身体の成長にとって欠かすことのできない大切なものだと考えます。長野県の保険医協会が学校歯科検診後の受診状況などをまとめた報告書が昨年8月に公表されました。報告書によると子どもの歯科疾患に関して要受診と診断されたにも拘わらず、歯科受診をしていない割合が小学校で4割、中学校で6割に上り、虫歯以外にも咀嚼障害や嚥下障害などの口腔機能の未発達や学童期における歯肉炎の増加、そして歯並びの不整など多種多様な問題が生じているという、口腔崩壊と呼ばれる現状だと報告されています。辰野町の小中学校では年2回、歯科検診を行っているとのことですが、町内の小中学校の歯科検診での乳歯及び永久歯の未処置者及びその他の歯の疾患の状況をお聞かせください。

○教育長

教育長の宮沢でございます。議員の質問の中にございました2012年の学校歯科検診の結果、これは確かに私自身も驚くべき結果だなあと感じております。じゃ、町内はどう

かということですが、町内の小中学校の結果、及び疾患の状況につきましては石川課長の方から答弁させていただきますので、お願いします。

○こども課長

はい、平成26年春に実施いたしました町内小中学校の歯科検診での乳歯及び永久歯の未処置者の割合は西小学校で25.6%、東小学校14.7%、南小学校18.2%、川島小学校15.4%、両小野小学校12.5%、辰野中学校10.4%となっております。長野県の平均は21.9%ですから西小以外は低い割合となっております。その他の歯疾患の状況は乳歯がグラグラしている。歯の噛み合わせ異常、歯肉炎などがございしますが、件数は少ない状況となっております。歯科検診の結果は保護者に配布いたしまして処置が完了いたしますと学校に報告いただくようになっております。未処置の保護者には養護教諭や担任からの働きかけを行っておりまして、処置者が増え、歯の健康意識の高まりから「う歯」虫歯ですね、が全くない児童生徒も増えている、そんな状況となっております。以上です。

○瀬戸（9番）

はい、辰野町では県の平均よりも少ない歯の状況だということでもとても良いことなんですけど、それでも10%以上の児童の子どもたち、生徒たちが歯の疾患をまだ治療できないでいるという状況だと思います。そんな中でなぜ受診が遅れてしまうのか、ということでもやはり先の報告書の中でも受診しない理由が分析されております。親の意識、家庭環境、経済的理由と大きくこの3つが理由とされております。私の子どもも虫歯がなく安心していたところ、やはり中学生になって乳歯が永久歯に挟まれて抜けることができず、強制的に乳歯を抜き正しい位置にするために歯の矯正をするという経験もありました。大変お金がかかったという思いがあります。そんな中、歯の治療は一度受診すれば治るわけではありません。終わるわけではありません。「何度も受診しなければならず、親がそのたび仕事を休めない」「歯科治療はお金がかかるのでギリギリまで受診しない」など、多くの声を聞いています。まずは予防が大切だとは思いますが、歯の疾患になってしまった後の早期の治療が本当に大切だと考えます。歯の大切さの啓蒙活動など今も小中学校でされていると思いますが、そしてその歯科検診後の治療をしていない家庭などへのサポート、今、未処置者に対して働きかけをされているということでしたが、よりいっそうの支援、そしてアンケートなどを取るなどしてなぜ受診ができないのかをしっかりと知り、理由ごとのサポート、中には専門家のサポートなど歯科衛生士さんや歯

科医師会とも相談して子どもを歯科医院に連れて行きやすい環境整備も必要だと考えます。町として早期治療で口腔崩壊と呼ばれる歯の具合が悪くなるものを防ぐ対策や支援、今以上の支援を行うという考えはあるかお聞かせください。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。議員言われるように、歯は一生使わなければならないものであるわけですが、歯疾患は確かに身体全体に影響を及ぼすものであるわけですが、なかなかある程度ひどくならないと症状は出て来ないというようなことで、どうしても意識が低いということはあるんだろうと思います。結局、今議員言われるように後回しになってしまう、ということが大きいんだろうなと思っております。それを受けて町では小中学生ではなく、その更に下の段階から乳幼児の段階から指導や啓発を行っております。乳幼児の検診の際には歯科衛生士による歯磨き、仕上げ磨きや歯保有者の原因とその改善方法などについて、保護者に指導を行っております。小学校では歯科医師や歯科衛生士により自分の歯に合ったブラッシングですね、ブラッシング方法などについて指導を行っておりますし、更にそれを受けて学校では『保健だより』保健室の先生が出すお便りですが、『保健だより』というようなもので歯科検診の結果、それから歯の大切さ、噛むことの大切さ、などについての広報をどの学校でも行っております。未処置者の保護者に対してですが、先ほど石川課長も述べましたが学級担任や養護教諭の方から処置を促す声がかけても行っております。町内ではその結果、未処置者の割合は年々低下をしてきていると、こう感じているところでございます。これは今後も続けていかなければならないことだと思います。また、議員が心配しております経済的な理由で未処置者が増えている、このような事実は町内では見られておりませんので、これからも保護者への啓発を続けていきたいと考えております。

○瀬戸（9番）

今、経済的理由での受診が控えられているということはないということで、少し安心しましたがやはり遅くなってから1回歯科医院に通うだけでは済まされない、やはり何回も通わなくてはならない、そのたびに親が会社を休まなければいけない、そういう現状があると思います。乳歯から永久歯へと生え変わる、本当に身体をつくっていく大切な子ども、小中学生の時期です。どの子どもも健康な歯にするため早期治療ができるようよりいっそうの支援を要望しまして次の質問に移りたいと思います。

次に公共事業における地元負担金制度の見直しについて質問します。先の町議会選挙

の中でも要望が一番多く寄せられた町道の改修改良の地元負担金について、質問いたします。「消防車が入れない」「穴や盛り上がりで危険」「国道、県道への接続箇所が幅が狭くて危険でなかなか出られない」など、「早く改修改良をしてほしい」という声が寄せられています。工事が進まない原因は何でしょうか。私はその原因は2つあると考えます。1つは町の予算です。加島町政になってからは予算が増えて、良いことだと考えますが今後も予算の増額を要望いたします。もう1つは地元負担金だと私は考えます。国より財政状況が違い改修をしたくても要望ができないという区があるという現実があります。財政が小さい区は手を上げたくても上げられない。財政の大きな区は要望工事は進む。地元負担金があるゆえに住民要求の障害となっていると私は考えます。町道はその地域に住んでいる人たちだけが使うわけではありません。町内各区では、観光や地域の元気づくり活動など、活発に行われ町内、町外の方たちも本当に多く訪れるようになってきました。地域の皆さん町を元気にしたいという思いで活動をされていると私は考えます。現在、辰野町での道路工事の負担金は15から20%となっています。隣の箕輪町では負担金は最高でも15%で辰野町より5%低くなっています。南箕輪村や岡谷市では改良改修工事にかかる地元負担金は基本的にはないとのこと。近隣の市町村の状況をお聞きする中、地元負担金をかけていない自治体では自治体の責任で生活道路を守るという思いで負担金を課していないとお話を伺いました。安心安全で暮らしやすい地域づくり、そして若者や町外からの移住促進を進めるというならば、公共事業に町税と地元負担金の二重にお金を支払う仕組みをなくすことが必要だと考えます。将来的には地元負担金なしで道路が改修改良できるよう、まずは負担金の軽減が必要だと私は考えます。地元負担金制度の負担割合の減額等の見直しの考えはあるか町長のお考えをお聞かせください。

○町 長

それでは瀬戸議員さんにお答えを申し上げたいと思います。今、町では道路の建設等につきまして、地元負担金を頂戴しているところであります。これは町の、辰野町工事分担金条例に基づいて徴収をいたしておりますけれども、その目的の中にですね分担金を徴収することにより町財政の合理化と工事迅速施工を図ることをもって、目的とする、こういうふうに謳っております。道路予算が十分にあればこういったことをしなくて済むわけでありまして、これによって少しでも多くの工事をしたいというふうな思いもあるわけでありまして、現在そんなようにさせていただいているところ

であります。先ほどの話ではありませんけれども、財政事情が許せばそういったものもどんどん進めていきたいとは思っておりますけれども、なかなか思うようにいかないのが現状ではないかとこんなふうに思います。分担金が払えないって言うんですか、道路によって払えないんじゃないかと、ちょっと道路によって例えば何て言うんですか、すれ違いできる真ん中に線がある道路、広い道路ですね、そういった道路については地元負担金なしでやるとか、いろいろの方法でやっているわけでありまして、4メートル以上の道路、4メートル未満の道路、そういった所にも分けておるわけでありましてそういったことによって、それぞれパーセントが違ってくるとそういうことでもあります。それからそれぞれ地域によりまして資材支援というような形の中で工事をそれぞれ材料を提供して、地元で工事をやっていただいたりとかそういったこともありますし、いろいろの方法で何とか地元負担金を少なくできるようなこともやっているわけでありましてけれども、そもそも行財政改革の中でもう少し負担金を多くした方がいいじゃないかと、こんな話もあったわけでありましてなかなかそういうふうなことも進めれない、こういった状況の中で現在はあんまり動きがないとこういうことで、せめて負担金を上げなると何とか頑張っているとこういうものが現状ではないかとこんなふうに思います。内容的に質問があれば、建設課長から答弁をさせたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○建設水道課長

昨年度の実績になりますが、その地元負担金をですね徴収することによりまして道路の新設改良費が全体で2,480万円、で13箇所を行いました。徴収した分担金が370万円で、その13箇所のうち2箇所を多くできたことになりました。また道路の舗装費では2,170万円で23箇所実施し、徴収した分担金が330万円でした。その330万円で約3箇所がですね採択でき住民にフィードバックされたなあと思っているわけがございます。ただですね、17区から出て来る全体の区の要望額となりますと道路の改良ベースで3億4,000万円、道路舗装の改良で2億3,000万円ということで工事実施自体がですね1割程度しかできないのが現状でございます。平成27年度の道路改良新設改良費は2,855万4,000円で地元負担金を422万円。道路舗装費は2,566万3,000円で385万7,000円をそれぞれ分担金として見込んでおります。またですね、緊急に補修しなければいけない、車がですね壊れてしまったりとかパンクしてしまうっていうような、議員さんおっしゃる穴や盛り上がりにつきましては、町道は町の直営班による修繕工事を実施し

ますし、国県道は伊那建設事務所と連絡を取りながら緊急修繕工事を実施しているだけでございます。今年はずね冬の寒さが本当に厳しくてです全町、本当に凍上してです穴や亀裂が多く発生しましたので各区よりです緊急的なその申請をいただき、4月にです緊急補修工事を全町で、これは業者を割り振りしてです実施しました。そんな中で急に補修工事もしたわけで今後、不足する町道の舗装工事費の増額を今議会の一般会計補正予算を提出したわけであります。以上でございます。

○瀬戸（9番）

道路の全体を直すということになると本当に大きな予算が必要だということが分かりました。しかし、そもそもこの地域の皆さんからいただく負担金というものは本当に大変なものです。そしてこの町道と呼ばれているものは一部の人だけが利用する道だけではなく町民誰もが通ることができるから町道だと考えます。そしてこの条例にもあります、地方自治法 224 条の規定で分担金を徴収できるのは、数人または普通地方公共団体の一部に対して利益のある事件に関してとあります。町道をほ場整備の負担金のように一緒に考えることは趣旨が違ふと私は思います。そんな中でやはり条例の改正などそして、予算を少しでも増やしていくということが大切だと考えますが、町道に関してもう一度負担金を見直す、これから見直していこうという考えはあるか、再度町長にお聞かせいただきます。お願いいたします。

○町長

できればそのように考えていきたいわけでありましてけれども、いろいろの総合的な面から考えますとなかなか難しいところもあろうかと思っております。このところできるだけそういった工事予算も増やすようにとは考えておりますので、そういった方がまず先決かなとそんなふうに思っておりますので、ご希望に沿った回答ができるかどうか分かりませんが、そういった中で維持補修等にも努めてまいりたい、こんなふうに思っております。

○瀬戸（9番）

今も私の方からお話させていただきましたように「この分担金が本当に筋が違ふものではないか」というような声も本当に寄せられています。そんな中で住民の要望の実現を少しでも多く、少しでも早く、実現できるよう、そして予算を増やしていく、そして負担金の減額などを引き続き、ぜひとも町としても検討していただいて住民要望に応えられるようにと要望しまして私からの質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席4番、中谷道文議員。

【質問順位2番 議席4番 中谷道文議員】

○中谷（4番）

質問順位2番の中谷です。私は今6月議会一般質問では事前に通告してありますところの、1点目は国の推進している、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況。2点目として深刻化している跡取り対策について。3点目としまして就任2年目を迎えての加島町長の所感や思いについて。以上3点を中心といたしまして町長や教育長のお考えや取り組みについてお尋ねをしたいと思っております。まず1点目の地方創生事業の辰野町における取り組み状況について質問をいたします。日本創生会議の人口減少問題検討部会の発表によりますと、25年後の20歳から39歳までの若年女性の人口が大幅に減少し、49.8%約50%が減少する市町村が全国では896市町村、また人口1万人以下の市町村523あるわけでありまして、その地域が29.1%ぐらいの将来消滅する恐れがあるのではないかというような衝撃的な発表がされまして、多くの自治体は大変この問題を深刻に受け止め、現在事業が展開しているところだと思っております。国は抱える情勢を踏まえてアベノミクス効果の地方普及と合わせ、国地方が一丸となって知恵を出し人口減少に歯止めをかけるべく施策の展開をしているところであります。例えば東京圏への人口の過度な集中是正や、予算的には26年度補正で地方創生先行型として1,700億円、また27年度は創生事業費として1兆円を計上しております。また創生本部事務局の整備等関連事業費を1兆4,000億円を計上してこの問題に対応しようとしているところであります。これらの流れを踏まえて知恵と未開発の資源を活用し、地域力を高める取り組みが今は非常に大切だと国は考えているところであります。また町としてもこのチャンスを生かして、町の振興に繋げることは当面取り組むべく大切な取り組みではないかと、こんなように考えられるところでございます。そこで質問に入りますけれども辰野町における取り組み経過と今後の取り組みの予定等について質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○町長

引き続き中谷議員さんの質問にお答えをしてみたいと思っております。まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで国の方から示されて町バージョン、こういったもので策定を進めているところでありますけれども、地方版総合戦略は先ほど議員さんおっしゃ

られましたように昨年の12月27日、まち・ひと・しごと創生総合戦略の閣議決定を受けて、地方公共団体が地方版総合戦略の策定に努めることになったもので、国の人口長期ビジョンと国の総合戦略を受けて地方公共団体の人口の現状と将来の展望を提示する、地方人口ビジョンと地方の実情に応じた今後5年間の人口減少対策の方向を提示する地方版の総合戦略の策定を求められているものであります。そういったもので今まで第五次総合計画の後期基本計画を立てるに当たって、いろいろの事業を進めて来たわけでありまして、そういった事業等の出た課題、そういったものを含めながらその総合戦略を練り直す、こういうことでもあります。以下、まちづくり政策課長の方からそこらへんの計画と今後の予定等についてお答えを申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○まちづくり政策課長

地方人口ビジョン、また地方版の総合戦略の策定に当たりましては今回重要なポイントとして産・官・学・金・労・言、産業界、町や国の機関、大学、高校等の高等教育機関、また金融機関、労働団体、メディア、そして女性、若者、高齢者などあらゆる人の協力、参画を促すということが国から求められております。総合戦略については、多くの人の意見を吸収する場として辰野町民の多くの人材の支援をお願いしたいと考えてきたわけでありまして、また本年度は今、町長がおっしゃったとおりに第五次総合計画の後期基本計画を策定する年となっております、この総合計画を諮問答申する会として基本構想の審議会があつて、また同時期にこの総合計画と総合戦略を策定するという関連する計画を策定する必要があつたわけでありまして、総合戦略についてもこの基本構想の審議会の中で検討いただくか、また新たな審議会、委員会的組織を立ち上げるかも検討してきたわけでありまして、先月の5月21日の日ですが区長会をはじめとする地域の産業教育、子育て、金融機関、労働団体等各種団体から推薦された辰野町創生総合戦略推進会議を設立いたしました。そして、総合戦略の検討に着手をいたしました。今後月1回のペースで会議を開催いたしまして情報共有、また意見交換を重ねて9月末までに原案をまとめた後、先ほど言いました基本構想の審議会の中に諮問答申を経て策定をする予定で現在進めております。以上であります。

○中谷（4番）

ただ今、町の取り組み経過や組織、今後のスケジュール等につきましてお話を伺いましたので、流れにつきましては理解をいたしました。それでは、よくいろいろの会

議の中で「よりあい会議」から貴重な提案がいろいろとされていると。それを五次総合計画後期の方へ盛り込んでいくと、こんなようないろいろのお話、説明を聞いておりますけれども、ぜひそのことにつきまして内容的なものを一部質問をさせていただきたいと思っております。2番目の内容でございますけれども昨年実際された、よりあい会議についての質問であります、大変よい企画がされたとお聞きしております。私も地元の会議には出席させていただき、地区での考え等につきましてはお聞きし大変参考になりました。町全体や地区として大変良い提案などが出されているというふうに聞いておりますが、町としても総括をされておると思っておりますので、要約して簡単で結構でございますので今後の参考にさせていただきたいということで内容的なもの主なものにつきまして、少しご紹介をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○まちづくり政策課長

昨年、町内17区を対象に辰野町第五次総合計画後期基本計画における地域計画策定のための「辰野よりあい会議」を実施いたしました。第1回は梅雨明けの7月17日から始まり、第3回はストーブが恋しい12月まで延べ51日間にわたり、延べ1,529人の町民の皆さんに参加いただいたわけでありまして、各区の魅力や課題、目指すべき地域の将来像を出し合う中で自分たちの地域がより住みやすい地域とするための取り組みの方向性について意見を出していただいたわけでありまして、課題としましては地域内道路の問題ですね、あと少子化、高齢化、人口減少問題。また耕作放棄地と有害鳥獣の問題。雇用の場の確保の問題。医療福祉の問題などの順で課題の方が整理されております。また、課題解決に向けての地区、区民の取り組みとしては子育てしやすい地域づくりをしよう。また、花や緑、自然のある地域づくりをしよう。交流、繋がり、助け合う地域づくりをしよう。高齢者が住みやすい地域づくりをしようなどの方向性が出されております。また、各区の取り組みも提案されておまして、取り組み内容は各区の特徴が現れておまして、例えば遊休農地に区で統一した花を植えてみましょうだとか、あと、区で婚活イベントを実施してみたらどうかだとか、区にある空き家は積極的に貸し出そうだとか、公園にベンチを置こうとか、また農産物の直売所を皆で作ったらどうかなっていうような多くの取り組みの意見が出されております。今年度はこのよりあい会議で出されました意見を実現しようという活動を行う区に、ちょっと補助金10万円という額は少ないんですが、交付しまして応援するような制度も設けております。現在まで6区から応募がありまして本年度取り組みがされていく予定でございます。また、今年度総合計画の後期基

本計画の中に地区計画というものを策定しますので、このよりあい会議を反映したものを、将来に向けての取り組みということで17区それぞれ出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

○中谷（４番）

ありがとうございました。どんなようなことが課題と出て来たか、また地域の皆さんがどんなようなことを期待しているか、政策的なものについてのヒントが多く出ているのではないかとこんなように思います。辰野町における戦略会議、あるいはよりあい会議のそうした意見を尊重して10月までに計画を樹立して国へ提出するようでございますので、立派な計画ができますようにご努力のほどをよろしくお願いいたします。続けて、3つ目の質問事項をお願いしたいと思いますけれども、3点目の質問でありますけれども人口問題の対策やにぎわいのあるまちづくりには、どうしても雇用の場を確保することが重要だと私は思います。先だっけの『信毎』の報道でも県内移住定住調査 953 人の調査結果が出ておりました、仕事を理由にした回答が全体の60%を占めており、雇用の場確保とまた連動した産業の振興が最も重要な対策ではないかと、こんなように私も思っておりますのでございます。そこで、質問をさせていただきます。今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で町の産業振興に大いに活用できる部分はないかと思っておりますのでございますが、聞くところによりますと創生事業でも十分利用できる政策があるということもありますので、大いに期待をしたいと思っております。そこで現在検討されていること、既に取り組んでいること等ありましたら、お尋ねをいたします。特に私は関連であります企業誘致だとか中小企業の振興だとか、農業振興、観光対策等にもこの総合戦略の資金的なものが導入できるかどうか期待をしておりますので、具体的にそのような部門についても何かお考えがありましたら、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町 長

まさに議員さんおっしゃられるようにですね雇用の場確保、こういったことが大変重要なことでありまして、先ほど開きました第1回目の辰野町の創生総合戦略推進会議でもそういったテーマ等もございまして、そういったことを議論する場としてスタートをしたわけでありまして。具体的にというお話でございますので、取り組み状況等、それぞれ担当課長の方から申し上げたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○まちづくり政策課長

まず、はじめにあります企業誘致についてご説明をさせていただきたいと思います。企業誘致につきましては、今回の交付金を使う使わないを別にしましても町の方向性としてご説明をしますのでお願いいたします。企業誘致については現在も重点課題として進めております。従業員が10名から50名くらいですね、こういった中堅企業の誘致、あと空き工場、辰野町の中にある空き工場の斡旋、また現在町内にいる企業の町外流出ですね、こちらの方でも力を入れております。一昔のように地域全体を一気に買収しまして工場用地として分譲できればいいんですけど、今財政状況が大変厳しい中で土地の買収費や造成費、そして遺跡調査にかかる費用ですね、こういったものが一度に支出する余裕というものがございませんので、また造っても売れ残る可能性の方が今、多々ある時代であります。そういったわけで企業からの要望に個別に対応しています、オーダーメイド方式ですね、と言われるような方式で用地を提供できるように対応を今考えているわけでありまして。また、そのためには地権者の意向が一番重要なため、地権者の意向を聞きながら対応していきたいと考えております。また進出企業の情報の把握のためには行政や金融機関のみでなく、町民からの情報提供をいただく仕組みがあれば良いなということで、今考えてるところであります。以上であります。

○産業振興課長

中小企業の振興の面でございますけれども、本年度に実施をしたり予定しているものとしまして、3つの事業がございます。インターンシップ活用促進事業でありますけれども、これは長期短期のインターンシップをやっていくということでコーディネーターを配置して取り組んでおります。それからU・I・Jターン希望者と町内企業のマッチング支援事業ということで町の就職の専用サイトを立ち上げましたり、就職情報を発信していくという事業でございます。それから、ふるさと就労奨励金ということでUターンで就職者があった場合に補助していくというようなものやっていく予定になっております。それから来年度以降でございますけれども、現在考えているものとして地元雇用促進奨励金事業ということで町内の従業員として新規に雇用した事業者に対して補助していくというようなものでございます。それから町内事業従事者への転入補助金事業というようなことで町外から辰野町に転入した従業員の家賃なんかを補助していくというようなことも考えております。それから若者定住促進奨励金っていうようなことで町内に新たに土地ですとか住宅を取得したような世帯に対して、奨励金を出していくとい

うようなこんなことも今検討をしております、これらの事業を制度設計を進めまして雇用施策の充実を図っていければ良いかなと、そんなふうに考えております。また、空き店舗がございませけれどもこの改修も事業化できないか検討しております、創業支援ですとか、空き店舗を活用する事業などを絡める中で模索をしていきたいと思っております。今度、ほたる祭りが始まるわけですけれども、ほたる祭りで2店舗借りることができましたので、これらもきっかけにして進められれば良いかなと思っております。また、今回のプレミアム商品券も創生事業で行っておりますけれども、このプレミアム商品券には500円でこの認定、観光協会で認定した特産品の限定の券が入っているわけですけれどもこれの活用によりまして、観光協会の方です、ね認定特産品を公募したところですので、17品目から28品目に増やすことができました。これも1つの商品開発に繋がっているわけでありまして、辰野の新規特産品の拡大ですとか販路の拡大に繋げていければ良いかなと考えているところでございます。それから農業振興の面につきましてはこれはなかなか難しい部分がございます、農業者が主体になって流通、加工業者と連携して取り組む6次産業化というようなものを模索しているわけでございますけれども、過去にも農産物の加工についての取り組みがあったわけですが、担い手の問題ですとか施設というような課題がございます。具体的にはサツマイモ、タマユタカですけれどもね、これを活用した干しイモですとか、アンボ柿を干し柿に加工する取り組み、それからひまわり油というようなものも大分、具体的に進んでおりまして、これらを各組織の代表者ですとかJA、それから農業改良普及センター等々が協議してこれらの創生事業も使っていければ良いかなと、そんなふうにも考えております。それから最後に観光事業でありますけれども、これも着地型観光っていうようなものを積極的に取り組んでまいりたいと思っております、地域の観光資源をですねフルに活用した旅行商品を開発していければ良いかなと、そんなことを考えております。以上です。

○中谷（4番）

ただ今、それぞれの課長から現在考えている考え方等をお聞きし、創生事業の資金がこうしたそれぞれの施策に有効活用できると、こういうようなことを確認いたしましたので、今後につきましては本当に先ほど申し上げたように、知恵を絞って画期的な事業展開になりますようお願いを申し上げたいと、こんなように思うところでございます。今回の説明をお聞きし、全体の流れや現状の状況についてはおおよそ理解できました。そこで1つ私なりの提案をさせていただきたいと思っております。私は中小企業ではものづく

り、そうしたものの育成対策。農業では辰野町の特産品、ブランド品とか、農業と観光事業のセッティング。また辰野町の観光事業の今後の進め方等を検討したり、今のそれぞれの課長の説明ありましたような内容のものを実際に組み立てて動かすプロジェクトチームみたいなものを立ち上げて積極的にこの事業に取り組むことを提案をしたいと思えます。これは私の思いであり、また考えでありますのでここで回答等については結構でありますけれども、後日検討していただくよう提案を申し上げ質問を続けさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

続いて大きな2番目の質問事項に移りたいと思えますが、2番目の跡取り対策への教育面からのアプローチについてと題して、質問をさせていただきたいと思えます。最近、私の住んでいる地域では少子化の影響もありますが都会に就職し、家を構え田舎へ帰らない子弟が多く、跡取りがなく家が断絶化していく傾向が進んできております。私の住んでいる地区だけではなく、農村部では至極、当たり前のことなのかと心配をしておるところでございます。私もその一人で多くは申しませんが、親としては大変悲しいことであり、残念でなりません。自分たちの指導や導き方に責任があるかと思っているところでございます。時代の変遷もあり、あきらめるより仕方がないのかなと考えておる毎日でございます。そこで質問であります、こうした跡取りがなくなり家が断絶するような事例が多発化の傾向になり、悲しみや不幸が予測されますが、何か教育的な見地からふるさとの大切さ、親の面倒を見ることとの大切さ、やがては故郷に帰り地域のために尽くす等、道徳的見地での指導教育等については現在どのようになっておるのか、そういうことが実際されているのか、そこらの点につきましてお話を賜りたいと思えます。こうした課題は今後も引き続き少子化、人口減の中で起こり得ることではないかと、このように考えるところであります。そこでどのように今後考え、対応していければ次の時代の皆さんが安心して生きていけるのか、そんなような点につきましての教育長のお考え等少しお聞かせを願ひたいと、よろしくお願ひいたします。

○教育長

はい、ただ今の議員の質問にお答えをしたいと思えます。議員の本当に危機感を持った気持ちだとか、何とか今の状況をね、打破したいというそういう熱い思いというのは理解できるわけですが、いわゆる家長制度ですね、家督を継ぐというその考えの下、長男は財産を全て独占をし、そして長男に絶対的な権限を与えられていたという、この戦前の考えから一人ひとり、子を大事にする考えに変わったこの戦後の社会においては

この家長制度でもある、我が家を継ぎなさいと、家を継ぎなさいというそういう指導は学校ではできないと、こう考えております。じゃあ、学校では何もやらないのかということになるわけですがけれども、命のバトンということを非常に大事に考えております。自分の命をこう大事にするとともに、その自分の命が両親から受け継いだものであるということ。更にその両親の命は更にその前のということで、祖父母から受け継いだものであるということ。そのようなことから先祖を敬い、そしてまた自分も未来へと今度は自分の命を受け継いでいかなければいけない。次の世代にバトンを渡さなければいけないという、そういう学習を行ったり、あるいは働く親の姿から家業だとかあるいは親の職業を誇りに思う。更には親に感謝する心の醸成を量るというこのような学習を今、大事にしているところでございます。そして、今議員、郷土を大事にというそういう学習をという話でございました。これにつきましては12月の議会で私、話をさせていただきましたので詳しくは述べませんが、ふるさと、あるいは地域を学ぶ学習、地域住民と関わって学ぶ、あるいは体験を通して学ぶというようなことからふるさとを知る、ふるさとを好きになる、ふるさとを愛する心を育てるための学習、これは今日の学校教育において、小中学校においても非常に大事ではないかということで実際に取り組んでいただいているところでございます。以上です。

○中谷（4番）

今、学校サイド、教育サイドでの考え方をお聞きをしましたが、それぞれ地域では非常に深刻な課題で親の責任だとこんなように考えてはいますけれども、何かそういったものが側面的な今のお話のようにふるさとを大切にすることを養うとか、いろいろ何かそういう面でのアプローチがいただければ、なお幸いじゃないかとこんなことを申し添えてこれは、私の所感でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは3番目の質問でありますけれども就任2箇年目を迎えている加島町長の今の思いについてお尋ねをいたします。今後、ますます自治体間の競争激化が予想され、大変な時代を迎えようとしております。長年の行政経験を生かし無難に町政をこなして活躍されている姿を拝見し、日ごろ大変頼もしく思っている一人であります。大変ぶしつけな質問で誠に申し訳ないと存じますが、加島町長これだけは私は成し遂げてまいりたい、これだけは町民の皆さんにも理解をしてほしい、また町政の舵取りについてこんな方向に一つ軌道修正をしてまいりたいと、そんなような思いがございましたら、少しお

話を聞かせていただきたいと、こんなこととして質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○町長

はい、大変重い質問をいただきました。なかなか私がどうこうってなかなか難しいことだと思ひますけれども、今、少子高齢化、人口減少、こういった問題が大きくクローズアップされてきまして、先ほどのお話の中に消滅する町の中には入っておりませんでしたけれども、ギリギリちょうどボーダーラインかなとこんなふうに言われているところでありまして、そういった意味から申しますと非常に重い責任を持っているなどこんなふうに思ひます。それぞれ、今までこの町の成り立ちって言うんですかね、そういったものを通して考えてみますと、何でも中央線の飯田線との交差点で言うんですかね、そういったことで町が非常に榮えて、何でも自分たちの力で町を築き上げていく、自分たちだけのある程度のものはそうやってできた。そういった皆、自負を持って生活してやってきた、こういうことだと思ひています。そういったことからいろいろの事業が多く取り込まれてきて、それぞれの皆の気持が一つになって今の町がある、こんなふうに思ひます。そういった中にありましてお互いに今、大きく時代が変わって今の現状になっているわけでありまして。それぞれ一所懸命造った施設が今、まさにその何て言うんですかね時期を迎えて、老朽化だとか更新期だとかそういったことを抱えているわけでありまして。そういったことから見れば今、これから今をどういうふうに乗り切って将来に繋げていくかっていうと、非常に重要な時期にあるわけでありまして、あれやこれや、あれもこれもそういったことから、少し考えてどういう方向に進むべきか、そういったことを考える時期にいるんだと、そんなふうに思ひておりまして、そういった意味からもう少し足腰の強いつて言うんですか、これからの先が見えるような体力を付けるそういった時期にきているんじゃないかと、こんなふうに思ひましてそういったまちづくりを進めていかなきゃいけない、こんなふうに思ひます。そういったことの思ひにつきましてですね住民アンケート等を取ったりいろいろしまして、そういった内容を見ると住民満足度っていうのが下がってきている、そういったことを見ますと町の人口が減っていくよそへ流れていく。こういったことも関連しているわけでありましてけれども、取り組みがどうしても満足度が低い、低くなっているっていうことはやっぱり今まで当たり前自分たちの生活が当たり前であった。そういうことからそれが少しでも下がってくとそういうふうな結果になるんじゃないかと思ひます。よくそういったことを、内容を

見てみますと、今まで結構力を入れてこれは先ほどの質問にもありましたように、例えば18歳までの医療費だとか、補助だとか、そういったことでもよそではまだ取り組んでいない時から町が取り組んでいる。荒神山の公園もそうですけれども、どこもやっていない時にそういったものに取り組んで来た。そういった中でそれが当たり前になってしまっただけで自主って言うんですか合併を止めて、自立する。こういうふうにした選択、選んだ時にはそれなりの自分たちでできることは自分たちでやろうっていう覚悟があって、そういうふうな選択をしたわけでありますから、そういったことをもう少し皆で思い出してもう少し我慢をするっていう言い方変でありますけれども、よく現状を見てみたい。こういったことがもう少し皆さんに分かっていただく、町も当然PRも下手であったかもしれないし、そういうPRができなかったかもしれないけれども、そういったことを通じて今の町を理解していただく。それによって住民満足度が上がっていくのかな、とこんなふうに密かに思っているわけでありまして、そういったことも、課せられた仕事ではないかとこんなふうに思っています。大きなことができないって言うんですか、いくつもの計画をちょうど立てる時期になっておりますので、今まで個々にそれぞれが立てた計画を全体の中でみつめてどういうふうにしていくかと。こういったことが私に課せられた仕事ではないかと、こんなふうに思っていますのでどれだけのことができるか分かりませんが、少しでも取り組んでいけたらとこんなふうに思っています。雑駁（ざっぱく）なあれになってしまいましたけれども一応そんなことも今、思っているところであります。以上であります。

○中谷（4番）

ただ今、町長の方から大変貴重な思い等をお聞きしましてありがとうございます。日ごろ大変なご苦勞いただいて頑張っていることについては皆が承知していることでございますし、新聞等を毎日見ておりますけれども、町長の予定表を見ると土日とか大変な活躍をされているなど、心から感謝を申し上げておるところでございます。今後のますますのご活躍をお願いし今回の一般質問、全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時30分といたします。

休憩開始	11時	17分
再開時間	11時	30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席10番、宇治徳庚議員。

【質問順位3番 議席10番 宇治 徳庚 議員】

○宇治（10番）

私は新町発足60周年の祝意を表し、またその意義を考えながら私なりに次世代の課題につきまして、質問をさせていただきたいと思います。私の手元には、新町発足記念事業のつど発行、配布された記念冊子が4部あります。最初のもは昭和49年発行の『新町20年の歩み』変形A4判76ページの、表紙はですね、見覚えのある方多いと思いますがこの瀬戸団治先生よる非常に豪華な冊子でございます。内容を見ますと、まず年度を追って事業や行事をグラビア写真で20年を振り返り、続いて「人口」「行財政」「商工農業」「福祉」「教育」「観光」などの分野に分けて、写真と説明文で整理して、最後がデータ類でまとめた資料編の3部構成で、まさに右肩上がり時代の青年都市辰野町の気概が読み取れます。次は昭和60年発行の『新町発足30周年記念要覧』A4判80ページと、平成7年発行『新町発足40周年記念誌』A4判58ページは、いずれも20周年と同様のストーリーですが内容はかなりコンパクトに編集されております。そして、もう1冊は10年前の『50周年記念式典パンフレット』A4判8ページで『記念誌』ではありません。この4部を見比べてみますと、その時その時代の変遷が編集スタイルに見て取れます。とりわけ高度経済成長期にあった20周年と30周年の冊子のボリュームは、さすがにパイの大きさを改めて実感いたしました。その後の40周年、50周年と進むにつれ、一見節約型に見えますが、私が思うには『町政要覧』『教育要覧』『広報たつの』などが別冊で年度あるいは毎月編集、発行されるようになったこと。近年では情報化IT時代を迎えてインターネットの急激な普及拡大により、時代のニーズに応じたホームページ等の情報提供と入手が手軽に行える、いわゆる電子行政サービスが日常化されたことも1つの要因ではないかと推測するところであります。60年という年月の中には、世の中いろいろのことがありました。例えば、高度経済成長とバブルの崩壊。一家に一台から、一人に一台のマイカー時代の到来。昭和と平成2度の大合併。東京と札幌2度のオリンピック。IT革命と情報化時代の幕開け。阪神淡路や東日本大震災などの国家的、国民的な出来事があり、身近な生活圏では塩嶺トンネルの開通、中央道の開通・北上が町に与えた影響も大であり、辰野町では昭和36年、平成18年の豪雨災害を教訓に災害に強いまちづくり。新庁舎の完成、各地域に住宅団地造成や上下水道の整備。新町以前からの

蜩の町の知名度のアップや辰野病院を核とした福祉のまちづくり。3割自治と言われ今なお続く行財政改革など折々の課題を克服しながら、近年では、人口減少・少子高齢化対応、過疎と商店街の衰退問題、温暖化による自然災害や環境問題、道路改良問題などの新たな課題に対峙し、上伊那広域ではごみ処理、消防、医療・介護、観光、情報処理といった分野の取り組みにも、広がりを見せてきた60年ではないかと考えます。そこでまず、行政経験の長い加島町長にお尋ねいたします。60年の歩みから、町長から見た印象に残る事業や出来事は何かお聞かせいただければというふうに思います。

○町 長

引き続き宇治議員さんにお答えをしてみたいと思います。新町発足60周年という形の中で今、数々のご案内をいただきました。まさに60年という私もそういったことが、出来事がですね日常の中で体験してきたものも大分ありますので、そういった意味から見ると当時はそういう目で見えてなかったんですけどもちょうど、昭和30年の年、私は一番印象にあるのは信濃川島の駅が4月1日にできまして、新駅ということで川島村の正眼駅としてなったわけでありまして、ちょうど私が小学校へ上がったか、上がるかそこらへんの近辺でありましたので、まだ川島村は辰野町に合併をしておらなかったとこでありますけれども、そういった時から朝日村と辰野町が合併してなったんだなと、こんなふうに思っています。当時で言えば樋口義一さんだか、もうちょっと後ですかね、町長やっておられて同じバスの中で「ややあ」なんて話を、声をかけてもらったり、そんなことが思い出されますけれども、いろいろの変遷の中で今おっしゃられたそれぞれの中で、やっぱり災害、38災害の時に私はちょうど天竜川、辰野中学校の2年でありまして、2年、3年だったかな同級生の親がちょうど亡くなったわけでありまして、そういうことでその災害の恐ろしさ、木が大きな木が校舎の前を流れていく姿を今でも忘れることができないわけでありまして、そういう恐ろしさがたまたま平成18年の時に、今おっしゃられた総務課長でございましたので、それぞれの災害の元締めって言うんですか、その情報が一番入って来る所におりましたので、その怖さをもう知っておりましたので今回は災害に強いまちづくり、こういったものも公約として打ち出したと、こんなことがありました。そういったことから見ると災害も大きなことであります。また、私が直接じゃありませんけれども荒神山スポーツ公園という形の中で、60年の中でたぶんできたと思いますけれども、あの時期にそういったまだ概念がない中でスポーツ公園を取り入れて町の現在がある、そういったものを考える人もすご

かったし、それに賛同した皆さん方もすごいなって今更、いつも思うんですけども、そういうことができる時代であったのか、そういった発想がなかなか今は思い着いても実行できない。こういう時代で、すごいなってそんなふうに思っています。話の出た昭和48年に新しい役場ができたわけでありまして、ちょうど私その年の4月に採用になりまして10月からこの役場へ移って来て、第1回この町の議会の時に私はその中へ入って録音係としてこの議会に、初めての時に立ち会ったっていうことを覚えておりました、そういったことではこの庁舎と一緒に進んで来たかな、こんなふうに思います。いろいろ数多くあるわけでありまして町の変遷って言うんですか、そういったものがバスや電車であったものが車社会になり、人口が増えて景気が良くなって何とかこんなに税収がどんどん上がってくるお金を、何とか使う方法がないかな、どんなことをすれば喜ばれるかなって盛んに皆でもって知恵を出し合って、そのお金を使うかって、そういうことをやった時代もあったっていうことも、今とまるっきり格差感があるわけでありまして、そういったことを思うとこれから大変な時期を迎えるなって、こんなふうに思っています。特に合併が大きく取りざたされて合併協ができてさんざ議論を重ねる中で現在の自主を選んだ、こういった契機からぜひ行財政改革も引き続きやっていかないと、また同じことが繰り返されるんではないかと、こんなふうに危惧をしているところでもありますけれども、そういったことが経験の中で大きなことになってくるんではないかと思えます。いろいろ言い出せば切りがないかと思えますけれども、そんなところかなとそんなふうに思えます。以上です。

○宇治（10番）

ちなみに、この60年の辰野町議会の歩みを私なりに調べてみました。分かりやすいデータとして捉えてみた時に議員定数削減が一番分かりやすいかなというふうに思いましてその推移から議会の変遷の一部が見て取れるという確認をいたしました。新町発足の昭和30年の改選では26名、昭和36年の小野村との合併後、初の改選が昭和38年のことでこの時が最多の30名となり次の昭和42年の改選も30名で、これ以降は昭和46年が6名減の24名となり、しばらく24名で推移して平成7年の改選から4名減の20名、平成15年が2名減の18名、そして平成19年から今回の改選まで4名減の14名で、今に至っています。結果60年で30名から14名へと半減されております。これは辰野町の事情というよりも近隣市町村、果ては全国市町村とも相まった動きですからやむを得ないと言えますが、背景にはバブル崩壊以降の地方自治体の財政力や人口動態、更には住民感情等のな

せる業とも言えましょう。しかし議員は減ってもやることも会期日数も、さほど変わったとも思えませんし、開かれた議会と言われて久しい中、議会改革に対する評価はまだ低いと見ている住民も多いのではないのでしょうか。少数精鋭時代の議員と議会の役割を再認識し、議会としても新たな時代に向かって民意を踏まえた日常活動と議会改革の実践が求められていると私は考えます。話を町政に戻しますが、再び町長にお尋ねいたします。バブル崩壊前と後、いわゆる失われた20年、30年で町の行財政、行政運営、住民意識等の変遷はどのようなものなのか、ということで町長の見解をお聞きしたいと思います。

○町 長

バブル崩壊って言うんですか、景気の良かった時、ちょうど昭和48年ごろですかね、景気って言うんですか、ものすごく輸入品って言うんですか物価が上がったりして、いろいろあったそういった時もあったんですけども、バブルが崩壊、要は低成長期に入ったってということだと思っておりますけれども、それに対して国って言うんですか、いろいろがもっともっと、どんどん公費を投入してこれでもかっていうぐらい景気の浮揚を図ったってこういったことがあったと思っています。ですからいろいろの町のいろいろの事業がですね、実勢って言うんですかね、その実力に合った以上にどんどんお金を使え、これでもか、これでもかって言って新しいものができた。有利な起債とかゼロ国だとか、いろいろのそういったものが、お金をあの手この手でもって使って景気を浮揚、浮揚させようとかこういったことがあったわけでありまして、新たな建物だとか、いろいろなものがそのところでできてきた。そういう時代であったかとこんなふうに思います。ですからそういったことで実質公債費比率って言うんですか、要するに借金だとかそういったものもどんどん増えたり、そういったことになったけれどもそれは皆の意識としてこういった時だから皆さんやりなさい。町も当然そうだったわけでありましてけれども議員さん方もまた町民の皆さん方もこの際だから、どんどんやって有利なものを利用して、自分たちのものをやっていきたい、国の先生たちも当然同じことでやったわけでありまして、そういったものが一気にできてきた。そういったことを見ればバブル期の歳出は土木費が17%、民生費が13.6%、衛生費が7.7%であったものですね、今は土木費が11.9%、民生費が25.5%、衛生費が15.9%ということでありまして、土木、そういったものがかなり大きく減って社会保障だとか民生費、こういったものがずっと広がって来たってということで、全体に占めるバランスっていうのが大きく変わって来た、

それが契機だったろうな、こんなふうに思います。税、そういったものも大きく変わってバブル、要するに弾けて資産価値や何かが減って固定資産が減って来たとか、そういったことが行財政の中であったとこんなふうに思っています。かなり厳しい時代になってきたこんなふうに思っています。町の形態でありますけれども財政の関係でありますけれども、当時ちょうど13課あった課がどんどんそういった、先ほどのお話ではございませんけれども、見直しの中で住民の皆さん方の考え方、国の考え方でもって行政を小さくしよう、そういったものがブームみたいな形になりまして現在8課でありますけれども、そういったふうなもので縮小してきたとこんなことであります。平成元年には職員が240人おったんですけれども、25年度は174人ということで66人、およそ3割近くが削減されたとこんな形でありまして、仕事量はかなり増えたわけでありましてけれども人数的には減ったと。そういうただそういうことでなくて、コンピューター化によって効率等も上がったわけでありまして、またそれによってかなりの高度な人たちが必要になって、仕事も難しくなりそういった面ではかなり内容的には厳しいって言うような、そういうふうな状況になったんだと、こんなふうに思います。住民の皆さん方の感情でありますけれども、それぞれ行政におんぶに抱っこって言うこういうふうな形で家の前の水路にごみが詰まっても、電話よこしまして「水路が詰まったよ」って「何とかしてくれ」ってこういうふうな一時、そういうふうな状況があったわけでありましてけれども、その後、合併だとかそういった契機の中から自助、公助、互助、そういった皆で自分たちからやろう、自分たちもその一端を担うんだってこういう機運もあって今もその気持ちを受け継がれて来ている、そういうことで住民の皆さん方が一緒になってやろう、そういう気持ちが多くなった、こんなふうに思います。行政に関する関心度も高くなって今日も多くの傍聴の方がみえられておりますけれども、そういったような形の中でもいろいろの行政委員会の中でも、多くの皆さん方にご参加をいただいてやって来ていると、そういうことでより身近になって行政の方もいろいろの面で情報公開を進める。また、いろいろの広報を行う広報誌も充実する。いろいろの面でそういった面で皆さん方と情報を共有するよ、そういうふうになってきた、こんなふうに思っています。それから、行政サービスの関係でありますけれども、ちょうど小泉内閣、三位一体改革、そういうふうな中で地方の税ですかね、そういったものも大きく減らされって言うの変ですけれども、そういった中で国が湯水のごとくお金を考えじゃなくて、それぞれ自分たちの身の丈に合ったことをやりなさいってこういうふうな動きになって来

た。そういうことで選択と集中を行いながら自立の道を選んで来たところなことであります。また行政がやる仕事、それから民間ができる仕事、こういったものをごっちゃ混ぜになってきたわけでありませうけれども、そういった面では行政、民間にできることはなるべく行政から手を離してやっていただいでそれぞれの持っている力を発揮できるように、こういうことで進んで来た民間委託ですとか、指定管理とこういうものが進んで来たところなように思っています。特にまた最近でありますけれども行政が今まで会計もそういうふうであったわけでありませうけれども、どちらかと言うと悪い言い方をすればやりっぱなし、こういうふうなこともあったように思いますが、そういうふうになった中でPDCAではありませんけれども、そのサイクルの中で反省の上に立って行政を進めていく。こういうふうな形も少しはできてきたのではないかとこんなふうに思っています。大体そんなことでよろしいでしょうか。

○宇治（10番）

もう、まさに今、お話のとおりでありましてお金がないから、まさに住民が知恵を出して汗を流してという、こういう時代に入って住民主体のまちづくりというイメージかなというふうに思いますが、かつては「予算主義」とか「お役所仕事」などと言われて大型公共事業等が日常的に実施できたわけですが、財政豊かな時代ではそれもよしとされたものですが、財政が厳しさを増すにつれ徐々に住民と協働した行政運営、効率的な行財政運営、情報化の推進による行政サービスの向上、などが費用対効果といった評価を伴うことで、次第に民間感覚とか民間活力などというニュアンスが取り入れられるようになりまして、民意を尊重する時代を迎えたんだなあ、というふうに私は考えております。しかし、行政には法律に基づく行政のルールがあるわけで必ずしも民間のやり方を取り入れれば良いというふうには思いませんし、が、悪しき慣習は改めるに越したことはないというふうにも考えます。今では、民間経営に準じた行政経営という基本的考え方に立って計画立案、実行、評価、改善という、いわゆるPDCAのサイクルにより実効性を高め、結果や成果を求められる時代になっていると思います。そこでお尋ねいたします。この間で行財政運営の仕組みや手法がどのように変化してきたとお考えか。例えば住民サービスとか、行財政評価等でお聞きしたいなと思います。

○町 長

先ほどもちょっと申し上げましたけれども行政サービス、そういった面から考えます

と前は何とかいろいろのサービスをあの手この手で考えてきたわけでありましてけれども、現在ではそういったサービス競争って言うんですかね、そういったものにはもう限界がある、こういうふうな形で皆が気づいてきたんではないかと、こんなふうに思います。必ずしも行政格差、こういったものもあるわけでありまして、そういったものにどういふふうに運営をしてっていかなきゃいけないかって、こういったことがそれぞれ見直されてそういうふうに思っています。まさに行政評価、こういったものにも繋がるわけでありましてけれども、それぞれの身の丈に合ったそれぞれのサービス評価、そういったものが行われる、こういったことが非常に大事だろうとこんなふうに思います。議員さんおっしゃられるようなそういったものを進めながら行政の仕事はやれば終わりじゃなくて、その次にどういうふうに行った方が良いか、反省に立ってやるっていうことが本当に大事になってきている、こんなふうに思います。

○宇治（10番）

ソロバンから電卓へ、アナログからデジタルへ、その結果コンピュータがオフィスに入り込み、パソコン端末は一人1台の必需品となって事務処理のスピードは圧倒的に速くなりました。初期のスーパーマーケットでは対面販売だったものが、アメリカ方式の客が商品をレジに持ち込み店員が手入力で金銭処理していた時代から、今ではバーコード入力へと進化し、それはやがて現金授受を必要としない電子マネーの時代へも向かう、それも遠くはないんではないかと考えます。銀行ではATM無人機による24時間利用が可能となるなどIT革命、即ちコンピュータ化はサービスの現場で業務の効率化、人の合理化を一気に実現しました。それをリードした民間企業の技術革新には目を見張るものがありますが、その波及効果は行政サービスの向上にも大きな効果をもたらしたことは確かだと考えます。続いてお尋ねいたします。情報化時代になってコンピュータが行政にもたらした役割とその評価はどういうものであるかという点で、例えば業務効率化や行政サービスへの寄与度、あるいは費用対効果等についてお尋ねいたします。

○町 長

まさに情報化時代って言うんですか、行政の中にもしかり根を張ってきたわけでありまして、今やもうそれがなければ行政が進まないというふうなことになってきました。ビックデータ、こんな言葉があるようにですねそれぞれ地方自治体はそれぞれ住民情報ですとか、多くのものがそれに取り入れられて、個々にやっていたはなかなか進まないというようなことの中で上伊那では情報センター、こういったものもまとまってそれに

対応して上伊那の中では同じサービスが上伊那の中で受けれる。例えば住民票であってもまず、上伊那の中ならどこでも取れるとこういう時代になってきました。国全体の中でもそういった共用できる部分があって国の中でそういったものも進めてきているわけでありましてけれども、どんな形でどういうふうな効率があった、いろいろ多岐にわたりますので課長の方からお答えを申し上げたいと思いますのでお願いします。

○まちづくり政策課長

情報化のお話であります。職員に対しましては日常の業務におけるコンピュータの活用はもちろん日程管理や施設の管理ですね、あと情報管理など役場内部の業務を取り扱う情報系システムと、住民記録や税、福祉等、主要な住民サービスの業務を上伊那8市町村で共同利用します基幹系システムの利用により業務の効率化の方を図っております。住民に対しましてはホームページによる情報公開はもちろん、以前行っていた住民票、税証明等の自動交付機による交付や現在行っているコンビニエンスストアの店舗で利用できる証明発行サービス、いわゆるコンビニ交付と言われているものになりますが、また長野県と県内市町村と共同で運営します長野電子自治体のサービスを利用しまして56種類の電子申請ができる電子申請。また防災緊急情報等を登録者の携帯電話やスマホに配信する辰野町メール配信サービスなど、多様な方法で情報が提供、取り入れられる行政サービスが提供できるようになってきております。ただ情報化の進展が早く、また全ての業務がシステム化されることによりまして関連機器の操作方法や知識の習得に仕事が追われること。また法令に基づくシステム操作、法改正に伴うシステム改修に対応するのに高度な知識が必要なこと。またシステムの維持費、保守管理ですね、これに多額な費用がかかることなどの課題もあることは確かであります。またタイムリーな深刻な話題としまして年金情報の漏洩問題が発生しておりますがセキュリティーの問題は避けて通れずに、こういったセキュリティーに対する費用の増大も課題であると考えております。現在の情報にかかる費用につきましては平成26年度のベースで情報センターへの負担金が7,255万3,000円。町の方法通信事業費のうち、町内の情報システムネットワークにかかる経費が3,055万円。合計で1億310万3,000円になります。町職員の平均給与が490万4,000円です。これで割りますと職員21人分くらいの費用となっているのかなと思ってます。ただし、実は各課でも業務を行う上で町の単独費用で独自に導入しているシステムがございまして、これにも使用料だとか保守点検、メンテナンスがかかっているわけでありまして、今回ちょっと時間がなかったもんですからそういった詳細

な調査をしていませんが、こういったことをまた加算しますともっと費用は増えてくるのかなと考えております。また、情報化が進んでいない時代の平成元年の一般職の職員数は240人。平成25年度が174人なので66人の減少となっていますが地方分権によりまして国から地方へ業務を委譲されて一人ひとりの業務量は増加しているのが現状かなと今、考えております。以上であります。

○宇治（10番）

この10年足らずでコンピューター化はですね、住民と行政との関わりにおいても大きな変化をもたらしたと思っています。平成14年には住民基本台帳ネットワークが制度化され、今年10月からは更に一步進めて、個人番号の通知開始、来年1月からは個人番号の利用を開始する、いわゆる「マイナンバー制度」がスタートすることになっています。あくまで利用範囲は社会保障、税、災害対応の分野とされていますが、詳しい内容はほとんどの住民がまだ知らないと思いますので、早く徹底すべきと考えます。これらは国民の利便性の向上と行政の効率化が狙いということですが、一方において個人情報の集約化が進むことにもなり、利便性とは裏腹に今話題の個人情報の流出という、いわばセキュリティ管理の重要性は質量ともに一段と高まる時代に突入すると考えます。個人情報という観点では、平成15年から個人情報保護法が制定され、個人との関わり方が徐々に変化し、行政サイドは「個人情報ですから教えられません」と言い、住民サイドは「個人情報だからできるだけ関わらないようにした方が良い」といった暗黙の壁とでも言いましょうか、以前なら何でもなかったやり取りが、今では両者の間に1本の川ができたかのような状態ではないかと私は感じています。行政にとってはスパッと一線を引けるメリットのある制度かもしれませんが、住民生活の中においては「個人情報」と言われてそれ以上には踏み込めないケースや、先ごろ私の地元であったことですが、地域ぐるみで「ある事業」を進めようと土地所有者を特定し本人に話を持ち出すとたんにですね、個人情報を勝手に引き出したと言って拒否され会話が成立しないまま30名近い方は快く協力すると言われた事業でも、1人が2人が、のために目的まで至らずに断念せざるを得ないといった事例がありました。法律の理解不足も手伝ってか、以前のような心の通ったやり取りは希薄になり0か1というデジタル社会の風潮は、都会での「隣は何をする人ぞ現象」を生み出し、今では地方にもその風潮が出てきております。行政にとってのメリットが社会にとってデメリットにならないためにも、常識が常識として通じる情報化時代の意思疎通のあり方がますます重要になってきていると私は考えます。

そこでお尋ねいたします。個人情報保護法がもたらした行政と住民の関係等の変化をどのように受け止めておられるかお聞きしたいと思います。

○町 長

個人情報保護条例の施行によりまして、今議員さんがおっしゃられたとおりの状況が生まれているのではないかとこんなふうに思います。かつて、それぞれ町の情報、個人の情報も地域の活動の中で生かされてきたわけでありましてけれども、それが行政が今後は逆の立場で訴えられるとか、そういうふうな立場になった時になかなか難しい問題が出てきた、こんなふうに思います。そういったことを声高に当然、主張する人もおるわけでありましてそれがいけないとか、そういうことでなくてですねそういったことも今時代の流れとして要請として必要だと、こういうことでございますのでそこらへんのところで軋轢が生じていることは確かであろう、こんなふうに思います。そういったことが行き過ぎたことになりはしないか、こういうふうな形の中で施行後ですね例えば緊急の場合にはそういった情報を了解なしに使えるとか、そういったものも一部出てきた、こんなふうに思っています。それぞれ緊急避難、それからお互いに助け合い、事前に準備はできないけれども、もしそうなった時にはオッケーだよと。こんなふうな取り扱いも出てきたわけでありまして、そういったことはどういうふうにして言うんですか方法を曲げて運用するとかそういうことはなかなか難しいわけでありましてその範囲の中で最大限できる方法を選択していく以外ないかな、こんなふうに思っています。メリット、デメリットたくさんあるでしょうけれども総じて考えていくとそういうことになるのではないかとこんなふうに思っています。以上です。

○宇治（10番）

プライバシーの保護は今日では重要なルールですが、それがために無関心で打算的、自己中心で無責任な社会にならないこと。60年前、30年前と同じにはできませんが、住民と住民、住民と行政という対話のキャッチボールを心掛け、かつ行政は住民視点に立った電子行政サービスの有効活用に取り組んでいただきたいと希望するものです。そもそもコンピュータはあくまで道具であり、手段であることは申すまでもありませんがそれを使いこなすのは人であり、組織であります。今日ではコンピュータを抜きにして行政サービスができない時代とあっては、その上にたつての優秀な人材の確保とその育成が重要な課題ではないかと思えます。そこでお尋ねをいたします。次世代の役場の人材をいかに採用、教育、指導育成してゆくのか。そのための能力評価、給与体系、女性

の登用等の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

今おっしゃられました将来に向かっての人材育成、こういったことに関しましては非常に町を左右するような大きなことでありまして、そういった面ではこれからもそれを進めていかなきゃいけない、こんなふうに思っています。なかなか優秀な人材を確保するっていうんですか、そういったことも今売り手市場ですかね、そういった時代になるとなかなか厳しい面があるかと思えますけれども、町のこの予算こういったものを知っていただいて町をよくするために、いろんな人にその荷を担っていただきたい。こんな思いがしているところでありまして、特に女性の皆さん方も一緒になってそういったものを担っていきける、そういった時代が来ているし、今進めて動き出している。こんなふうに私は思っています。能力の評価だとか、そういったものも順次取り入れながらやっているわけでありますので、そういった方法等、体系、給与体系、こういったものについては総務課長から申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長

私の方から若干、経過も含めてですご説明をしたいと思います。まず国家公務員におきましてはですね平成21年10月から能力実績による新たな人事評価が本格実施をされてきました。また県におきましてもですね、県と言ってもですね地方公務員でありますけれども地方公務員法の改正によりまして、やはり同様に人事評価制度の導入が義務付けされて来年28年4月にですね施行が予定をされております。辰野町におきましては早くからこの人事評価制度に取り組みまして平成20年度から準備を始めてまいりました。人事評価制度はより簡素で効率的な行政運営に努め、職員の仕事に取り組む意識を高めることを目的にですね導入をしましてまいりました。平成21年度からはですね能力評価及び行政評価をですね、医療職を除く全職員を対象として試行、検収を重ねてまいりまして、その上にたってですね公平性、客観性、透明性の高い評価制度を作ってきたわけでありまして、25年度からはですねまず管理職職員へ、それから26年度は係長、それから今年度はですね全職員、医療職を除きますけれども全職員へ適用し、適用と言うのはですね勤勉手当へ反映してまいります。また、辰野病院のですね医療職につきましては平成25年度から取り組みを始めまして28年度、来年度にはですね本格適用できるよう今、準備を進めているところでございます。これまでの成果としまして自己の目標の設定、それから達成する過程を通じて意識改革など、少しずつではありますけれども効果が現

れているというふうに感じております。また人事評価制度のですね納得性をより高めるためにはですね評価者のですね、評価能力がですねこれからも求められているだろうというふうに感じております。以上です。

○宇治（10番）

先ごろ、北佐久郡立科町では初当選した町長は、48歳の課長、係長の経験のない主任を副町長に抜擢し、議会も賛成多数で人事案件に同意をしています。これには役場内でも賛否両論があったようですが、ある課長は「人選には驚いた。しかし上司にとっても、部下にとっても、確かに頼れる職員である。周囲のバックアップは得られると思う」というふうに報じられていました。民間企業ではよくある例ですが、経験が重視される行政ではあまりないケースかもしれません。しかしこれから先、辰野町においても時にはこうした思い切った人事も必要でしょう。やがて女性の管理監督者が半数を占めたり、女性の副町長、はては女性町長という時代も来るでしょう。しかし、組織としては数値目標を設定したり、年功序列の横並び登用ではなくて先ほど来のお話のように、能力を重視しながら努力が報われる人事評価と給与体系の拡充と確かな運用によって、結果として住民にも評価される人材の育成が重要ではないかと考えます。いずれにしても、これからのまちづくりの将来を託せる実力のある当事者を、男女を問わず育てることに、理事者は是非とも力を入れていただくよう切望するものであります。

最後の質問に移ります。一昨年的一般質問で同僚議員の質問に対して、当時の総務課長が新町発足60周年事業として検討したいと答弁された「まちづくり基本条例」についてお尋ねいたします。この動きは平成12年の分権改革後から、独自の条例を制定する自治体が増えていることにあります。自治基本条例の第1号は北海道ニセコ町でそれ以降今日までに200を超える地方自治体が制定しており、近隣では箕輪町や宮田村が取り組んでいるというふうに聞いております。そこでお尋ねいたします。この際、新たなスタートに向けて、まちづくり、あるいは自治基本条例の制定に着手するお考えはありますかどうかお尋ねいたします。

○町 長

町の自治基本条例であります。今、議員さんおっしゃれたような動きがある中でですね、今辰野町がちょうど60周年ということで先ほどのお話があったように答弁を総務課長しておるわけでありましてけれども、その後、人口問題だとか、減少問題いろいろクローズアップされてきまして多くの労力って言うんですか、計画、同時にここで立ち上

げるとそういうふうな形が非常に多くなってまいりました。その戦略だとかいろいろの形の中で取り組んでおるわけでありますので、地域課題ですとか住民の主体的な参画についてもですね、そういったものも一緒に含めてやっていくということでありますのでこの後期基本計画の中でそういったものを目標にですね、進めていけばとこんなふう
に思っていますけれども、それらについても今年の中の基本構想の中で検討を進めてい
きたいと、こんなふうには思っています。以上です。

○宇治（10番）

確かにその後の状況変化で地方創生問題が焦眉の急務ということで浮上してきてお
りますので、なかなか大変かと思えますけれども、ぜひ手順が後になってもですね、研究
をしながら次世代に引き継ぐまちづくりの計画の一環としてですねできるだけ早く着手
していただくよう希望したいというふうに思っています。何がともあれ60年という歴史の上
に立って、新たな10年、20年のまちづくりが始まります。折しも辰野版地方創生への助
走元年でもありますのでぜひとも「ひとも、まちも、自然も輝く辰野町」になるよう期
待して、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長

只今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時15分といた
しますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始	12時	16分
再開時間	13時	15分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席12番、垣内彰議員。

【質問順位4番 議席12番 垣内 彰 議員】

○垣内（12番）

それでは通告にしたがいまして2件について質問をさせていただきます。午前中にも
中谷議員、宇治議員からも同様の質問がなされましたけれども、私もまた辰野町版総合
戦略について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。また2番目として荒神
山スポーツ公園の総合的な計画について質問をさせていただきます。まず、はじめに辰
野町版の総合戦略についてであります。政府は昨年暮れ11月28日に各都道府県知事宛に
まち・ひと・しごと創生法の趣旨を示し、翌12月27日に地方人口ビジョン及びまち・ひ
と・しごと総合戦略を策定するように求め、各都道府県内の市町村長にも同様の戦略を

示すようにと指導するようにとの旨、各都道府県知事に通達を出しました。そこで、当然のことながら辰野町にも県を通じあるいは国を通じて総合戦略策定をせよという通達が来ていると思いますが、町長に先ず第五次総合計画後期計画、それと辰野町版総合戦略、更には第六次行財政改革大綱、3つの大きな指針と言うんですか、計画についてそれぞれの目的、意義、何のためにそれを策定するか。それを策定することであるいは実施することでどういう効果が得られるか、期待できるか、あるいは3つの3件のそれぞれについての違いと言うんですかね、分かりやすく説明していただきたいと思います。

○町 長

それでは垣内議員さんにお答えを申し上げたいと思います。総合戦略の話でありますけれども、今議員さんおっしゃれたとおり国からその対策が求められてきておりまして、それぞれDVD付きでまいりまして、何回かいろいろの方たちにも機会を捉えてDVDを見ていただきまして、そういったもののご理解をいただいていたところでありまして、町の総合計画は先ず、まちづくりの方向性を示す最も基本的な計画でありまして、前期後期とそれぞれの計画に構想にわたっているものであります。地方版総合戦略はまち・ひと・しごと創生法に基づきまして国県の総合戦略を踏まえ、各地方自治体に策定が努力化された計画であります。また、行財政改革大綱はその総合計画を実現するために限られた財源、厳しい財政状況の中で町が効率的な行財政の運営の手法を示す、そういった計画でございまして、中身についてはそれぞれ課長の方から申し上げたい、このように思います。よろしく申し上げます。

○まちづくり政策課長

それでは先ず、第五次総合計画後期基本計画につきましては町民や地域、企業、各種団体と行政がともに取り組むまちづくりを含めまして行政主体で取り組む施策全般にわたる計画であります。町の将来像とそれを実現するために基本的な考え方を示した基本構想と基本計画実現のために取り組む施策と進め方を示す基本計画の2段階の計画で構成されております。今回策定します後期基本計画につきましては平成28年度から32年度までの期間について定めるものであります。また、地方版の総合戦略につきましては早く言えば人口減少対策の施策に主にはなります。辰野町においては総合計画を策定する上で昨年度実施しました辰野よりあい会議や、町民アンケートの中で出された辰野町の大きな課題としまして人口減少問題ですね、これが多く出されまして今回作る総合計画の中ではこの総合戦略を重点施策、重点プロジェクトと位置付けて、今策定をしていこ

うとしているところであります。期間は国の総合戦略と合わせて27年度から31年度までちょっと期間が1年前倒しになります。後期基本計画を1年前倒しで専攻するような形で策定をしていきたいと思っております。また行財政改革大綱につきましては先ほど町長言いましたとおり、その総合計画を実現するために限られた財源、厳しい財政状況の中で町が効率的、効果的な行財政運営を示す、進めるにはどうしたらよいかといった手法を示したものになります。この今回策定する大綱につきましては総合計画と同じ平成28年度から32年度までの総合計画と一致した期間について進めるものであります。以上です。

○垣内（12番）

それぞれ3つの計画についての役割と言うか性格っていうのは、今の質問でよく分かりました。確か5月の臨時議会だったと思うんですが全協でまちづくり政策課が示されたこの資料っていうか計画案、議員の皆さんも覚えがあると思うんですが、これその今言った総合計画と戦略、そして行財政改革の趣旨っていうんですかね、主な施策。それからどういう内容、どういう陣容でどういう手順で考えていったらいいかっていうのが分かりやすく図式化されていて、これ初めてもらった時に分かりやすい資料だなと感心したんですが、読み進むうちにますますこの良さが分かってきて、この資料を見ていると良い所、それからひっかかる所っていうのは非常に分かりやすくなっています。先ずその戦略的な視点という所から確認したいんですが、ちょっとこの資料についての細かい所は次の質問でさせてもらいますけれども、一昨年の総合計画の時から町は戦略的な視点を持たなきゃダメだと、要するに「コンセプトを持って長い目で目的地を示してから走り出しましょうよ」っていうことをこの1年半言ってきました。ようやくまちづくり政策課も町長直属のシンクタンクであると、自分たちは。自分たちが指令塔になるっていうような自覚をこの3月議会の時に答弁の中でお聞きして「そうだ、そうだ」意を強くしたわけですがけれども、あらゆる事象、施策に戦略的な視点を持たないといけないと思うんですよね。それはこの図を見れば見えてくるわけですがけれども、その時に具体的にトップが町長がこの町は右へ行くんだ、左へ行くんだ。あるいは、政府の指示どおりに、あるいは県の指示どおりにその戦略に乗って動く、あるいは動かない、少しゆっくり行く、後から行く、立ち止まる。いろんな戦略があると思うんですよね。町長として今度のまち・ひと・しごと創生会議でしたっけ、そこから示された指示書みたいなものに対してどういう姿勢で取り組むおつもりでしょうか、お聞かせください。

○町 長

先ず、基本的にはですねいろいろの方向性もあるかと思いますが、ものを進めるにはどうしても財源って言うんですか、そういったものが必要になってきます。全てとは言いませんけれども、大方のものはそうだと思います。だとすれば国のそういったガイドラインに沿ってですね、それをいかに有効に利用できるか、そういったことでありますので、それをいかにして利用って言うんですか上手に織り交ぜて、それを町の施策として取り入れていくか。それによって町の方向性を見出していくということでもありますので、そういった裏づけがないものについてはなかなか表現の中ではいいわけでありましてけれども、実際に進むべき方向っていうのはそういった方向にならざるを得ない、そういうことでもありますので、そういったことを先ほど言いましたように利用できる方法は何か、これをまず考えることから始めていく、そういうことでもありますので。先にあるものは人口減少であり、少子高齢化だとか、そういったものに対応できるもの。またそういった目的に向かって進むための産業の振興ですとか、いろいろのものがあるわけでありましてけれども、そういったものを取り入れて、そういったものに進んでいくとこういうことになろうかと思えます。以上です。

○垣内（12番）

確かにですね、国の施策、取り入れられるものは取り入れる。財源が限られている中でできないものはできない。そういう選択をするっていう姿勢は大いに同感であります。あの忙しい昨年暮れにこうしたその石破大臣からの指示でですね、前倒しでも取れそうな予算というのをまちづくり政策課、頑張ってプラン立ててですね、プレミアム商品券の予算だとか、その他子育て支援の予算等を補正で取ってしまったというのは機敏な動きで、すごく評価できると思えますし、政府の言う甘い誘いと言うか地方創生人材支援制度なんていうのは高らかに謳ってですね、ベテランの国家公務員を規模の小さい自治体にはお貸ししますよと。彼らの知恵を借りて戦略を考えなさいよというのを危うく、危うくって言うことはないですけど、お誘いがあったわけですけども結局彼らの人件費は町が負担しろみたいな話になっているようだったので、きっぱりと断った。あるいは近隣町村がですね口車に乗ってなんて言い方おかしいですけども、その政府の指示に従って戦略室とかですねいろんな町内に組織を立てるということも辰野町はしませんでした。これは前からも言っているように辰野町は早くから、まちづくり政策課っていう、そういった全町的に起案をしていく政策を考えていく部門があるんだから、それが

戦略を立てれば良いんだっていうような考えでいると。ここは大いに同意できる場所ですが、そういった屋上屋を立てるようなことはしなかった。非常に懸命な地道なと言うか地に足が着いた対処の方法で非常に良いと思います。今度のこの具体的な例になっていくわけですが、政策体制という説明の資料を見てもですね、この総合計画後期総合計画の策定の工程図と戦略策定が1つの枠に囲まれている。これシンプルでとっても良いことだと思います。私が考えるんですけども、総合計画後期総合計画の施策の中に当然総合戦略に関わってくる施策は含まれるわけですから、何も改めて総合戦略を策定しまして、辰野町の戦略はこうですなんていうことをですね、政府あるいは県にですね報告する必要はないわけです。と、言い切って良いのかどうか分かりませんよ。分かりませんが、私だったらそこは強かにですね、後期計画を立てる中で出て来た施策について表紙をですね総合戦略、辰野町は総合戦略っていう表紙にすればそれで十分通用するわけですし、そういったクオリティの高い計画を戦略的支線を含んだ計画を立てていく必要があるんですから、何も2つ立てることはないだろうと、僕は思います。その中でこういったその資料、先ずそのぱっと見ですね、総合計画と総合戦略っていうのが1つになってこれは言ってみればアクセルのようなものですよね。これに向かって全職員が一丸となって頑張っていくんだということ。で、その裏側の例えばこの第六次大綱、行財政大綱については、これはどう効率を上げ予算の、と言うか経費を抑えるか、いわばブレーキに当たるもんだと思うんですよ。政府はアクセルを踏みながらブレーキも示せみたいな話、言っているわけですね。「黙って金よこせ」っていうくらいのお話なんですけれども、辰野町はもう石破大臣がいろいろ言う前から町内には人口対策プロジェクト会議は立ち上げてますし、PDCA云々言う前に行財政大綱の中で辰野町は評価システム、それは施策についてもそうですし、もう10何年もそういったPDCAを回すというサイクルを町内で実施しているわけです。何も今更、その戦略会議の皆さんにいろいろ指示される必要はありません、というのが辰野町の現状だと思いますし、私もそれを誇りをもってこの辰野町の行政について見ているわけですが、ただ、この図を見た時にこのまま素直に行けば良いなと思うんですけど、ちょっと気になる所はですね、外郭団体に基本構想審議会っていうのがあります。これは各協議会や団体の会長さんが入られている。それから創生戦略会議の中でも、総合戦略推進会議という会議があります。一方の審議会の中は、これは町長か組織内の委員会か分かりませんが、諮問し答申を得るという内容。それから総合戦略の策定については情報の提供、意見提

案をいただくということで創生総合戦略推進会議の方にはそういった内容を振ってあるわけですが、この2つの組織ダブリませんか。いかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

今、議員言われるとおりに総合計画と今度作ります地方版の総合戦略には2つの外部組織を組織化しております。ちょっと説明させていただきますが、辰野町の基本構想審議会ですね、こちらについては辰野町基本構想審議会条例に謳われている審議会であります。審議会は委員17人以内をもって組織し、委員は識見を有するもののうちから町長が委嘱すると。具体的には議会、区長会、女性団体連絡協議会、民生児童委員会など各種団体の長と公募委員により構成をされています。今回、地方版総合戦略につきましてはこの基本構想の審議会の中で検討していただくか、また新たな審議会、委員会組織を立ち上げるかの検討をしてきました。検討にあたりましては先ず示されたのは国からこの産官学金労言ですね、から多くの意見を聞きなさいよというような国からの指導もございまして、先月の5月21日に区長会をはじめとする地域の産業、教育、子育て、金融機関、労働団体等、各種団体から推薦されました辰野町創生総合戦略推進会議ですね、を設立いたしまして、総合戦略の検討に着手したわけであります。多くの皆さんから意見を聞くという方針から、基本構想審議会の委員とは重複しないように配慮の方をしております。団体の長ではなく意見も言える環境にある方ですね、そういった方たちを極力推薦いただいているような形であります。今後月1回のペースで会議を開催しまして情報共有、意見交換を兼ねて9月末までに原案をまとめる予定でいます。現在、公募委員も公募しているような状況です。今月いっぱいですかね。辰野町創生総合戦略推進会議で練られた総合戦略を総合計画の中の重点施策、また重点プロジェクトの1つとして辰野町基本構想審議会に諮問をしていきたいと考えております。また、第六次行財政改革大綱につきましてはその諮問答申機関としまして、辰野町行財政改革推進委員会、設置条例に謳われております辰野町行財政改革推進委員会を組織しております。この委員会は委員15人以内をもって組織しまして委員は識見を有するもののうちから町長が委嘱するとなっております。具体的には区長会、商工会、女団連、老人クラブ、公募により構成されています。今年度は国から計画の策定の求められています公共施設の総合管理計画もこの策定に合わせてこの審議会でも審議をしていただくような形を取ろうと思っております。というわけで今年度はいろいろな計画の策定ラッシュとなってしまいましたが、今ある既存の組織を活用したというのが1つと、もう1つはなるべく重複しない委員の

中で大勢の方の意見を聞きたいというような形でもって、この総合戦略については推進会議の方を立ち上げています。以上であります。

○垣内（12番）

今の説明でよく分かったと言うか、若干意見の合わない所もあるわけですが、その審議会は条例で決まってて17人以内ということで、それは了解できるんですが、地方版の総合戦略推進会議の中で産官学労言、何でしたっけ、何とかってその7つの団体からの意見をよく聞きなさいって話なんですよ。意見を聞く場は、相手は多い方が確かにそれは良いんですが、こと戦略を立てるという観点から言うと船頭多いと、まとまらないわけですよ。当然町長の強いリーダーシップが必要になるわけで、先ほどできることはやりますよと。だけど限られた財源の中でできないことはできない。という立場ですという話なので、それはそうでしょうということなんですが、こと戦略に関しては5年後、少なくとも5年後ですね今考えられているの。10年20年というスパンで辰野町をどうするかっていう所を町長お一人で決められない代わりに、そういった外郭の審議会、あるいは団体に協議しながら決めていく。そのサポートをお願いするっていうのは良いと思うんですが、それにしてもですよ。選ばれた20数人の委員の中で戦略について腹を割って相談できる相手っていうのが何人いらっしゃるんでしょうか。例えば、政府は今コンパクトシティ化を目指せていうふうに、あそこのあの総務省の方の、総務省ではないか。戦略会議でしたっけ、中の趣旨書の中でもはっきり言っていて、そうすることで行財政のコスト削減を図りなさいという。町議会の中でもコンパクトシティとは言っていないですけどコンパクトタウン化っていうのをこれからの町政の目標にすべきだっていう議員もいらっしゃいます。私はこの4月の町議選の中でユナイテッドビレッジ構想っていうのを辻立ちの中で、たびたび触れさせてもらいました。それは各辰野町みたいにこの5本の手が、手のひら開いたような地形の中でそれぞれの小さな村々、集落がコミュニティとして機能することを保管して、それらが健全に各地方が生き生きと暮らせるようなコミュニティが残らなかったら辰野町は消滅するじゃないか、っていう危機感からの提案でした。緩やかな連合組織、村々の連合体としての辰野町。だから任せられる所は辰野町一色じゃなくてそれぞれの村々に合った、自治を医療、介護、福祉、教育、それらの面で本当にその地域住民の主体性に寄与しながら、町はそうした地域住民のやる気を保管するような、支えてあげるぐらいの経済的、あるいは制度的な支援をしていったらどうだっていう提案をさせてもらいました。町長にお尋ねしたいのは、

「さあ、どっちか」っていうことですよ。国の施策に応じてコンパクトタウン、コンパクトシティ化するのか、あるいは今までのやり方を続けるか、というところなんですか、いかがでしょうか。

○町 長

はい。今の件でありますけれども一概には言えないっていう面もあろうかと思えます。大きなところから見ればですね、国の戦略は東京一極を避けてっていうことでもありますけれども、基本的には中核都市だとかそういった所へ集める。ですからこの地域で言えば伊那だとか、そういった所にだんだん集中してやっていくとこういうことになるかと思えますけれども、政策そのものが大体そういうふうなことにできているわけでもありますけれども、それだとですね地域、今言われたまさにその地域っていうものがだんだん薄くなってってしまう、そういうことでもありますのでそういったものが残れるように、それが機能していくように。ものによっては当然全てが揃うなんていうことはあり得ませんので、規模が違いますけれどもそういった意味もあって、よりあい会議をやったりとか地域のそれぞれの今度の目標を立てたり、自分たちができること、それから行政とともにやること、自分たちがやらなきゃいけないこと、こういったことをそれぞれ話し合いながら地域の特色を出してそれをまた行政ともども一緒になってやっていこうということでもありますので、決してどちらに偏ったことでなくてですね、事象に応じてそういった方向をそれぞれやっていく。そういうことでしか辰野町はこれからこう発展っていうんですかね生き残ってはいけない、こんなふうに思っています。ただ、国からの助成体制だとかそういったことについては当然もう枠がはめられて来るものもあるわけでもありますので、そういったものも当然取り入れながらやらざるを得ないものも出て来るというふうにも思っています。それが今の時点でどうかっていうことははっきりわかりませんが、少なからずそういった方向に動いていくっていうことは間違いない事実だろうとこんなふうに思っています。以上です。

○垣内（12番）

了解しました。国の施策、方針に従うように見せかけつつ、あらゆるところで辰野町独自で残せるところは残すというような、その強かさを持ちながら財政改革や総合戦略策定して少しでも住民主体と言うんですかね、地域主体になるような施策を考えていただきたいと思います。で、もう1つはその先ほどチラッと触れましたけれども戦略推進会議の委員の皆さんの中で特に町長が頼りになる人でも良いのでまちづくり政策

課と町長、副町長、3者、4者ぐらいでぜひ戦略会議の中での船頭と言うんですかね、司令塔を作ってもらいたいと思います。というのは各地の戦略会議の中では著名な研究者や行政って言うかいろんな企業のですね、経営手腕が実績のある方がコンサルタントになっている町もあるわけなので、そういった広い視野で辰野町を第三者的に見て、

「ここをこうした方が良いよ」っていうような意見があれば聞いていくっていうところが、大勢の意見を聞くっていうのも大事ですけども集約する時に大いに参考にする副審とも言える、その何て言うんですかねブレインていうのをこうした人の中から見つけて出していただいて、ぜひ次の5年、10年一緒に考えてくれるような体制を作っていただきたい。10月に示されるであろう戦略、総合戦略、議会としても楽しみにしておりますので期待しておりますので、ぜひやっていただきたい。時間が来てしまったのでまた自論を展開したいんですが、その評価システムについてはもう一度10年、15年経過しているわけですから使い勝手を良くしてですね、実際にツールとして使えるような形にしていきたいっていうのを三度言わせていただいて、次の質問に入りたいと思います。

戦略的な視点から荒神山公園を見たらどうなるかっていうところをお聞かせいただきたい。将来像ですね。どういうその施設の集合体で、町民にとって、あるいは町外の人にとってどういう施設にした方が良いかっていうところを町長のお考えをお聞かせください。

○町長

荒神山につきましてはいろいろの計画を立てられ、それを進めてきて将来これからどうしようという多くの方たちのご意見をお伺いしてきたところでありまして、そういったものに沿って今まで整備も進めてきたところでありまして。ただ、計画いろいろこのところずっとやっていますけれども、計画が計画であって実際にそれが動き出す、そういうふうなものとの何て言うんですか整合性がはっきり持たれておりません。どちらかと言うとですね、今まで荒神山計画、こういった中でできることはどんどんやってきたわけでありましてけれども、ここへ来て先ほど、今日もずっと話も出ておりますように財政的にも非常に難しくなってきた、土木費だとかそういったものの割合もずっと下がってきて、それに費やせるお金も少なくなっていてどうしても優先順位で見ていきますと、生活道路だとか、そういった身の回りのことにどうしても取られてしまうっていうんですか、重点を置かざるを得ないそういうふうな状況の中で計画を作りまして、また今ある施設の超寿命化計画、こういったものを謳っているわけでありまして。立てるわけでありまして

けれどもそういった中で、じゃあどこまで踏み込んでできていけるかってこういったところが非常に確信が今持てない状況でありますので、そこらへんのところが非常に今悩ましいって言うんですかね、計画を立ててみたけれど本当にどこまでできるんだらうってこんなところが非常に不安の中で、いつもそれがまとわりついているわけであります。そういったことでいろんな計画等については今までお話も申し上げてきましたけれども、それが実行計画になかなか結びついていかない、そんなことありますので何と言って表現したらいいかあれですけども、今のある施設を何とか守る、守って新しいものに将来更新をしていければいいか、そんな思いであります。そのよりもっと進んだ話が必要なら今ある計画だとか、そういったことで建設課長の方から申し上げますがどうでしょうか。

○垣内（12番）

私の方の情報が少ないせいもあるんですけども、平成24年に荒神山公園懇談会が開催され、平成25年の11月にはそれらのさまざまな意見を集約した形で基本計画は作りましょうっていうような内容のところまで進んでいるっていうような話は聞いておりますし、昨年ウォーターパークの再開に向けてその再開が可能かどうかっていうところも見積もり額が確定して、それは無理だろうっていう結論が出たっていうところから承知しております。そのあとのですね、じゃあ総合的なその基本計画っていうのは25年の末までに作るっていうような話は聞いてたんですが、それはできたかどうかっていうところだけお聞かせください。

○建設水道課長

荒神山の基本計画についてなんですけれども、一応ですね25年度事業で原案についてできたわけなんですけれども、現時点でですねその内容をですねまだ検討をしている段階でございます。内容、状況が整いしだいですね、どんな形にしる懇談会等ですね報告協議する予定でございます。協議終了後、公開となるっていうような手順を考えております。以上です。

○垣内（12番）

そうするとやはりですね、平成25年の暮れには原案であれその基本計画ができた。ただ、公開するわけにはいかないという何かの理由があるかと思うんですが、さしつかえなければその理由っていうのは、明らかにしていただけないでしょうか。

○建設水道課長

基本計画の関係なんですけど5つの方針は立つことができました。それは先ほど言いましたように24年度に行ったですね懇談会、ワークショップ等、それから町民アンケートも実施しましたし、庁内検討会も実施してですね24年については基本構想という形で4つの項目に整理できたわけなんですけれども、それを基にですね基本計画の方針として5つの方針は立てております。1つとして住民とともに取り込む公園づくり。2つとして自然体験ができる公園づくり。3番として既存施設の魅力アップと連携。4番としてユニバーサルデザインの防災公園。5番でウォーターパークの跡地利用ということでそれを受けてですね、原案をですね公開、報告する前にですね26年度に庁内検討会を実施しております。その中でですね、やはり荒神山全体の計画なんですけれども1番はやはりウォーターパークのですね活用方法が重要であるということで、庁内の検討委員会では結論付けております。それで先ほど議員が言ったとおりにですね昨年の8月にウォーターパークはどうなのかっていうことで、議会の全協で報告したとおりになっております。それで、更地にするだけですとですね国庫補助金の返還ということで1億8,600万円ですか、が発生する、ということで補助金の極力返還をしないで済む都市公園法に合致した公園整備を方針として決めていかなければならないっていうことの中で、昨年度再度ですね国に問い合わせる中で、今その金額11月に国から回答をいただいているわけなんですけれども、その公園法に合致した公園整備という具体的なある程度具体的な計画をお示しするっていうところで今ちょっと戸惑っている段階でございます。以上です。

○垣内（12番）

そうすると5件の項目について4つまではほぼ方針は示せるんだけどウォーターパークの所はちょっと先は分からないので、公開はできないっていうふうに解釈したんですがそういうことですかね。そうしたらそのウォーターパークはちょっとおいておいて、残りの4件についてその進めるっていうわけにいかないんでしょうか。

○建設水道課長

議員おっしゃるとおりですね、そのウォーターパークを除けばですね、ある程度基本方針として報告、協議できることと考えております。以上です。

○垣内（12番）

ぜひですね、留まることなく非常に利用率の高い公園だと思いますので早く懇談会って言うかワークショップ等で出された意見を汲み上げて公園、できる範囲で整備する。

あるいは利用者が使いやすいような組織を作っても良いと思うんですよね、利用者団体の。で、その何かにも当たっている管理体制を簡素化して使いやすいようにもっていただきたいというふうに思います。その中でもやはり何度も言いますけれども、じゃあその荒神山を辰野町のその観光行政、あるいは産業、福祉の中で戦略的にどう位置付けるか、例えば人口対策で「こんな施設ありますよ、どうですか辰野に移住しませんか」って胸張って言えるような、何て言うんですかねグレードの高い公園にしていくのか。少ない予算でアイデア絞ってですね、何とかしてそういった資源として告知していくってことは可能だと思うんですよね。そこは工夫しただと思うので、もう一ひねり二ひねり、知恵出していただいて何とか有効利用できるような形にしていだけたらと思うんです。例えばその戦略って言った時に前にもスマートインターと合わせてあそこに道の駅を造って大幅な開発をしてあそこを観光一大拠点にしたらどうかっていうの、もうそれこそ戦略ですよ。乗るか反るか、いちかばちかの巨額な投資を行政がするのか民間に募るのか分からないですけども、そういう気は、今町長の答弁聞いてもそんなことはするわけがないっていう気はするんですが、地道に町民憩いの場として、あるがままをもう少し使い勝手良く、改修するっていうような形でやっていく、そこが行財政改革も含めた形でギリギリできる選択かなと私も思うわけですが、その中でも少ない投資で最大の効果を出せるように、有効な国からの補助金とかですね、あるいは民間の企業から出されている環境保護の何か助成金みたいなものを利用しながらとかですね、いろんな知恵を絞ってあの全体を見直したらどうかなと思うんです。非常に良い施設が整っていると思うので。ただ、悲しむべくはその何て言うんですかね、今までの行政のプランていうのが近視眼的でその都度、一所懸命努力して一つひとつの施設を造ったんだけど、最終系っていうのは彼らの念頭にはないと思えないようなレイアウトと何て言うんですか動線設計なもんですから、使い勝手が非常に悪いと。でも、例えば荒神山たつの海周辺のゴムチップでですね、ゴムチップ化されたら一挙に多分、私は正確な数を数えてないですけども、利用者は確実に増えていると思うんです。それから芝生広場でドッグランに使っている人たちは大勢いらっしゃいますし、じゃあ、例えばですよ、ウォーターパークの潰す所だけ芝生化して、そこはドッグランだけ専用だよと。寝そべったりしないでくださいと。その替わり愛犬家はその糞尿だとか、犬の糞の始末はしなんで良いですよと。自由に走らせてくださいというような施設にするとかですね、何かそのお金かけずに町民がっそう使いやすいようなアイデアっていうの

を盛り込んで、考えていっていただきたいんですが、それはどうですかね答弁いただければありがたいですが。

○町 長

いろいろのご提案をいただきましてありがとうございます。中谷町議さんからもずっとその荒神山に対していろいろのご意見をお伺いして、叱咤激励いただいているわけがありますけれども、議員さんおっしゃられるような後向きのふうにとられると非常に切ないところがありまして、現時点でできる精一杯のことを今やっているんじゃないかと、こんなふうに思っています。この状況の中でありまして、ここのところかなりのいろいろの整備もやっておりますし、進んでおります。そういった面では十分に今ご利用していただいている。十分とは言えませんが、利用していただいている皆さんのニーズにはある程度応えられているのかなとこんなふうに思います。ただ更新をしたりですとか、新たなものをあそこへ造っていくとか、そういうことについては計画の中で立ててもどれだけ前向きにできるかどうか、そこが非常に悩んでいるところでもありますので、今、おっしゃられたような周辺の整備は一所懸命させていただいてますし、トイレも使い勝手が良くなったりとか、いろんな面で皆さんにご利用いただいておりますので、その点は誇れるものではないかとこんなふうに思っています。これからも一所懸命そういったものも手を入れていくわけがありますけれども、どうしても進み具合が今一思ったようには進んでいかないだろうと、こんなふうに予想しているところでもあります。以上です。

○垣内（12番）

私の発言が町長の施策が後ろ向きだというふうにとられるとすると心外ですが、私は限られた予算の中で本当によくやってくれていらっしゃると思うと高く評価しておりますし、それから返すがえす言いますけれども、いろいろな予算でもう加島マジックと賞賛させていただいておりますので、その意味では限られた予算の中で最大効果をやるには、ここが限界だろうなというところギリギリをやってらっしゃるというふうに高く評価させていただいております。とにかくお金ないのは町民も皆分かっていますから、知恵を出す。とにかく知恵を出していく。で使いやすい公園にしていくんだっていうことを町民も思っていますんで行政の担当の方々もですね、ぜひそういった住民、利用者の声を上手く吸い上げていって活用していただけたらと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 1 番、岩田清議員。

【質問順位 5 番 議席 1 番 岩田 清 議員】

○岩田（1 番）

それでは通告に従いまして喫緊の教育問題に集中して質問したいと思います。現在国会では、集団的自衛権の解釈を巡った安保法制の集中審議がまさに百家争鳴の状態です。さまざまな論戦が展開されています。しかし、私はその陰に隠れるようにこの 4 月 1 日から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」による新教育委員会のあり方や総合教育会議、長野県では昨年 10 月 30 日に前倒しで行われたという報道もございましたけれども、この一連のですね今までの教育行政と大きく転換する可能性を秘めています法律について、町長と教育長に質問したいと思います。先ず、総合教育会議についてでありますけれども、これにつきましては過去、私も質問をしていますけれども、改めて全体的な理解を得るために質問させていただきます。文科省では、この法律のサブタイトルとして教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るということになっているわけでございます。それでは最初の質問に入りますけれども、新制度では町長と新教育長との関係はどのようなになるのか、従来との比較でご説明いただきたいと思っております。

○町長

引き続き岩田議員さんの質問にお答えをしてみたいと思っております。新たな教育制度ということで、法律が施行されこの 4 月の 1 日から新たなものになったわけでありまして、教育長のその任命だとかそういったことにつきまして新たな法律ができたわけでありまして、一方で旧来の教育委員会の制度って言うんですか、そういったものも選択制となっております。現在の 4 月の 1 日にどちらかって言うんですか、4 月 1 日じゃなくてもですけども、どちらかを選択するかっていうことになったわけでありまして辰野町は今までの教育長、教育委員会の制度をそのまま使って、今の教育長さんの任期の終了と同時に新制度へ移行していくと、そういう選択をしたわけでありまして、ですから教育委員長さんというものが、当分残っていくとそういう形でありまして、そういった制度を選択して新しい教育制度になってまいりました。新たな教育の中では総合教育会議、そういったものはその制度と別個にですね、新たにここで発足しまして

そういったものも互いに知恵を出し合いながら作っていくと、そういうことになりました。進み出したものであります。内容につきましては教育長の方から申し上げたいと思います。

○教育長

はい。岩田議員の質問にお答えをしたいと思います。この法律ができた趣旨につきましては今、議員述べるとおりでございます。従来は首長から独立した執行機関ということで政治的な中立の確保など一定の役割を果たしてきたわけですが、例の大津でのいじめの問題に対する教育委員会の対応というような部分から、迅速に対応できない責任の所在が明確になっていないという反省のところから今回のこの法律は施行されたということになっておりますので、今回の改正ではその部分に大きな焦点が当てられているわけでございます。1つは教育行政の責任体制を明確化するため。今、町長話されましたように、現在では教育委員会の責任者が非常勤の教育委員長、教育行政の事務のトップであるのが常勤の教育長ということになっているわけですが、これを1本化しましょうと。そして新たな責任者として新教育長を置きましょうと、こういうことになっております。で、その新教育長は首長が議会の同意を得て任命をし、任期は3年ということになっております。この3年というのは首長が任期の間に教育長を任命できるという、そのために3年としているわけでございます。首長と教育委員会が協議、調整を行う場として今言われるように総合教育会議を置くことになっておりますし、その場で教育に関する総合的な施策の大綱を策定することなどが、これ定められているわけでございます。ただ、町としましては私の任期がある間は旧の教育委員会制度でいきたいと思います。ですが総合教育会議だとか、教育大綱につきましてはこの4月からもう実施していかなければいけないということで第1回目の総合教育会議は、ご案内のとおり5月末に、27日に開催させていただきました。これに関わってですけど、確かに首長が議会の同意ではあるわけですが、教育長だとかあるいは教育委員を直接任命することができますので、見方によれば首長の権限が強くなったという、そんな感も一方であるわけですが、しかし私はこの辰野町においてはこの法律をですね素直に受け止めて、辰野町の教育行政の課題を町長と共有をする。そしてともに辰野町の教育の充実発展のために力を出し合っていくんだと。こういうふうに考えていきたいと思っております。私今までも町長は教育予算の編成だとか、あるいは執行、教育関係の条例案の提出などを通して教育行政に大きな役割を担ってまいりました。私就任して8箇月になるわけですが

れど、今までも町長と町の教育課題については常に情報の共有を図ってきたつもりでありますし、これからもその方向は変えていくつもりはございません。いっそう共有を図っていこうと考えております。ですので、大きく辰野町の教育行政がここで変わるといことはないだろうと思っておりますし、ますます教育課題山積していきますので、むしろ連携というのは不可欠だろうと思っております。以上です。

○岩田（1番）

町長と教育長からご答弁いただきましたけれども、両方がともにですね力を合わせていくんだというお話はよく分かりましたけれども、実際にですねこれまでの教育委員会の課題ですね、これは辰野町ということではないわけですがけれども、国民が見てですね全国的な教育委員会としての課題というものを少し挙げますと、まずですね先ほど挙げられた教育委員長と教育長のどちらが責任者なのか分かりにくかった。それから2番目に教育委員会の審議が形骸化している。開かれた教育委員会、私も2回ほど傍聴させていただいたんですけれども、多分議員の中でもなかなか教育委員会を傍聴された方はいないんじゃないかと思っております。3番目、いじめなどの問題に対して必ずしも迅速に対応できていない。これは辰野町はいいと思うんですけれども、4地域住民の民意が十分に反映されていない。5番目として国が地方教育行政の問題について責任を何か、果たせないで果たせるようにしなきゃいけないと。こういうことだと思いますけれども、それに向けての改革、ということだと思います。それで先ほどお話があったんですけど、総合教育会議で決定する大綱はですね、原案の起案を含めてどのようなプロセスで作成されるのか。また、首長と教育委員会の意見が合わない場合、どちらを優先するのでしょうか。この法律ではですね私が虚心坦懐に読む会議では教育委員会は首長に従う義務がないとされています。しかし、教育委員会の予算権や任命権を持つ首長に逆らってまで実際に教育委員会、あるいは教育長が意見を通すことができるのでしょうか。このへんの疑問についてお答えしていただきたいと思っております。

○教育長

ただ今の議員の質問にお答えをしたいと思います。今回の法改正においても教育委員会の職務権限という部分におきましては全く変更がございませんので、引き続き教育行政を教育委員会が責任を持って管理して執行していくんだらうと思っております。教育委員会の会議そのものも従来どおり教育委員の合議で意思決定されるという、ここも変わりございません。新たにこの設置された総合教育会議ですが、これは先ほども触

れましたけれど、首長、町長と教育委員会という対等な執行機関だと思いますが、対等な執行機関同士が教育行政について協議や調整を行ったり、情報交換を行ったりする場ということであって、物事を決定するその場ではないと私は考えております。今、議員指摘されたように、じゃあ両方の両者の意見がね、違ったという場合どうなのかって、それは極力違わないように、この町の教育行政ですので丁寧に協議を重ねていくっていうことだと思いますし、合意したものについて両者が責任を持って取り組んでいくということになるんだろうと思います。以上です。

○岩田（1番）

何事にも慎重で行政が分かっている加島町長ですので、現在の町長の時は心配ないと思いますけれども、この文章を読むとですね、やはり総合教育会議というのがですね、相当な力を持ってるといふふうには感じることは確かだと思います。それでですね、そのサブタイトルにありました地方に対する国の関与の見直しを図るといふフレーズを私はとても気にかかっておりますけれども、どういうふうにご考慮されるのかと思います。それから大綱はですね毎年作成されるのか。そしてですね町長が代われば大綱も変えなければならないのか。このへんのところについてちょっと簡単に答弁いただきたいと思います。

○教育長

質問にお答えしたいと思います。総合教育会議は毎年行っていかなければならないわけでございます。本年度でも予定では今年度3回、開催を考えております。今年度のうちには今年度は大きな課題として大綱を作らなければいけないということですが、この大綱につきましては毎年策定しなければいけないというものではございません。文科省の方も4年から5年に1回でも良いんだと。そしてまたあえて大綱を作らなくても教育の基本方針がきちんと定まっておれば作る必要はないとも申しているわけでございます。ですので私は今回、ここで策定した場合には5年くらいをめどに、5年くらい先まで見越したそんな大綱をできれば良いなあと町長と話をしているところでございます。以上です。

○岩田（1番）

よく分かりましたけれども、いずれにしても過渡期ということでございます。このね根底には大津のいじめ事件が大きく影を落としていると思うですけれども、大津の教育委員会の後手に回った対応などが1つの大きなきっかけになりまして、国側から見れば

教育委員会を中心とした教育行政のガバナンスがあまりにも硬直化して、時代変化に対応できずにいるという認識、というのかまあ不信感を持ったとこういうふうに私は考えておるわけでありましてけれども、この際ですれ国民世論を追い風に教育行政の地方自治体の首長に明確な責任があること、更には国が最終的に責任を果たせるようにしよう、こういうですね表看板と言うかその改革趣旨とともにですね国が従来ですね、独立しなければいけない教育行政ということについてですね、聖域であるという教育現場にですね介入してくる狙いを感じているわけです。最近の新聞などでの報道でもですね県教組は明白に反対しているわけですね。いずれにしましてもですね、これは国の方の決定事項ですので、この中でどうやったら教育の中立とかそういうものが守れるかという話になるってかと思っておりますけれども、いずれにしましてもですね先ほど申しましたように教育委員会の改革ということは、もう焦眉の急ということで教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携強化、これは先ほどおっしゃられたとおりでございますけれども。それから、いじめによる問題などが起きた後で、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確にしたとこういうことが改革の趣旨でございますけれども、はっきり聞いている方々には分かりにくかったと思うんですけれども、今回の改革の最大の特長はですね、要するに町長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確になった。ですから最高責任者が町長ということになったという理解で良いのかなと思っておりますけれども。そして更にですね、教育長がおっしゃったように今はまだ教育委員長がおられますけれども、教育行政の責任者は常勤である教育長にあり、緊急時にも教育委員会会議を緊急に招集できる、教育長がね。こういうことでして、こういう評価できる点などもございます。それでですね教育委員会制度を調べますと、戦後間もない昭和23年ですね、ちょうど町長や私が生まれた年でございますけれども、戦前ですね国家主義教育の反省に立ち政治から影響を受けないために3大原則をきちっとここに掲げてあります。1番目は政治的中立性の確保。2番目は方針の継続性・安定性の確保。3番目、地域の人の参加で住民の意向をきっちり問う。この中でですね私は、今回の改革において一番懸念されるのは政治的中立性の確保という点であると思っております。この3大原則についてですね教育長の所見を伺いたいと思っております。

○教育長

はい。お答えをします。確かに今議員言われますように今回、今日と言いますかね3

月、従来の教育委員会制度というのは戦前の国家主義的教育の反省に立って設けられたものでございます。その部分がどうなのかということですが、私は基本的にはこの3大原則が守られるようになっていくことで、この新しい教育委員会制度においても教育委員会制度においても教育委員会では合理性を取っていくということ。そして総合教育会議において首長と、町長と教育委員会が重点的に講ずべき施策について協議調整を行う場だというふうに。ですのでその部分において考えますとやはり両者が教育の政策の方向性を共有する場というふうに理解をすれば良いのかなと、先ほども言いましたこの3大原則が守られていくように総合教育会議の場、あるいはそれ以外の場でも町長と両方の共有、図っていく必要があるんだろうとっております。いずれにしましてもこの総合教育会議ってというのは、先ほども言いましたけどどちらかに決定権があるというものではないわけですので、両者が公開の場で議論を尽くすことにやっぱり意義があるんだろうと思います。それでこれによって民意が今まで以上に反映されるのではないかなとこう考えているわけでございます。以上です。

○岩田（1番）

そうするとですね、例えば教科書の選定はどうなるわけですかね、ちょっと簡単に。教科書の選定。

○教育長

教科書、実は昨年あたり沖縄あたり大分、話題となりましたけれど、この教科書の選定、現在の来年度の中学校の教科書の今、採択の準備をしております。来年度ですね。これにつきましてはそういう弊害もあるのではということで上伊那におきましては上伊那という広いこの広域で教科書を採択していこうということで今、それぞれの市町村の教育委員会から委員が出て、検討しているところでございます。

○岩田（1番）

そのことをお聞きして多少安心したわけですが、さてですね今後の教育委員会ですね、あるいは委員の構成について伺いたいと思いますけれども、教育委員は基本的に職業などに偏りがないように配慮するとの規定は改正後では変わっていくのでしょうか。またですね教育の専門家でない一般の町民の声を反映して行くためのいわゆるですね「レイマンコントロール」の考え方は維持しなければならないと思いますけれどもこのへんについてですね教育長のお考え方を伺いたいと思います。

○教育長

はい。教育委員の構成メンバーですけれど基本的にはもう従来の教育委員の選定で私良いのかなと思っております。それからそのレイマンコントロールの部分ですが、ここはやはり多くの住民と言いますか、国民が心配の部分であったんだろうと思います。レイマン、いわゆる素人とか一般人ということですね。だから一般人の感覚でというふうな意味だと思うわけですが、このレイマンコントロールにつきましては実は今回改正されました法律の最後には10項目の附帯決議がなされております。この中にははっきりとレイマンコントロールの趣旨を踏まえ、教育委員会は教育長の事務執行を地域住民の視点に立って厳格にチェックすることと。しっかりレイマンコントロールという言葉は載っておりますので、変更はないと考えております。

○岩田（1番）

法律にもレイマンコントロールについてはきちっと書かれているということでございますので、その点でもですね、きちりですね認識して運営していただきたいと思えます。それではですね次の質問に入りますけれども、去る2月14日に文科省が昨年10月の中教審の答申を受けて学習指導要領改定案を公表し、「道徳の時間」を2018年度には教科にするということを打ち出して来ました。もちろん「道徳の時間」は正式な現在教科ではありません。専門の教員もいないと聞いています。私は以前に副読本である『心のノート』を質問で取り上げたこともございます。3月議会でも堀内議員がこのことについて質問しておりますけれども、これは自由な形で人として踏み行うべきことや、社会との関わりを学校が時間を設けて教えてくれるということだと思えますけれども大変良いことだし、これに反対する人はいないと思えますけれども、しかしこれをですね教科ということにしてしまうと大きな疑問が出てござるを得ません。それでは質問に移りますけれども、そもそも現在の民主主義を是とする社会においては、人それぞれの信条、価値観、宗教観の多様性を認め少数意見の尊重や思想的、あるいは民族的なマイノリティーを排除してはならないことが大原則になっているはずであります。これを教科とすることによりですね、この人間の持っている思想、心の部分を数字で評価することになるわけです。これはどういう方法で評価するということになりますか。これについて伺いたいと思えます。

○教育長

はい。お答えをしたいと思います。議員言われますように、この3月に文部科学省が

特別な教科として小中学校における道徳についての学習指導要領を告示いたしました。また、この夏をめどに教科書作成の指針となる指導要領の解説と教科書検定の基準を示すところしておりますので、1つはまずこの中身を注目をしたいと思っております。教科書に基づく指導というのは今言われるように、小学校ではもう3年後ということになります。中学校が1年送れて4年後ということになるわけですが、議員言われるように私も道徳は心の問題であり、人間としての生き方の構図を踏まえた問題であることを深く認識していかなければならないんだらうと思っております。私個人としますと教科化ということになりますとね、項目の羅列とただ単元を消化したというね、ただ消化したという、そういうふうになってしまう恐れもあるのではないかっていうふうに思っております。ただ、これはあくまでも私個人的な意見でございます。今、議員心配されおります人の心のありようを数値で評価するというふうなことでございますけれど、この点においては文部科学大臣も評価は数値ではなくということ、数値では評価できないとこう明言をしております。学習指導要領とそれからこの解説を見ないと分からないわけですが、記述式になるのではないかと思っております。確かに道徳の教科化については賛否両論ございます。道徳を教科化して人間としての生き方を学ぶことが大事だという賛成意見も多数ある一方、一定の価値観だとか規範意識の押し付けに繋がるという反対意見も多数ございます。

○岩田（1番）

そうしますとですね数字で評価するかどうか、今まだ決定はしてないということでございますけれども、例えばですね、公德心ですね。公の道徳を養うということで、「人様に迷惑を掛けるな」とか「時間に遅れるな」とか「好き嫌いをなくそう」とかこういうことについては誰も反対することはないと思うんですね。ただ、この道徳の教科化を心配する人たちはですね戦前の修身ですね、私たちは無縁だった科目ですけども、それが一番目の科目の一番目にきたわけですね。それを評価してそれが高い人が良い成績だったとこういう時代がありましたんで、それに対するトラウマもあると思います。いずれにしてもですね、教育長がしっかりした形で答弁されましたので、そのことをですね期待しますけれども、だけど私はですね教育ってこういうものはですね、思想的に無色であるということはないと思うんですね。その国家が国家を成立させている国家理念を下敷きにしない限りね、教育というものはないんで、我が国で言えばですね自由主義国家において何が必要なのか。我が国の教育はそこから始めるべきであってこう

いう原点をやっぱ忘れちゃうと、じゃあイスラム国のことにしてもですね、もう人道的にかけ離れたような形の見解が出てきたり、それを賛美するような声も出て来るということでございます。いずれにしましてもですね、そういうふうにしてしっかりした準備と検討をしていただければありがたいと思います。私が心配しているのはですね、どうもね大津の中学2年生の男子のいじめ自殺を受けてですね、国の方の教育再生会議が2013年に道徳の教科化を提言してからですね、地方のですね教育委員会の特質で横の連携があんまりね力がないって言うか、教育委員会の特質だと思うんですけども、声をあげることもなくね一瀉千里（いっしやせんり）にこのことがね進んできてしまっているんで、その心配があるということでございます。特にですねそのいじめ防止ということでございますけれども、実際に今も問題になっているのは35人学級を40人に戻せと、いじめは減っていないじゃないかというような議論もありましてですね、この道徳の教科化がいじめ防止に果たして役に立つのでしょうか。この件についてですね教育長のお考えを伺いたいと思います。

○教育長

はい。道徳の教科化がいじめ防止に役立つかどうかという、そういう質問でございますけど、いじめ防止に役立つかとかこう問われれば、役立たないとは思えないと思います。ただ、いじめ防止だとかね、心を育てるという教育は何も道徳だけがやるべきものではないんだろうと思います。学校教育における全ての教育活動行わなければならないんだろうと思います。例えば国語や社会科、数学、あるいは算数、理科においてもその教科をとおして心を育てるってことを当然やっていかなければ、学校教育の意味がないんだろうと、これは私現職の時代からもそう思っておりました。ですので今回、道徳が特別な教科としてね、教科書ができてから従来どおり各教科では教科の切り口をとおして、いじめの防止、それから心を育む人間形成を図るという指導を行っていかなければならないんだろうと思っております。そうでなければ学校教育ではないんだろうと思っております。

○岩田（1番）

いずれのことにつきましても教育長のしっかりしたご答弁をいただいたので、それを信頼したいと思います。さて、最後の項になりましたけれども、開かれた町民に親しまれる教育委員会につきまして2点ほど質問したいと思います。ここにですね私も初めて出してみたんですけども平成13年3月16日、教育委員会告示第1号、「辰野町立小・

中学校評議員設置要綱」というのがございます。これは全8条から成り立っているものでございますけれども、第3条です。評議員の数は1校6人以内とするということ。それから第4条になりますけれども評議員の任期は4月1日から翌年の3月31日までの1年とすると。でその後にですね、ただし再任を妨げないという定めがあります。そこで質問したいんですけれども、現在、町内の各学校の評議員の人数と委員の在籍平均年数及び長期間在籍しておられる委員はどのくらいの年数の方がおられるのでしょうか。

○教育長

はい。学校評議員制度についての質問でございます。この学校評議員というのは平成12年より施行されたものでございます。学校の運営に地域住民の意向を幅広く取り入れようということで、校長が学校経営の参考にするために個人的に有識者から意見を聞くというものでございます。場合によっては評議員の方たち一同に集まっていたいて、学校評議員会を、そんな会を開く所もございまして、基本的にはあくまでも校長は個人的に意見を聞くというふうな場でございます。町内の評議員でございますけれども、この町の要綱の方では6名以下となっております。例えば辰野西小学校は3名。東小学校は5名。南小は4名。川島小が3名。中学校が5名ということになっております。そして両小野小学校ですけれども、今年度からコミュニティースクールということで学校運営協議会ができたという関係で、今年度から学校評議員は置いておりません。基本的にはダブるということで、置いておりませんがその平均の任期でございますけれども、実は今までは昨年度まではかなり長い方がおりました。ですが今、議員も指摘されましたようにやはり多くの民意を反映していくということになりますと、一人の方が再任は妨げないというわけですが、何回も何回も繰り返し再任されていくというのは、あまり良くないだろうということで、今年度に入って各学校に対して長い方は極力代えていくようにという指導をいたしました。そこで多くの学校でそれに則って代えていただき、今年度はあまり長い、一人だけですね長い方おられますけれども、それ以外は25年、それから今年度からという方も非常に多くなっております。26年、25年という方。長い方は20年前からのおりますけれども、この方も来年度には切り換えをしていただこうと考えております。以上です。

○岩田（1番）

評議員の方々は、就任時点ではそれぞれの経験、識見をそれぞれ買われて就任しておりますけれども、校長先生は3年ぐらいで代わったりしますね。それで、それにしても

ですね私の知っている範囲でも今言った20年近い方とか20年過ぎたのかな、という方もおられますんで、大変長期でですね、それだけ識見もあられる方だと思いますけれども、校長先生は新しく来るので分からないんで、また同じ人を指名するとかいうことだと思うんですけれども、学校の組織の活性化という面においてもですね、必ずしも好ましくないという声があるわけですね。今、教育長がですねもうお答えを言われて、できるだけ代えていくということですのでこれを信じておりますので、是非ですね若い人に評議員になっていただくという機会を作っていただき、活性化を図っていただきたいと思います。人事の停滞は組織の渋滞という言葉もありますから是非、これからですね進めていっていただきたいと思います。それで今、両小野の方でですね学校運営協議会というのは、言葉が出ましたけれどこれは学校評議員とはまた全然、位置づけが違うわけですね。ちょっと知らなかった者も多いと思いますんで、ちょっと説明いただきたいと思います。

○教育長

学校評議員っていうのは先ほども言いました、校長が自分の学校経営の参考にするために個人的に意見を聞く制度ということになります。それに対して学校運営協議会という組織ですけど、これは校長がその学校経営の参考にするんじゃなくて、その協議会に校長が自分の方針を報告をして協議をしていて、そこで合意を得て進めていくというそういう会議になっているものでございます。ですから個人的に意見を聞くものではなくて、地域住民が揃って校長の考えを聞きながらお互いに情報交換をし、理解をし、地域がどのように学校へ協力ができるか、地域とともに歩む学校っていうものをどのように作っていくのかっていうことを協議していく場でございます。ですから、性格は全く違うわけですが、両小野地区のように狭い地域、狭い地域なんて言えば失礼ですね。あの地域で30近い方がその組織に入っておりますので、あえてまた学校評議員を設けても同じような方が、メンバーが再び入るだろうというようなことで、これは学校の設置者の判断で学校評議員には、決めても良いというふうになってございますので今年度は両小野小学校とも協議しまして設けなくてもよろしいのではないかという結論に達したところでございます。

○岩田（1番）

大変よく分かりました。そういうことでですね学校の健全な運営ということは教育委員会の大事な使命でございますので、あえて申すまでもないけれども今後もですね改革

を続けていただきたいと思います。

それではですね最後の質問になりますけれども、ここに私がある町民の方からいただいた資料の閲覧申請書というものがあり、これ4月付けの資料なんですけど、その方はですね古文書に非常に関心がありまして、教育委員会の方にそういう重要な古文書の資料があるので、閲覧をしたいという旨を申し上げたところですね、この申請書を書けという話でした。でここに閲覧目的ということがあるわけですけども、学習のためと書いたら、この申請書ですね、この余白の項にですね、いろいろ条件が書いてあるわけですけども、その1番目にですね研究目的以外の資料の閲覧はできませんと。それからですねいくつかもあるんですけども、資料によっては複写できないものがあります。これはいいですけども、一番また最後の方にね、当該資料を掲載した論文を1部寄贈くださいと。でその方はですねどこか他市町村でそういう古文書の研究会に入ってですね非常にハードルが低い所で勉強してきて、辰野に住んでおられるんですけども、辰野町に閲覧を申請したら閲覧、学習のための閲覧はできないと言われたと。これは何なんだという話で、こんな条件をですねクリアしてまで、申請できる町民が何人いるのかというね、学校の先生かそれとも古文書研究会の上位の人しかできないんじゃないかと。ちょっとこのへんのところですね、この申請書についてはどういう経緯でできて、どのくらい、何年から機能しているのか、ちょっとこのへんを説明いただきたいと思いますけれども。

○教育長

議員の質問にお答えしたいと思います。この問題と言いますかね、これが出てまいりました、元は3月に辰野町資料111号、112号という合本のこのくらいに厚い目録ができた。ここからスタートしているんだろーと思います。これは辰野町史の編纂（へんさん）事業が昭和55年から平成2年までの10年間にわたって実施された際に収録された8,800点もの膨大な古文書の目録となっております。そしてこの古文書の資料を広く町民にも活用していただきたいと思いますという願いでこれを資料、3月に出版をしたわけですけども、実はそれまでは、この古文書を公開していただきたいっていうのは基本的には一般の町民はほとんどいなかった。学術関係の者、あるいは研究をする方たちだけでしたので教育委員会のスタンスとしまして研究者用と言いますかね、そちらを対象とした申請書となっております。ところがこれを3月に出した段階で、4月の段階では申請書はそこはまだ訂正されていなくて、それで出てしまったので公開していただきたいと

いう町民はびっくりしたという、そういうことになるんだろうと思います。私も広く町民に公開をするとするならば、この申請書ではまずいだろうという思いを持ちましたので、その後、文化財保護審議会の了承も得てかなりハードルを下げたもの。一般の人にも対応できるような申請書というものにこう替えてまいりました。現在では既に、非常にハードルの低いって言いますかね、一般町民も簡単、簡単にと言いますかね閲覧できるようなものになっておるわけでございます。ただ、内容によっては特に江戸時代の後期、江戸時代以降のものにつきましてはね、個人が特定されるだとかいうような個人情報に関わる部分もございますので、これは公開できないものも当然あるわけですが、現在の申請書では一般町民も広く活用できるのではないかなと思っております。

○岩田（1番）

そうしますとですね、現在はこの研究目的じゃなくてもよろしいということに理解してよろしいんでしょうか。私はですねこれは資料というのは辰野町民の財産でありますので、今言ったように個人的なね要するにプライバシーに関するもの以外はですね、いわゆる民法上の公序良俗に違反しない限りですね、できるだけ多くの関心ある町民にですね閲覧を提供するというのが、開かれた教育行政の原点であるべきだと思いますけどね。当該資料を掲載した論文等一部寄贈、これもしなくても良いと。3番目にですね、閲覧できる資料は複写というか、これは複写になるわけですか。写真撮影もオッケーなのか、これ原則10点以内ということですが、このへんについてもですねちょっと現在どうなっているのか。現資料を複写する場合は保存上カメラによる複写、フラッシュ不可に限らせていただきます、と。この2点です。特にだから複写の部分ですね、どういう形になっていますか。

○教育長

基本的にはその8,800点という膨大な古文書と言うか、電子媒体で保存されております。ですので閲覧と言いますとそのコピーという形になります。ですので、コピーということになりますとこれは自由にその申請書を書いていただければ、10点まで公開することは可能でございます。そうしてもしそれを自分の個人的な研究などで、論文とか何か作って、もし、もし作りましたらできればいただければありがたいですよと、そういう表現になっております。ですから、興味があって見たいという場合には特にそれで論文を書いて提出する、そういう必要はございません。

○岩田（1番）

そうしますとですね、教育委員会の窓口へ行けばいいんですかね。1点につきそのコピー料金で自分でコピーしなきゃいけないわけですか。これコピーしていただけるわけですか。

○教育長

こちらでコピーをいたします。ただ、コピー代ということで、今度新しい申請書には書かれておりますが、1枚につき10円をいただきたいということでございますので、岩田議員さんも是非、10点公開いたしますので、明日にでも来ていただければと思います。

○岩田（1番）

細かいところまで質問したんですけれども、こういう1つの申請書1つ作る時ですね、想像力ですか、役所仕事という形で失礼なんだけれども要するにですね、申請する側の町民の立場、それから町民のレベル、あるいは町民のそういう一つですね、広い町民に見ていただくんだっていう気持ちがあればですね、こういう時に想像力が働いてもう少しですね、そういう問題が起きる前にですね対処できるということができたと思うんですけれども、いずれにしましてもですね過ちを改まるにはばかりということでございますので、今後でもですね開かれた教育委員会ということでですね是非、努力していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議 長

ただ今より暫時休憩いたします。なお、再開時間は午後3時といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始	14時	44分
再開時間	15時	00分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席3番、向山光議員。

【質問順位6番 議席3番 向山 光 議員】

○向山（3番）

通告に従いまして質問をいたします。さて、私は3月31日をもって辰野町役場を定年退職いたしました。その後、地域の皆様からの熱いご推挙をいただきこのたびの議会議員選挙に立候補し、議席を得ることができました。町職員から議員へと立場は変わりましたが、住民福祉の向上のために尽くすべき責務に変わりはありません。役場の執行

機関と議会は車の両輪に例えられますが、町政のチェック機能や提案という議会活動をとおして、ご支援をいただきました皆様の付託に応えてまいりたいと決意しているところでございます。立候補に際し私は「安心安全、心豊かなふるさとを」というスローガンを掲げ政策を訴えてまいりました。安心安全というフレーズは今や多くの場で多くの皆様から語られていますが、具体的な課題について私なりの視点で発信してまいりたいと考えています。安心ということ言えば医療や老後、子育て等での不安のないこと。安全では、防災や交通安全対策等の充実が中心になると思いますが、安定した暮らしを営むための雇用の安定や、住居の確保も重要な課題であります。また、安心安全の対極、全く反対にあるものが人類が成し得る最大の破壊、人命と財産と環境を破壊し尽くす戦争であると考えます。したがって、平和を守りぬくことなくして安心安全はないものと確信しています。そういう思いを原点とし、よりどころとし、具体的な町や地域の課題に取り組んでまいりたいと考えています。では、具体的な質問に入ります。今回は選挙運動を通じて町内を回る中で思い至った、いずれも安心安全に繋がる空き家対策と買い物弱者対策の2点について質問いたします。まず、空き家対策及び利活用の現状と課題についてであります。町外への転出や人口減少等により空き家が増えているという実感があります。それは町内の市街地でも中山間地においても同様であります。国の平成25年住宅土地統計調査の結果によれば全国の住宅総数は6,063万戸。5年前の調査と比較して30万戸、5.3%の増。空き家は820万戸、同じく63万戸、8.3%の増。これによる空き家率は13.5%、同じく0.4%の増で過去最高であると。空き家率で別荘等を除いたものについては12.8%という全国的にも空き家が増加傾向を示しているところであります。空き家を放置しておくとは防犯、防災、防火、衛生、景観維持等の大きな問題となる恐れがあります。一方で利用や活用が可能な空き家を利活用していくことは移住定住の促進や町内に住む人々の安心にも繋がります。町では空き家等の適正管理を進めるために、平成25年12月に辰野町空き家等の適正管理に関する条例を制定し、また翌年である昨年、平成26年10月と12月には辰野町空き家バンク実施要綱と辰野町定住促進等空き家改修費等補助金交付要綱を定めたところであります。そこでお尋ねします。これらの制度を踏まえた上で町では、空き家の実情についてどのように把握されているのか。調査等の結果があればお答えいただきたいと思っております。できれば過去からの推移、また空き家の中で危険とされているものや、利用、活用が見込まれるものとの状況について把握されているようであればお願いいたします。

○町 長

向山議員さんにお答えをしたいと思います。空き家の増加ということで、本当にびっくりするくらいたくさんあって、あれなんですけれども。東京あたりでもかなり空き家が増えていると、こういうことを報道で見たことがあります。確かに由々しきことだところんなふうに思います。辰野町でも現在25年の12月27日現在でありますけれども、541戸の空き家を確認しているということでもあります。それぞれ区長さん方をお願いをしながらそういう調査をしてきたところでもありますけれども、現在もそういった結果に基づいて指導、そういったものが行われてきているのが1戸ありますけれども、状況については総務課長の方から申し上げたいと思います。

○総務課長

空き家の状況でございますけれども、今町長が申し上げたとおり541戸でございます。なお、以前の調査はですねちょっと古くていけないわけでもありますけれども、平成8年に同様の調査を行った結果175戸を確認しております。当時に比べると約3倍近い数となっております。それからですね今、1件の指導というお話がありましたけれども昨年度ですね、区長さんを通じて危険な空き家はあるかっていうような調査をさせていただいたところですね、4件の報告がございました。そのうちのですね1件についてですね倒壊の恐れがあるということを確認できたことからですね、指導を行ってまいりました。所有者の方もですね、その危険についてはですね承知をしております。ただし、現在もその状況はですね変わっていないものでありますから、今後ですね再調査の上ですね、次の指導ということになりますとですね、その1個上ですね勧告というような形になってまいろうかと思っておりますけれども、いずれにしましてもですね、所有者の方ですね協議をしていきたいというふうに考えております。それから今年度につきましてもですね、過日開催しました区長会の折にですね、危険な空き家のですね調査を依頼したところでございます。それから議員の質問にはございませんけれども、この町の方ですね作りました条例にもですね、空き家をですね取り壊した場合につきましてはですね、取り壊し費用のですね2分の1を上限としてですね50万円の補助が出るという内容もありますので、是非ですね、こういった制度もですねご活用いただければというふうに考えております。以上です。

○向山（3番）

状況については分かりました。空き家等の適正管理に関する条例では今、総務課長か

らお答えいただいたような指導だとか、勧告、それから最終的には代執行まで定められているところではありますが、指導が1件あったということでもあります。そうしますと今のところ、取り壊しについての補助を活用したものはないということでもよろしいわけですね、承知いたしました。国においても、空き家対策について町に遅れること1年、昨年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、この5月26日に全面施行となりました。併せて同日ガイドラインを発表し市町村が特定空き家等、いわゆる危険な空き家等っていうことでいいかと思いますが、この判断の参考となる基準等及び特定空き家等に対する措置に係る手続きについて、参考となる考え方を示しました。これを見ると、排水等の流出による臭気の発生とか、門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等、不特定な者が容易に侵入できる状態で放置など、より具体的に示されており町が判断をしていく上でも客観的な基準として参考になると考えていますが、制度としては先ほど申し上げましたように、立ち入り調査、助言指導、勧告、代執行など町の条例と大きく変わらないと考えてよいのではないかと考えております。一方で、この法律の中では「できる規定」ということで協議会の設置はありますが、それはともかくとして「空き家等の対策計画の作成、あるいは空き家等に関するデータベースの整備などについて努めるものとする」と定めているところでもあります。そこでお聞きいたします。空き家等対策計画の作成や空き家等に関するデータベースの整備について町として取り組んでいくお考えはお持ちでしょうか。

○総務課長

今、議員ご指摘のですね、対策計画ですとかデータベース化についてでございますけれども、先ずデータベース化についてはですね現在考えております。当面はですね、今議員お話ありました特定空き家等からですね、手を着けてまいりたいというふうに考えております。データベースにはですね空き家等の所在、それから所有者、構造、面積等を記載し、合わせて地図上にもですね示すというようなものになりますけれども、こちらについてはですね、今申し上げたとおり手を着けてまいりたいというふうに考えております。それから空き家等対策をですね効果的に推進するためにはですね、空き家等対策を総合的かつ計画的にですね実施する。このためにはですね、やはり空き家等対策をですね、この計画を作成することが望ましいというふうにされております。また、計画に基づきまして対策に要した費用ですとか、そういった経費につきましては補助、あるいは地方交付税制度の拡充ができることになっておりますから、この点からもですね検

討してまいりたいというふうに考えております。また、議員今、言われましたですね協議会についてもですね、少し検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○向山（3番）

先ほど私が申し上げました国の住宅土地統計調査のですね辰野町の結果、25年度、町の空き家は1,270という数字になっております。これは数字の捉え方がかなり違いますので、部屋数まで含めてだとか、あるいは非住宅の附属屋等も含めてということであろうと思いますので、先ほどの数字と違うのは当然理解するところでございますが、せっかくデータベース化するわけですから、いろんなところに使えるような形でぜひ、ご検討いただきたいと思います。そこで危険な空き家等の取り壊しが進まない一因として固定資産税、都市計画税における優遇措置が指摘されています。これは住宅が建っている住宅の固定資産税と都市計画税が面積に応じて6分の1、または3分の1に減額されている特例があるわけでありまして、空き家を取り壊した場合に固定資産税が6倍、あるいは3倍になってしまう。実際は本来の税額に戻るだけなんですけど、こういったことで例え危険な状態になっていても取り壊しがなかなか進まないということが言われているわけでありまして。このことから本年度の国の税制改革において周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を取ることを勧告した場合には、その特定空き家等に係る敷地について、この住宅用地特例を適用しないことになりました。これによって取り壊しをしなくても建物が残っていても住宅用地特例を適用せずに、もともとの税率をかけることができるようになったわけでありまして。そこで私は逆の視点からですね、取り壊した場合にこの住宅用地特例に準ずる扱いを継続することができないものか、ということで質問いたします。つまり危険な建物を取り壊した場合、税法上は住宅用地特例が外れるわけですが、町の施策として住宅が建っているのと同様に扱って、税額を6分の1、または3分の1に減額する考えはないかということでありまして。このように扱っても町の税収が減るわけではありません。厳密に言えば取り壊した建物に対する固定資産税、都市計画税分は減りますが、そもそも危険な状態にある建物ですから大きな額ではないと考えております。建物を取り壊した後に住宅用地特例と同様の取り扱いを行っても税収に大きな影響はなく、所有者側において危険な建物の取り壊しを進めることに寄与できると考えますが、いかがでしょうか。新たに建物が建つまでの間、ずっととは申しませんが、町として危険な建物の取り壊しを積極的に進めていくという姿勢をアピールしてい

くとすれば、その土地に対して少なくとも3年から5年、できれば10年間くらいでそういう扱いはできないかお考えをお聞きしたいと思います。

○税務担当課長

議員のおっしゃる新たな建物が建つまでの間、町独自で固定資産税、都市計画税の住宅用地特例の除外ができないかというご質問でございますけれども、現行からご説明申し上げますと、小規模住宅及び一般住宅用地の特例は固定資産税、土地の課税標準について200平米までの部分は6分の1、200平米を超える部分については3分の1に減額されます。また都市計画税の課税標準について200平米までの部分は3分の1、200平米を超える部分は3分の2に減額されます。辰野町空き家等の適正管理に関する条例、平成25年辰野町条例第28号による助言、指導を経て勧告に至った時点で地方税法第349条の3の2の規定によりまして、小規模住宅用地の特例及び一般住宅用地の特例が外されるため、町の条例で除外はできないこととなります。上位法令である地方税法に規定があるため、その除外は町独自の条例については除外ができないこととなります。また、同法の適用は平成28年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による経過措置があり、来年度の固定資産税から適用になるものです。住宅用地特例は地方税法に定義されており、できないこととなりますけれども、また住宅用地特例相当分の減免等につきましても助言や指導を受けていない方が自主的に解体した場合、この恩恵を受けられないことになり公平性に欠けてしまうため、やはり税条例で既定することはできないという解釈をしております。以上でございます。

○向山（3番）

税務行政上は公平公正であることが強く求められているわけで、そのために町単独で新しい制度を試みるということについて難しいということであれば、それはそれで理解いたします。そうであるならば、税条例上ではなく住宅用地特例が外れて固定資産税、都市計画税が6倍、または3倍、ちょっと数字が3分の2ですからちょっと数字が違いますけれども、そういった額を一旦納めていただいた上でですね補助金のような形で所有者側、納税者側に戻していくという方法、言わば還付方式と言えば良いのかと思いますけれども、要はこのような制度を作ることによって冒頭申し上げました危険な建物があることによる防犯、防災、防火、衛生、景観維持等の大きな懸念に対応ができるわけです。また、移住定住を進めると言っても荒れ果てた空き家が放置されているようでは

イメージも良くありません。私は建物が取り壊されるだけでは根本的な解決にならないケースもあると考えています。建物が取り壊されてもその土地がまたずっと放置されていたのでは草や樹木が生い茂り、先ほど申し上げましたとおり防犯、防災、防火、衛生、環境維持等の問題が再び起きてくる可能性もあると考えています。そうするとその土地の有効利用、活用という方向。例えばお隣の方が買って利活用を図るとか、土地利用、所有の流動化、集約化も図るべきだと考えています。そういう視点からも還付方式でもかまいませんが、実施するお考えはないのか。あるいは検討するお考えはないのかお聞きいたします。

○町 長

その空き家等の関係で固定資産税の特例の話がですね、その元へ戻るっていう話の中で勧告をすればそれが不適用になるって言うんですか、適用になるんですね。建物が建ってってもそういうふうになるということであれば、例えば自主的にやった人はその恩恵を受けられてないわけであります。町の補助金で言うんですか、そういった人たちに補助金を与えるのは勧告があったら、こう出すとこういうふうな話になっているわけでありますので、そのところがどうしてもしっくりいかないって言うんですか。自主的にやった人たちにメリットがないと、こういうふうになるわけでありますので、どうしても今のそういう手続きの中では問題になるうかとこんなふうに思います。そういったことから考えますと、今の要綱の中で勧告が出る前にそういったものを指導の中で出してやってもらうと、こういった方が自主的にやった人と同じに扱えるんじゃないかとこんなふうに思います。そういったことを考えれば、要綱等を見直しする中で自主的にやった人にも恩恵ができる方法を取るべきではないかと、こんなふうにも思いますので今、すぐここでっていうことじゃありませんけれども、そういった改正する方向で考えてみる必要があるんじゃないかとこんなふうに思います。以上です。

○向山（3番）

今、課長あるいは町長からの答弁のとおり、自主的に行った人とのバランスの問題があるということは十分、分かりますし、それから還付方式にした場合に税条例で特例的に行うよりも手続き的に煩雑になるっていうデメリットもあるかと思います。ただし、こういった制度の導入を行うメリットは非常に大きいと考えるので、ぜひ制度設計に当たってそのメリットを發揮できるような方向でご検討をいただければというふうに考えます。最初の空き家等の現状把握と対策に関連しての質問を2点ほどお願いをしたい

と思います。1つは、土地利用所有の流動化、集約化を図ること、進めることとも大きく関連いたしますが、空き家対策を進める上で大きな壁となるのが相続人がいなくなってしまう土地、建物に対する対応であると思います。課税上の問題もあると思います。この点について、具体例は差し障りがあると思いますが事例があるのか。あればどのような対応をお考えなのかお聞きいたします。

○税務担当課長

議員の質問にお答えします。相続人がいなくなってしまう土地、建物に対する対応でございますけれども、現在把握しているもので相続人全員が権利放棄をしてしまったもの。それらを含めまして10件ほど把握しております。課税上は免税点以下であれば問題ないのですけれども、公示送達で納税通知を送達し課税した上で即時欠損するようになっております。この中でですね、倒壊の恐れとこの町条例に該当しそうな建物についてですけれども、今はまだ大丈夫だと思うんですけれども今後、何年かすると問題化しそうな建物がございまして何とかできないか、手法を探ってまいりましたけれども、その手法としては家事事件として相続財産管理人を選定し、家庭裁判所に申し立てるっていうこと以外にはどうもできないんじゃないかっていうことになっておりまして、相続人、存在の財産の処分がこのことによって可能になりますけれども、相続財産管理人は家庭裁判所が弁護士のうちから指名するとされておりまして、売れない場合の経費、それから申し立てる際に不動産鑑定を行う費用であり、また弁護士に依頼する着手金、約10万円ほど聞いております。それから予納金として100万円ほど必要になるっていうこともお聞きしております。また、経費もかかりますし、更にまた解体費用も嵩む場合もあります。そういったこともございますので、庁舎内でまた研究していく方向で考えていきたいと思っております。

○向山（3番）

固定資産税の立場でいくと課税相当の物件で直ちに危険なものはないけれども、何年か先には問題が明らかになってくるということでございますので、遅れることのないような形で対応のご検討をお願いできればと思います。もう1点でございます。町有の施設でですね、ほとんど利用されずに空き家になっているものもあるかと思います。具体的には東小学校の教員住宅3棟について、地元からも今後どうなるのかという心配不安の声を聞いております。利用されずにあれば維持管理費も嵩みます。今後の方針について何かあればお尋ねいたします。

○子ども課長

それでは辰野東小学校の教員住宅についてのご質問ですが、まず町内の教員住宅の状況をお話させていただきます。町内にはアパート形式のいわゆる集合住宅の教員住宅が宮木に「ハイツラフォーレ」と平出に「ハイツけやき」のこの2棟がございます。そのほか戸建ての住宅が15棟ございますけれども、8棟のみが入居いただいております、いずれも老朽化が進んでおります、ほかの教員住宅は使用できない。いわゆる空き家の状態となっております。このような状態から町の教員住宅に対する考え方といたしましては、できるだけ集合住宅をご利用いただき戸建てで現在入居いただいていない教員住宅については景観上、また安全安心面の問題から取り壊しを進めていく考えでございます。そこで辰野東小学校下の教員住宅3棟につきましては、直ぐにと言うわけにはいきませんが、数年中に取り壊しをしたい方向で検討してまいります。お願いいたします。

○向山（3番）

ほかにも町の施設でですね、こういったものがあれば具体的に早めに検討をお願いをしたいと思います。これまでは危険な空き家等という視点でその土地も含めて対応について質問いたしました、続いて利用活用が可能な空き家に対する対応について質問いたします。国の空き家等対策特別措置法では第13条において、空き家等とその跡地の利用について定めております。また、空き家等対策計画などを踏まえた上で、不良住宅、空き家住宅、空き建築物の除却、あるいは空き家住宅、空き建築物の活用について社会資本整備総合交付金による補助を受けて行うことができる事業もあるようですので、そのような事例があれば有効活用していただきたいと考えます。そのような少し規模の大きめなものとは別に、個々の住宅を対象として辰野町空き家バンク実施要綱と辰野町定住促進等空き家改修費等補助金交付要綱が定められているわけではありますが、これらの制度に基づく空き家バンクの登録状況と改修費等補助金の利用状況についてお伺いいたします。

○産業振興課長

空き家バンクにつきましては町のホームページのサイトであります信州辰野町移住定住応援サイト「たつの暮らし」に掲載をしております。昨年の11月以降に本格的に取り組んでまいりましたけれども、申請については8軒ございました。調査をした結果、4軒について登録しました。そのうち3軒につきましては契約が制約済みでございます。調査整備中が2軒、取り消しをしたのが2軒という内訳でございます。現時点ではした

がって空き家バンクで公開している登録物件については1件のみとなっております。2軒は準備中でございます。また補助の関係でございますけれども、改修費等補助金これは改修経費に対する補助金と、家財道具の処分運営経費がございますけれどもこの利用状況についてはそれぞれ1軒でございます。

○向山（3番）

空き家バンクの登録が少ないというのが率直な感想であります、その要因についてのどのように分析されているか、お願いします。

○産業振興課長

空き家の所有者が辰野町以外、特に県外にですね、なかなか連絡が取りにくいというようなことがございますので、売ったり貸したりする、そのご本人の意思がなかなか分からないということがございます。また、老朽化が激しくてですね、住むのには多額の改修費用がかかってしまうということで迷っているケースもございます。また、協議会の移住定住対策協議会の方で決定したわけなんです、民間の取引しているその物件とこの空き家バンクの物件については重複して登録しないというように決めておりますので、そのへんも少し原因があるのかなと思っております。それらを踏まえてですね取り組みについては、まず所有者と十分にコミュニケーションを取る必要があるかと思えます。現在、地域おこし協力隊の方をお願いしているのは空き家をボランティアで所有者と一緒にですね、お掃除するなどイベントを企画しまして、コミュニケーションを取って現状を把握して今後の活用方法を考えるような取り組みも始めたところでもございます。また、民間の取引の先ほどの物件については重複して載せないということなんです、今後ですね様子を見る中で協議会、そういった所を改善した方がよければですね、協議会の方でも検討をしてみたいとそんなふうに考えております。

○向山（3番）

空き家バンクの登録が少ない状況について、今後も検討をしていくということで理解をしたいと思います。改修費等の補助金について先ほど改修、それから処分、それぞれ1軒ということでありましたが、利用者からのこの利用の使い勝手等についての反応ですね、こういった利用者の声についてのフォローアップはどんなような状況かお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

ただ今、申し上げたように1軒しか現在のところございません。金額については妥当

ではないかっていうふうに考えているわけですが、具体的にはですね改修経費が67万円かかっておりましてその2分の1の30万円、上限ですのでこれについては妥当かなと。それから家財道具の処分についても31万円かかりました。これの2分の1の15万円になっておりますので、今の1軒については妥当ではないかと思っております。これから補助金の利用者につきましては申請書を提出していただきますので、それを私どもで聞き取りをして、そういう中で制度の内容について妥当性について検討し、それらを改善すべきものは改善していくというようなことを考えていかなきゃいけないと思いますが、現時点ではそんな状況でございます。

○向山（3番）

状況を把握しているということですのでよろしいかと思えます。PDCAのサイクルをきちんと回していくという点でもですね、今後とも利用者の声を把握して制度の改善充実を図っていただきたいというふうに考えます。

大きな質問事項の2、買い物弱者対策についての質問に移ります。買い物弱者とは商店への移動手段に恵まれず、買い物に不便を感じている人、ということができると思えます。身近な所から商店がなくなれば買い物弱者は増えるわけでありまして。中心市街地においても、また周辺地区においても商店が大変少なくなってきています。特に、毎日の生活に欠かせない食料品販売店の減少は高齢化社会が進む中で深刻な課題と考えます。町の『町政要覧』で数字を追ってみました。かつては商業統計調査、現在では経済センサスということで数値の捉え方も多少異なると思えますが、直近の26年度『町政要覧』では23年度、2011年の飲食料品店が31店舗、その従業員は206人となっております。約30年前1982年、昭和52年では131店舗、375人。その9年後、23年度調査からは20年前になるわけですがけれども、1991年平成3年では111店舗380人。2002年では72店舗355人。2007年では54店舗357人です。年々確実に減ってきていますが30年間で店舗数で丁度100。実に76.3%の減少であります。従業員では169人45.1%の減となっております。大型店がいくつかあるおかげで、店舗数の減少に比して従業員数の減少は少なめになってはおります。いずれにしても飲食料品店が身近な所から劇的に減ってきていると言えらると思えます。これは日常生活に大きな影響を及ぼすわけで、とりわけ高齢者を中心とした、いわゆる交通弱者はそのまま直ちに買い物弱者ともなるわけでありまして。この買い物弱者の利用も期待できるものとして、地域公共システムがあると思えます。利用先から分析が可能であると思えますので、デマンドタクシーにおける飲食料品店、小売店

への利用状況はどのようになっているかお尋ねいたします。

○まちづくり政策課長

平成25年度から運行しておりますデマンド型乗り合いタクシーで、居住地側から街中側までの日ごろの通院や買い物などにご利用いただいているわけです。平成25年には1日平均にしますと15.01人だったものが平成26年には16.25人と着実に利用者も増えているわけでありまして。平成26年度の目的地別の利用者実績でありますけど1位が病院で2,009人、で50.7%。2位が商業施設で1,239人、31.2%。この方々が利用をされていると思っております。また3位が行政施設で313人で7.9%ということで多くの方に買い物等に利用いただいております。需要の多さを感じているわけでありまして。以上です。

○向山（3番）

買い物弱者への対応としてはデマンドタクシーも含めて、商店への移動手段を整えていく方法と、商店が身近な所まで動く方法、移動販売ですね。そして電話やファックス、インターネットなどで注文をして商品を届けてもらう方法とがあると思います。かつてはJAでもお買い物バスを運行していましたが、現在はなくなっております。湯に行くセンターでは送迎バスの運行をしております、その入浴客を対象とした品揃えの取り組みもあったかと思っております。コンビニエンスストアやスーパーマーケットでも注文を受けて配達する仕組みを取っている所もあります。生活共同組合の共同購入もあります。これらについて全てでなくて結構ですが、承知しているものがあればお答えいただきたいと思います。特に最近の動きとして移動販売車を導入する動きがあるというふうに聞いておりますが、いかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

以前は上伊那農業協同組合のお買い物バスが町内の各地を巡回していただいております。平成25年の7月31日にこのバスが終了いたしまして、現在は同じく農協が運行します移動販売者「ファミマ号」ですね、これが川島と北大出地区の公民館を月曜日と木曜日に訪問しているようであります。また、農作物の販売で町おこしの団体等が街中に来て販売をいただいているようなケースもございます。また、議員ご指摘のとおり品物を家庭までお届けするネットショッピングですね、これを対応している業者、コンビニだとかスーパーですね、が数社ございます。またあと生活協同組合による共同購入、こういったこともなされていると聞いております。また、移動販売車を導入する動きであります。ちょっとそれについてはまた後ほどお答えしますが、今までずっと研究

をしてくる中で何とかここで芽が出て来たかなと思いますので、また後ほどお答えしたいと思います。

○向山（3番）

近隣の市町村でも移動販売車の導入に際して助成をしている例とか、またお年寄り本人が商店まで出向き買い物をした場合、その買い物を自宅へ届けてもらうのに市町村が助成をするってというような仕組みを聞いております。そこで、町として現在何らかの買い物弱者対策を考えているかどうかお尋ねいたします。

○まちづくり政策課長

先ほど言いましたデマンド型乗り合いタクシーでの利用状況等を勘案しますと、買い物弱者への対応は重点課題であると考えまして研究をしてきました。先進地であります箕輪町や筑北村の視察の方をしてきました。箕輪町では以前から町内にある運輸会社ですね、が行っていた移動販売に国の平成24年度の補正による経済産業省の補助金と箕輪町の補助金を活用し、新しく販売車を改造し平成26年1月から町内を巡回しております。筑北村では商工会が主になりまして新しく事業を展開。箕輪町と同じく国の平成24年度補正による経済産業省の補助金と村の補助金を活用し、新しい販売者を購入しまして平成25年の10月から町内を巡回しております。ただこの経済産業省の補助金はこの年度の補正のみの単発な補助金でありまして、その後、ないかなと思って期待していたわけですが、その後は全くなくなってしまったわけでありまして、また、箕輪町の場合はこうやって以前からこういったことを行っていた業者があったこと、また筑北村の場合は経営母体として商工会というね、組織があったこと、こういったことが強みでできているのかなと思います。ただいずれも商品につきましては商店等から買い上げて、もし余った場合は自分たちで処理をするというような方式でありまして、そこにまた苦労も見てきたわけでありまして、その後、町内のスーパー事業者に話をする中で町としても協力するので移動販売車の開設をお願いしてきた経過があります。先ほどの箕輪町や筑北村の経過でもってやりますと余った商品の処理等に困りますので、何とかスーパーの協力を得てできないかなということをお願いをしてきたわけでありまして、その中で、株式会社ニシザワさん。平出に食彩館がございまして、このニシザワさんが新しい事業展開として買い物弱者対策、移動販売者による訪問販売を検討していきまして、タイミング的に思いが一致したわけでありまして、方式は徳島県に本部を置く「とくし丸」という移動スーパーがありまして、これも全国的に展開されておいて皆さんの中にはテレビや本等

でも紹介されていますので、見たことがある方もいらっしゃるかもしれません。このノウハウを得て移動販売をいただく方式をとらせていただきます。個人宅、高齢者施設、近所の広場までお刺身やお寿司、惣菜、肉、果物、パン、日用品など軽トラに 300 品目のものを品物を積み込みましてその場でも買えますし、またもしなければ注文し届けてもらえるというサービスになります。自分がスーパーに行ったつもりでその場で買えるという楽しさもありますので、なかなか良いサービスかなと思っております。週 2 回ですね。週 2 回、月曜日と木曜日、火曜日と金曜日をセットとしまして 1 ルートを回り、台数が増えましたらこれを 2 ルート、3 ルートとルートを増やしていきたいという希望もあります。これにつきましては先ほど言いました補助金のようなものはございませんで、国、町からの補助等はなくニシザワさんの事業としてやっていただけるということでありまして、現在、車を改造中でありまして担当者がとくし丸の本部の方に研修に行っておりまして、6 月 7 月に町内の顧客の方にアプローチを行います。で 8 月の初旬からサービスの開始をする予定であります。また、訪問家庭等の高齢者の見守り隊ですね、として町と協定を結ぶ話も今進めておるところであります。町でも民生児童委員会にお願いしまして、一人暮らしの高齢者宅にこのチラシ「サービス始めますよ」というチラシを配布しまして、このサービスの開始の PR ができたら良いかなと今考えているところでありまして、いずれにしても今後も買い物弱者対策に取り込んでいただける事業者への応援を引き続きしていきたいと思っております。以上であります。

○向山（3 番）

直接届けるのではなく、1 箇所へ皆さんに集まっていただくというところがみそであるかなと思います。やっぱり高齢者が動くということが大事なことであるかなと思っております。買い物弱者は更に増えていくであろうと思っておりますし、買い物弱者をめぐる状況はますます厳しくなっていくものと思っております。今のところ町が情報提供等の補助、補助って言うかお手伝いをしながらですね、民間事業者の努力による対応で可能なのかという気もいたします。が、常に状況を把握し遅れることなく的確な対応ができるようお願いをし、私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 2 番、根橋俊夫議員。

【質問順位 7 番 議席 2 番 根橋 俊夫 議員】

○根橋（２番）

それでは通告に従いまして２点について質問をしてみたいと思います。最初は介護保険の改定に伴う町の今後の対応ということでもあります。安倍、自公政権によりまして昨年６月、医療介護総合確保推進法が成立をしてこの４月から施行されました。今回の改定は介護保険法の理念の変更という点で、介護保険法執行以来の大改定というふうに言われております。加えまして辰野町においては４月から第６期の介護保険料が１８％引き上げられまして費用負担の点でも大きな改定となりました。「保険あって介護なし」と言われて久しい介護保険制度でありますけれども、今後の介護制度というのはどうなってしまうのかという大きな不安が広がってきているのではないのでしょうか。今回の改定は介護に対する公的責任を縮小し、再びこの家族介護にシフトしていくものであり、この介護難民の増大といわゆる処遇困難者をいっそう悲惨な状態に追い込むものであるというふうに専門家からも指摘をされており、こうした事態を招くとすれば国に大きな責任がありますけれども、同時にこうした国の施策に対して町がどのような対応をしていくのかということについては町のこの介護に対する基本姿勢が問われてくると、こういう問題ではないかと思えます。今回の介護保険の改定に対して町としてはどう対応していくべきかと。こういう立場から１回質問をしてみたいと思います。それで質問の前提として、今回の改定、膨大な内容になっておりますけれども主なものについて若干確認をしておきますと、第一に要支援者の訪問介護、訪問通所を保険給付から外し町が実施している地域支援事業の中でボランティア主体の多様なサービスに移行させるという点であります。第２に、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護３以上に限定をする。第３に、一定以上の所得のある利用者の自己負担を２割に引き上げる。第４に、低所得者の施設利用者の食費、居住費を軽減する、いわゆる補足給付と言われているものの要件に預貯金や配偶者の所得を加え、一定の条件の場合は補足給付の対象外とする。第５に低所得者の保険料を軽減する。等々の内容となっております。低所得者の方の保険料の軽減以外は国民にとって不安が増すばかりの改定というふうに考えております。通告に従って具体的に質問をしてみたいと思います。最初は要支援者の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行による今後の対応ということでもあります。要支援１、要支援２の方の訪問介護、通所介護が今までと違って今度、町独自のサービスに移行するということですがけれども、現在行われているサービスとどのように変わっていくのか。また、この現状より後退している部分があるというふうに考えております

けれども、そうしたサービスについて町はどのような対応を基本的に考えているのか。まずその点についてお伺いをしたいと思います。

○町 長

それでは根橋議員さんにお答えをしてみたいと思います。今、お話のございましたように介護保険法が大きく変わりました、そういった中で今まで行ってきた事業から今度は地域包括支援センター、そういった形の中で行うサービス等も出てきたわけでありまして、そういった面で町の事業に移行するものも大分出てくる、こんなふうに思います。まず、訪問サービスでありますけれども指定事業者で実施するサービス、デイサービスですけれども、事業者へ委託し地域とともに実施していただくサービスが選択できる。そんなふうに思います。通所サービスにつきましては指定事業者で実施するサービス、及び事業者へ委託して行うサービスを選択するようになるわけでありまして、基本的にはサービス内容については変わらないというふうに考えております。名前等は変わりましたが、一応は要支援1、2の方については実施主体が代わる、こういうことであろうかとこんなふうに思っています。以上です。

○根橋（2番）

今、現状と変わらないというお話があったわけですがけれども、今例えば訪問介護を受けられている方、これ今町のこの資料、この資料について基づいて説明をしているわけですがけれども、訪問介護で現在サービスを受けておられる方の場合も来年度、今、今年是不変でないだけけれども、来年度からは2つに分かれてくるというふうに説明をされております。つまりどういうことかって言うと、今もちょっとありましたが訪問介護Aサービスっていうちょっと分かりづらい。AとかBとかいっぱい出てきて分かりづらい部分があるんですけども、いずれにしても事業所のサービスを従来どおり受けられるパターンのほかにですね、いわゆる町では訪問サービス「結」、後でまた出てきますけれども、そういう方へ移行するっていうふうに2つに分かれてくると。明らかにここで現状とは違ってくるわけで、同じではないんじゃないかと。しかもこの「結」っていうのは後ほどまた出てきますけれども事業所ではありませんので地域で、地域のいろんなボランティアだとかそういう形の中でやっていくというサービスになってくるわけですが、その違いっていうのは同じではないと思いますが、その違いについてもう1回説明していただきたいと思います。

○町 長

確かに議員さん言われるとおりで、実施主体ですとかそういったものが、国が当然今までやってきたものと変わってきました。そういったことについてボランティアの皆さん方のお力を借りたりですとか、そういった中で運用していくというところは変わりました。1、2の方に対してどうするかっていう問題につきましては「サービスを、もう駄目だよ」ということじゃなくて継続していくということでもあります。内容につきましては保健福祉課長の方から申し上げたいと思います。

○保健福祉課長

それでは私の方からちょっと補足させていただきます。実際にやるものの自体は変わってはきますけれど、そのサービスの内容につきましてはその人に合わせたサービスってような形になっていくかと思えます。「結」についてはまた後でご説明いたしますけれど、訪問サービス結につきましては訪問介護員が行って家事の援助や服薬支援、それから入浴の見守り等を行うサービスということでもありますので、今までもそれを行っておりますので、それが要支援1、2の方、本人と面接してどちらへこう分かれていくかっていうのはありますけれど、そういうサービスは行いますので基本的なところは変わらないっていうふうのうちの方では考えております。

○根橋（2番）

今の点ですけれど、例えば町の資料によりますと訪問介護Aサービス、つまり今までのように事業所のヘルパーの資格を持った方がですね、行くサービスについても今度はそのわざわざアンダーラインも引いてあるんですが、一緒に行くと。あるいはほかの文献等を読みますと今回の改定で一番のあれは極力自立を促すっていうことで、自立って言葉は良いんですけども、今まで逆に言いますとお願いしていたことの一部がですね、できなくなるというようなことで、例えば絵が描いてあるんですが、例えば料理の調理サービスは野菜を切る所までは支援するけど、煮たり味付けは自分でやってくれというようなことで何かそんな細かい仕分けと言うか、そんなことが現場でできるのかなって不思議に思うんですけども、逆に言うと煮たりとか味付けすることは自分でやってくれというようなことで、サービスの足しはしないということが説明されているんですけども、それも含めてもう1回確認ですけれども、現状と変わらないということによるのでしょうか。

○保健福祉課長

はい。本当の細かい話をすれば多少はね、変わりがあります。ただその現場で、ここに絵がありますけど硬い野菜が切れないとかね、そこをどこまでやるとか、そこらへんのところは今までも多分やっている話だと思いますので、そのところまで細かい所を言われますと多少は変わるというふうに言わざるを得ませんけれど、基本的なサービスとして介護者の方を見るっていう点では変わっていかない、変わらないんじゃないかなっていうふうには考えております。

○根橋（2番）

では、変わらないという今、答弁ですので、じゃそれ一応信頼いたしましてですねそのような運営を求めていきたいというふうに思います。次に大きな点で2番目のことなんですけれども、この要介護1、2の認定者のその方の特別養護老人ホームの入所制限の問題であります。先ほど申し上げましたように今までの説明ですと、現在入所されている方は特に継続入所は可能ですけれども、新規に27年度以降、要介護1、2の認定された方については原則としては入所できないと。例外についてもいくつか説明をされておりますけれども、まずお伺いしたいのはですね現在のこの要介護1、2の認定者のうちこのいわゆる特別養護老人ホームのこの入居待機をされている方はいったい何人ぐらいおられるのか。それから27年度前に認定は1、2って受けたんだけども現在、待機、待機ということで入所できないと。こういう方が27年度以降入所っていうものは具体化してきた場合、その場合どういう扱いになるのかお答えいただきたいとします。

○保健福祉課長

それでは今の前段の部分、1、2の特別養護老人ホームの入所希望者待機数についてご説明いたします。一応特別養護老人ホームの入所希望者は現在73人おります。そのうちの要介護の1、2の方は26人です。それから後段の部分の27年度以降前、入所できるのか、できないかということでもありますけれども基本的には要介護1、2の方は入所できません。それで先ほど議員もおっしゃったとおりこれから言う条件、簡潔に言いますけれど、それに該当した方は入所できるということで、1番としまして認知症の方。それから障がいのある方。虐待等が心配される方。それから主に一人暮らしや高齢者のみの世帯の方。以上のいずれかに該当する場合につきましては介護度1、2であっても入所できるということになります。以上でございます。

○根橋（2番）

そうしますとですね、今の答弁ですと要介護1、2認定の方は待機をされていても今後は入所ができないということでもあります。今後の話ですけれども、今後ますます全体の要介護、介護を要する方々は増えていくわけですが、そういった中で今後ですね新規に27年度以降、大体これはこれあくまで見込みですので今後の話なんですけれども、今までの経験的に大体単年度で新規にこの要介護1、2っていう認定が見込まれる人数はどのくらいおられて、そのうち特養っていうのをね希望される方っていうのは大体どのくらい発生してくるかっていうふうに予測されているか。それからこれが最後に、っていうか一番重要な問題ですけれども、この特養に入りたいけど入れないという形になった場合ですね、町の資料ですと地域ケアシステムの中で、の対応を、地域包括支援センターの方での対応っていうふうに書いてあるのかなと思ったら、この部分についてはほとんど記述がないわけなんですけれども、基本的にどのような対応を町が考えているのかお伺いをしたいと思います。

○保健福祉課長

それでは最初のご質問にお答えします。どのくらい見込まれるかということでございます。これはあくまで推計でございますけれども、要介護1、2の認定者はここ3年ほど横ばいで480から490名ほどでございます。それから団塊の世代の方が後期高齢者となる平成32年から37年度までは528人から564人ほどではないかという予想をしております。経験的にちょっととても申し上げられませんが、どのくらいいるということは申し上げられませんが、しいて言えば現状の割合で考えると約5%ぐらいの方が入所を希望されるのではないかと、というふうはこちらの方では考えております。それから、特別養護老人ホームに入所できない方への対応でございます。対応としましてはグループホームとか、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム、それから老人保健施設等、多様な住まいの案内は必要かと思っております。現に実際には特養の入所までこれらの施設で待機している方も多ございまして、逆にそちらの施設で満足しているということで、こちらで「特養の順番が回りましたよ」と言っても断る方っていうのが結構あるというのが現状でございます。以上でございます。

○根橋（2番）

そうすると、今のお話ですとですね大体、団塊の世代等がいわゆる介護を受ける状況になるだろうと言われている、いわゆる2025年。大体500人から564人ですか550人超

になるという中で、その特養をですね希望する方が5%ぐらいって言いますとやっぱりその25人、20人から30人の間は年間出てくると。やっぱりその特養を希望されるっていう場合はやっぱり現状の中では、やはりいわゆる在宅介護が非常に困難。一人暮らしだとかいうようなことで、例え要介護1、2であってもそういったことが非常に困難ということで特養を希望されているっていう実態があるかと思えますけれども、この今のグループホームだとか有料老人ホームですか、今朝の新聞だと諏訪の大きな問題がもう報道をされておりますけれども、この2025年に向かってですねこのキャパっていうのはその確保されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長

キャパっていう話でございますけれども、今、私ども上伊那のキャパでどうだっていうのはちょっとよく調べてございませんで分かりませんが、この前も箕輪、多分辰野地籍に近い所でサービス付き高齢者住宅等もできておりますので、段々民間の業者さんたちもそういうことを考えているのかなっていうふうには思っておりますので、キャパについてはちょっとまた調べさせていただきたいと思えます。

○根橋（2番）

今のグループホームとかですね、言うグループホームはちょっと後で出てきますけど、認知症の方が特化している施設だと思えますけれども、有料老人ホーム確かにでておまして、これがまたいろいろ問題が先ほど申し上げましたように出ておりますけれども。一番の問題は入所料が安くないということです。大体やっぱりいくら少ない所でも月16万円ぐらいから18万円ぐらいが大体なっております、先ほども申し上げておりますけれども低所得者、具体的に言いますと例えば国民年金しか受給されていない方はとても無理ということで、だからこそ特別養護老人ホームという制度があるのではないかといいうふうに考えております。だからそういった意味で伺っているわけですがけれども、このまたまたそのちょっと話が新聞報道で話題になっておりますけれども、長野県のいわゆる介護のですねキャパについて、いわゆる首都圏からの移住のことで長野県の評価があつて長野県はその余力がないと。今でも足りないという報道がされております。それで特に上伊那を見ても余力がないと。マイナスになっておまして2次医療圏、10の中では中位、5、6番目ぐらいに状況は良くないと。私の言いたいことはとてもその今のですね、このこれからの高齢化、2025年のピークに向かって特養の希望は増えるだろうし、それをそれじゃあできないって言って今の今言われたのは施設のことだけ言

われているんですけれども、施設自体が足りない。そうするとまさにこれは介護難民というふうになるわけなんですけれども、これへの対応はどう考えておられるのですか。

○保健福祉課長

はい。そこらへんのところは心配なことということで、介護保険の改正に備えて在宅でという話になってくるかと思えます。以上でございます。

○根橋（2番）

そのですね、今在宅という言葉が簡単に出てくるんですが、具体的にイメージしていただくと分かるんですけれど、特養の場合はですね終の棲家ということで、まさに安心安全を確保し専従の方がずっといろんな形でケアしているわけですね。在宅のって言った場合、今の特養、再三申し上げてますけど特養に入所希望される方はほとんど身寄り、頼りがなかったり、とにかく独居とかそういう一人では困難という方が希望されているわけですから、その方が在宅って言われて一人でじゃあ、今の家にですね放置されてどうやって自分は生きていくんでしょうか。

○保健福祉課長

そこらへんのところが在宅サービス等をご利用いただいて、そこらへんのところはうちの方の地域包括ケアの方でも個別にしっかりみていきますので、難民みたいな方がでないような形でそれは当然行っていくことですので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○根橋（2番）

それではとりあえず辰野町ではですね、難民は作らないというふうにここでお約束をいただいているということで次に移りたいと思えます。3番目の問題はその認知症と認定された方の介護の現状と今後の介護支援体制の充実ということでありまして、この問題は非常に意味深刻でありまして、誰でもこの認知症になったら自分はどうなってしまうのかとか。あるいは誰にこれ介護していただけるのか、もらえるのかっていうようなことで、常に高齢者にとっては大きな不安の1つであります。そこでまず次の2点について伺いたいと思えます。現在その認知症として認定されている方の人数、それからそういった方々の今のそれぞれ全体としてですね介護支援の実態。それから今もピークの話がありましたが、その時の認知症の方のピークにおける人数は何人ぐらいっていうふうに見込んでいるかと。それから今も申し上げましたが地域包括ケアシステムの中では、こういう表現になっているんですね。「認知症になってもできるだけ長く自分らし

い生活が続けられるような仕組みを作る」というふうに明示されておりますけれども、それはどのようなシステム内容なのかお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長

それではまず前段の方からお答えいたします。認知症の人数につきましては大変予想が難しいのですが辰野町の認知症に関する統計データとして、毎年介護保険主治医意見書の認知症日常生活自立度の状況を集計し、認定者数に対する認知症を有する者の割合からいきますと平成26年度集計では、日常生活に支障を来すような症状や行動、意思の疎通の困難さが見られる方の人数が702名でございます。全認定者に占める割合が69.2%となっております。この割合から単純推計しますと来年の団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度辺りが高齢化率や認定者数がピークを迎えることは予想されますので、認知症を有する方は約850名以上になるのではないかとというふうに考えております。それから介護支援の実態でございますけれども、これにつきましては現状は医療との連携を推進するとともにサービスの導入を早期に推進しております。それから認知症になってもできるだけ長く自分らしい生活が続けられる仕組みを作るということでございますけれども、これにつきましては第6期の介護保険事業計画に記載してありますように認知症ケアパスの推進を図り、介護保険利用に至る前の支援体制の充実を実施したいと考えております。例えば認知症の地域支援推進員の設置とか初期集中支援チームの設置等ということを考えております。以上でございます。

○根橋（2番）

本当に大変な人数であります。ピークで850名以上の認知症の方々が認定される可能性があると思います。そういう中でこの対応ということですが、これが言ってみればどれだけというふうに具体化するかわかりませんが、後でまた出てきますが、このいわゆる人的な推進員だとかですね、地域でのいろんな支援活動、推進するとか、で今まで聞いているとやはりこの認知症の対応を、いわゆる講座と言うかそういう形で知識を得られた一般の方ですね。一般の方などがやはり認知症の方々に対するケアって言うかそういうものを地域でやっていくと。いうイメージだと思うんですが、この今の何て言うんですか説明、ご説明のもう少し具体的なイメージって言うことなんですけれども、この地域包括ケアシステムって言うことであれば、の仕組みって言うことであれば施設じゃないわけですので、仕組みですので具体的に言うとそういった方々のいろんな日常生活について属人的に、この方、この方、こういう方がこういう形でケア

していくってというようなイメージで捉えてよろしいでしょうか。

○保健福祉課長

そのとおりでございます。それぞれご相談に、うちの包括支援センターの方に乗っておりますので、それぞれの状態を知りながら言うのおかしいですかね、お聞きしながらその人に合わせた形のサービスをやっていくというような形であります。以上です。

○根橋（2番）

これ、何でこれをあれしたかっていうと現状の中でも非常に認知症の方々のケアっていうのは非常に難しく、困難を極めているっていうふうに理解をしておりますし、なかなか今言われたような説明はあまり現実に例が少ない。ほとんど今はやっぱり認知症の方々はさっき申し上げましたグループホームとか、あるいは施設に入られる方が多くってですね、今言われたのが全くこれからの話ではないかというふうに思っております。そういった点で今後このことについて非常に大きな課題を国の方から言ってきているということで、そういう意味では住民の皆さんが理解できるようなね、内容をやっぱり早急に説明をしていく必要があるのではないかというふうに考えています。次にこれとの関連で高齢者生活支援サポーターの件について伺います。やはり、順序がちょっと若干あれしてはいますが、その先ほどの訪問介護の方のいわゆる町がやろうとしてます「結」ですかね。地域の支え合いサービスを担う方がその高齢者生活支援サポーターだというふうに聞いてはいますが、具体的にこの資料見てみますと先ほども申し上げましたように通所介護を利用している方はこの28年度からはそのデイサービスの「あゆみ」か、いわゆるミニデイサービスの「よつば」ということに移行するとされています。その「よつば」でのサービスの実施者が誰かと言うと実は高齢者生活支援サポーターと協力事業者が行うというふうにしてあるわけですね。これは全く今までにない制度ではないかというふうに思います。それでその高齢者生活支援サポーターっていうこの制度、これはどういう目的の制度で具体的な活動というのはどういう活動を考えているのか。それから現在までの要請人数と今後この育成目標、特にピークのですね2025年までには何人この育成していくっていうふうに考えているのか。まずその2点について伺いたいと思います。

○保健福祉課長

高齢者生活支援サポーターの制度と意味と具体的な活動ということでございますけれども、制度の意義としましては高齢化社会が進行し、2次介護予防高齢者や要支援等の高

齢者は、掃除とか洗濯とか調理等の低下に伴う日常生活上の困りごとや、外出に対する難しさ等、困ることが増えてくると思われます。高齢者自身の自立や高齢者も含めた地域住民の力を活用してお互い助け合い、支え合うことができる地域を作るためのボランティアの育成ということでもあります。具体的な活動内容につきましては通所型サービス事業への参加協力、それから訪問型介護予防事業「結」への参加等でございます。ここでサポーターの要請人数と今後の育成目標は何人かということでございますので、現在の要請人数は52名でございます。この方たちに活動をしていただく予定でございます。それから育成目標につきましては、ちょっと具体的な数字は示せません。各地区の事業運営に支障のない人数を育成したいと考えております。これはうちの方で他所もやっていない事業でございましてちょっと手探り状態でやっておりますので、ちょっとその人数まではちょっとお答えができないということでございます。ただ、毎年講習会を開催して人数を増やしていきたいと、こういうふうに考えております。以上です。

○根橋（2番）

先ほども850人の認知症の方の数字も出ましたけれども、国の資料等若干読みますとこのサポーターいろんな形のボランティアですか、こういった方はいわゆる人口の5%ぐらいは確保しないと対応できないだろうっていうふうに聞いております。大変な数になるわけで、そういった人たちに依存しないともう介護ができなくなっているというのが今の介護保険制度ではないかというふうに思っているわけですが、そうしますとただ今のお話ですとちょっとした講習って言うかね、免許制度ではないと聞いてますので、講習を受けただけでサポーター、そのお気持ちはありがたいんだけど、行って今ちょっと講習受けただけの方がもう膨大な数の方が膨大な数の認知症なり、あるいは通所型のサービスの方の要支援ですか、そういう方も対応していくっていうようなことで、そうなりますとこのこういった生活サポーターの身分関係、あるいは責任関係ですか、こういったことも次に問題になってくるわけで、こういった方々のその指揮監督をしてるのは誰で、その責任は誰が負っていくのか。あるいはその費用ですね、こういったいろんな活動をされるわけですが、そういった活動の交通費等の実費は誰がどのように負担をする制度になっているんでしょうか。

○保健福祉課長

サポーターの指揮監督をする方は、機関は誰かという話でございますけど、指揮監督につきましては事業形態によって異なりますが、現在は委託方式なので町という形であ

ります。それから業務の責任についても委託方式でございますので、町という形であります。ただ、業務の責任とか機関という話になりますけど、この方たちはボランティア活動という形にはなっておりません。そこらへんはちょっとご承知願いたいと思います。それからあと、高齢者のサポーターの交通費等の実費は誰がどのようにというお話でございますけれど、全ての運営は介護保険事業とのサービス提供事業者が運営母体となっております。委託費の中にサポーターの育成に必要な経費を見込んでございます。運用につきましては、事業者にお任せしてあるというようなのが現状でございます。以上です。

○根橋（２番）

ちょっとこれも非常に全く今までにない制度で、しかも内容がまだ確定してないようなイメージで非常にこの責任も特に事故だとかですね、いろいろやっぱり付きものですので、そういった点で大きな問題があるというふうに感じました。いずれにしましても今後の検討課題ということではないかというふうに考えております。これと関連して最後に今、町がやろうとしてる訪問サービス「結」の運営ということについて伺いたいと思います。今、町も試験的にこれを施行していくということで「結」の結成を今急いでいるかと思いますが、やっぱりこのここでやっぱり問題となってくるのは先ほどの関連で、最初に介護保険の介護を受けたいというふうに町へ来た場合に、最初に関門が町による基本チェックリストによるチェックだというふうに聞いております。それを更に受けてパスした場合に今度はどういう形でサービスを受けるのかっていうようなことで、決まっていくわけですがけれどもこういったやっぱりチェックリストによるチェックっていうのがね非常にある意味、いわゆる水際での振り分け、専門家ではない形の人がやるのではないかっていうのも不安もあったり、あるいは利用限度っていうのがどうなってどうなるのかというようなことも不安が広がっている。それから町の費用負担は逆にどうなっていくのかというような点もあるかと思っております。いずれにいたしましてもこれをこういった「結」の運営っていうのは地域で全く新しいことを始めるということで、非常に何て言うんですか、考え方が浸透してないし良く分からないという点があるかと思うんですけど、最低限今の受けたい方が窓口へ来られた場合、いわゆる説明のある基本チェックリストっていうのは誰がチェックをするのかっていうことと、それからその利用限度、利用計画ですね、そういったものは誰が立ててどういう限度があるか。そのへんについてもご説明いただきたいと思います。

○保健福祉課長

それではまず、誰がチェックをするかというお話でございますけど、これは町の包括支援センターの方で判定をいたします。それから利用限度のお話でございますけれど、「結」だけに限りまして「結」っていうのはほかのと組んでもできるんですけど、「結」を単独で利用する場合はそのケアプランと言いますか、プランは地域包括センターで作成いたします。それから後、個人の利用限度につきましては計画に基づいて利用しますが、現在、要支援1、2の限度額と同じであります。それから町の費用負担は介護保険会計でございますので、これは決められた数字で負担割合は12.5%というような形になっております。以上でございます。

○根橋（2番）

最後にこの「結」の運営の件で、住み慣れた地域でのこの支え合いのサービスだっていうふうに一言で説明されているんですけども、この住み慣れた地域っていうのはね、一体どういう、具体的にはどういうどのような地域を想定されているのかっていうことと、この「結」の業務っていうのはいつから開始する予定なのか、この2点について伺います。

○保健福祉課長

住み慣れた地域というのは辰野町で言えば区の単位というふうに考えております。それから今、責任者ということでございますので現在は地域包括支援センターの長ということでございます。将来はサポーターを増やしていく中で区単位での組織化を考えておりますので、組織化は今後サポーターと相談しながら検討していきたいと思っております。ということは区単位で見ていただくような形になるかと思っておりますけれど、実際にはそうなりましても事務局は地域包括支援センターになりますので、それはこれから皆さんとお話をして決めていくことでございます。質の確保等は毎年スキルアップ講座を開始していく予定でございます。それから業務を開始するのはいつかということでございますが、現在「結」をやりたいという方はおりません。対象者のある、出た時から平成27年が出た時から運営をしていきたいと、こんなふうに考えております。以上です。

○根橋（2番）

いずれにしましても、いくつかの内容についてまだまだ非常に分からない、はっきりしない部分が非常に多いということで、この不安がとても解消したというような説明ではなかったかと思っております。いずれにしましても2000年にこの介護保険が始まりまして、

介護をその家族ということではなく社会全体でやっていくという理念、こういうことが最大の課題であったわけですがけれども、現状を見ると非常に残念ながらこの保険料も青天井と言えるぐらいどんどんこれからも増えていく。利用料も引き上げになっていく。あるいはサービスの制限も行われる。あるいは介護従事者が非常にこの不足してくるということも今、問題になってきているっていうようなことで、これが本当にこのまま持続可能な制度なのかっていう点では大きな疑問を感じております。そういった点で、この町は国が基本的には法律でやってきていることで町だけではどうにもならない部分というのは多々あるわけですがけれども、冒頭に申し上げましたように、そういう中でも町としてね、どういうやっぱり理念、対応をしていくのかっていうことも問われてくるわけですが、こういった意味で介護で泣かないまちづくりに向かってですね、やっぱりどういうふうなやっぱり対応を今後、が必要かって考えておられるか町長に最後の見解を伺いたいと思います。

○町 長

まさに手探りの状態だろう、こんなふうに思います。制度がそういうことで大きく変わったということでありまして、地域の中でということでもあります。それぞれその任に当たった人たちは、東奔西走しながらそういった制度を作り上げていくというような努力をしている最中でありまして。そういったことで地域の皆さんや議員の皆さん方にも、また手助けをしていただかなければ、そういったものが成り立っていかない、こういうことでもあります。制度として定められてきたわけでございますので、それをいかに運用していくか、そういう、ただ単にそれだけでなくでですね社会の流れそのものを大きく変えていかなきゃいけない、そういうことでもありますので本当に大変なことをやっていくんだ、そういうことではないかとこんなふうに思います。ぜひご協力のほどお願いをしたいと思います。以上です。

○根橋（２番）

それではそういうことで取り組みをお願いしまして、大きな２番の質問に入りたいと思います。これについてはこの間、同僚議員からもいくつかの質問がありました。私が申し上げたいのは、このことについては３月議会でもこの地域経済のやはりこの衰退、あるいはそういう中での人口減、あるいは産業の衰退、さまざまな問題が発生しているわけですがけれども、そういったところへ向かってちょうど町は後期基本計画で何とかそのまちづくりをしていきたいと。ていう中で国が今回総合戦略推進会議というような非

常に大げさな名前を付けてやってきているわけですが、そういう中で今具体的に始まりました。そういう中で、見ている中で非常に今回公募委員も増やしてそのこと自体は結構だと思うんですけども、30人近いような人数が集まりましてですね一同で何回もそういう会議やってもやっぱり共有はできるけれども具体化はしてこないという点で、申し上げたい点ではそのいわゆる、いろんなテーマごとにですねワーキンググループを作って、やはり具体性のある内容を詰めた上で、全体会議へ返していくというような取り組みが必要ではないかと。それから2番目には前にも提案していることですが、そういう専門的な知識がないと分からない部分もあるので、そういった点でよりあい会議やっていくかあれなんですけど、そういうやっぱり専門家との協議を合わせてやっていく中で全体会議へ反映させていく。3番目には、特に若者の意見ということで18歳の政治参加も決まりました。そういう中でこれから若い人たちのね、やっぱりまちづくりへの意見をどうやって集約していくか。これも大きな悩みかと思えますけれどもこの3点についてこの基本計画というものを充実したものにしていく上で、これらの取り組みについてどのように考えているかお伺いをしたいと思います。

○まちづくり政策課長

まず作業グループの件なんですけど、今、推進会議につきましては第1回目が終わりました。ここで6月22日の日に第2回目に入ります。で6月22日には、第1回目には産業をテーマとしまして問題提起を受けて、ちょうど総合的な説明に終わってしまったものですから、意見収集についてはレポートというような形を取らせていただきましたが、また第2回目につきましては6月22日に開催いたしまして、ここでいよいよ人口ビジョンの報告を行います。今度雇用と人の流れについてをテーマに、また問題提起の方をさせていただきます。で第3回目にこの若い方たちにアンケートを実施するんですけど、その集計結果を出しますのでその報告とまた、この時には結婚、出産、子育てとして問題提起を行います。ちょっと、今の段階ではこの3回については全体的に問題提起を行って全体的に問題を共有しようというような今流れで進んでいますので、それ以降ですね、ワーキンググループ化を考えてはいます。なので、早ければ3回目の終わりのあたりからグループ化をしようかなとも思っているんですけど、そんなような形で進めさせていただければと思います。また、分野ごとのよりあい会議ですけど、本当はいろいろな団体があるもんですから参加している皆さんの中には。各団体で主体的にこういった問題に、人口問題について話していただけるような会議みたいなものを持って

いただければいいんですが、そこまではちょっと無理かと思えます。今回の総合戦略策定の事務局のまちづくり政策課主導では、この短い期間ではちょっとそこまでは無理かなと思えますので、今回につきましてはこの推進会議を主体としてワーキンググループ化をしてやっていければと思っております。あと、若年層の意見集約についてであります、5月から6月にかけて住民アンケートを実施いたします。辰野中学生と両小野中学生の生徒で辰野町在住の生徒。豊南短大生ですね。あと高校生を中心とした16歳から18歳の中から任意抽出した方。約1,400人を対象に進学就職に関する調査、19歳から23歳の方から任意抽出しました約500人を対象に卒業後、進路に関する調査。あと転入転出者、約700人を対象に定住意向に関する調査の方を実施いたします。集計分析を経て7月開催予定の第3回の推進会議で報告していきませんが、これからの辰野町を担う若者の意見は大変貴重だと思いますので、引き続き意見の方を聞いていきたいと思えます。また、新町発足60周年記念事業としまして、町内の小学生6年生に20年後の辰野町を想い描いてもらう「20年後、こんな町だったらいいな。辰野町の夢と未来」の作文を書いていただき194名の提出をいただいております。また辰野中学校の1年生175人に辰野町の将来の町の姿を描いた「辰野未来新聞」をPTAにご協力いただき作成していただいております。またこの20枚の新聞ができあがっていますのでいずれも6月13日、今週の土曜日の新町発足60周年の記念式典の当日、町民会館に掲示いたしますのでぜひご覧いただければと思えます。以上であります。

○根橋（2番）

今、答弁いただいた中でそのいわゆる、いろんな専門分野ごとのよりあい会議って言いますか、要するに専門家の意見も聴取したらどうかっていう提案、て言うか意見なんですけれども、いずれにいたしましても今のお話ですと7月8月ころですか、そういうことでそういった問題についても集約していくということですので、その際やはりどうも煮詰まっていなくてという分野につきましてはね、ぜひそういった機会もせっかく作っていく中でやっぱり専門家の意見っていうのは極めて重要な部分ありますので、そういう機会も何回もやるっていう意味じゃなくてもいいかと思えますので、やっぱり作っていただくことを、取り組みを強くお願いして質問を終わりたいと思えます。

○議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思えますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦
労さまでした。

9. 延会の時期

6月8日 午後 4時 34分 延会

平成27年第5回辰野町議会定例会議録(9日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催日時 平成27年6月9日 午前10時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島	範久	副町長	武居	保男
教育長	宮沢	和徳	代表監査委員	三澤	基孝
総務課長	一ノ瀬	元広	まちづくり政策課長	山田	勝己
産業振興課長	飯澤	誠	こども課長	石川	あけみ
会計管理者	宮原	修二	住民税務課長	赤羽	博
保健福祉課長	守屋	英彦	建設水道課長	小野	耕一
生涯学習課長	桑澤	英明	税務担当課長	伊藤	公一
辰野病院事務長	今福	孝枝			

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武井 庄 治

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第5番 山 寺 はる美

議席 第6番 堀 内 武 男

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんには早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので第5回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。8日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席6番、堀内武男議員。

【質問順位8番 議席6番 堀内 武男 議員】

○堀内（6番）

おはようございます。先に通告いたしました3件について質問をさせていただきます。1件目は松くい虫防御についてであります。この問題につきましては平成24年9月議会のですね一般質問で取り上げました。3年が経過しておりますがその間、拡大の歩みは少し遅くなっている感はありますが確実に北上し、高地にも被害が拡大しているという形でございます。箕輪町の三日町の地籍の多くの枯れた松を見るにつけ、その被害の増大さと深刻さをその重大さをですね、非常に痛感するしだいでございます。ここで町長に質問いたします。辰野町における松くい虫防御に対する現状の管理状態についてお尋ねいたします。

○町 長

どうもおはようございます。堀内議員さんにお答えをする前に、今日は傍聴席満席でございます、補助席までお使いいただいて多くの皆さんに関心を持っていただいて、おいでいただけて大変ありがとうございます。それではただ今、松くい虫の防御についてのご質問でございます。辰野町におきましては現在9名の巡視員の皆さん方をお願いをいたしまして、7月から11月まで月に1回ずつ巡視をしていただいて、見ていただいているわけでありまして、松くい虫がもうそこまで来たところな状況の中で山を見上げますとたまに枯れている木がありますと、ちょっと心配になって私も見て、今ここでも今朝部屋から外を見ますと、枯れた松が1本、2本見えまして「あっ、大丈夫かな」と思いながらそういった松を見てます。私の家の松も1本枯れたのがございまして、「いやー、大丈夫かな」とって心配になる。これを皆がそういうふうな関心の目で見ただいて松くい虫が入って来るのを防ぐ、こういったことがまず大事だろうとこんなふうに思います。現在、箕輪町さんあたり非常に苦勞をしていただいて防御していただいておりますので、そういった応援をしながら町の方へは入って来ない体勢を何とか、このまま続けていければとこんなふうに思っています。細かい内容についてはもし必要なら

課長の方から申し上げたいと思います。

○産業振興課長

まず、松くい虫の被害になる木であります。アカマツでございますけれども、辰野町は山林の約4割でございます。そのうち標高900メートル以下の山林は約1,000ヘクタールでございます。大体900メートル以下の所が危険だと言われております。辰野町はマツタケが特産品でございますのでこのマツタケの松林については何としても守らなければならないということで、危機感を持って進めております。辰野町においては、今箕輪と非常に接近しております樋口地区において、樋口区とそれから樋口の生産森林組合に対しまして松くい虫の発生状況ですとか、確認方法の説明会を実施しているところでございます。以上です。

○堀内（6番）

ただ今、現状9名で巡視体制をひいているという状況でありました。続きましては近隣市町村における松くい虫被害駆除本数増加が非常に進んでいると、被害地区も拡大を続けているという現状であります。そんな形で近隣市町村におけるですね松くい虫被害駆除の状況において、松の木の抽出であるとか、伐採、くん蒸処置だけでは現状ではどうも拡大がですね防止に繋がっていないんじゃないかって、私は思っております。ここで質問いたしますけれども、辰野町はもとより近隣を含む松くい虫被害の状況の現状についてちょっとお話いただきたいと思っております。

○産業振興課長

本年の3月末現在でございますけれども、箕輪町の南小河内がマツノザイセンチュウの確認の先端とされております。東側の方はまあ南小河内なんです、西側の方については中曽根辺りまで来ております。上伊那の上伊那地方松くい虫防除対策協議会で被害対策事業を実施しておりますけれども、この先端地区を叩いて拡大を防いでいくというような取り組みをしております。上伊那の被害量につきましては4,174立平、でお隣の箕輪でございますけれども被害量は491立平となっております。町では枯損木を発見しましたら枯損木の検体を採取しまして、県にDNA鑑定を出しております。今のところこういったものはクリアされているわけでございますけれども、この被害の認定されるっていう手順につきましてはマツノザイセンチュウが松の中に侵入するわけですが、この松のマダラカミキリっていう虫にカミキリムシにですね、この線虫が乗り移って、この線虫を運び出すと被害がどんどんどんどん拡大していくということになる

わけです。アカマツの集団的な被害が経年で認められる状況にある地域が被害地域ということで、認定をされるわけでございます。以上です。

○堀内（6番）

被害状況を確認させていただきましたが、そこで対応策として辰野町は本年度巡視による早期発見と同時に枯損木の関係の処理費用ということで計上していると思います。これはあくまでも被害発生時の確認と処置対応という形の状況になると思いますが、少なくとも予防及び対応ということについてはですね、5項目ちょっと挙げてありますが、松から広葉樹への樹種変換、転換であったり、樹木への薬剤注入であったり、薬剤の散布、あるいは樹木の勢いを回復させる処置、被害に強い若い木への転換、枯損木の伐採くん蒸による拡大防止があげられます。発見されてからの対応ではなくて早期の予防処置という形のものが私は必要であると思います。そんな形である地区では転換モデル地区を指定して、施工を展開しているということも聞いております。町長に質問いたしますが、ストップ・ザ・松くい虫ということ掲げて自主転換モデル地区を指定してのですね予防処置とともに、前項3項目になりますけれども予防対策について強力で推進する必要がありますと思いますが、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○産業振興課長

今、議員おっしゃったとおりですね、いろんな措置、方法がございます。ただ、被害にならないとなかなか補助等もでないということもございまして現在の中ではですね、こんな考え方で進めております。被害になりますとアカマツの流通に制限がかかってまいります。ですので被害地の指定になる前に地権者には更新伐なんかを行ってもらいまして、アカマツをですね松林を切って、ある一定の面積を更新伐していくと。違う樹種に転換していくというような方法で、その切ったアカマツは有効利用、売ってお金に換えていくというようなことで話を進めております。たまたま塩尻市にF-POWERプロジェクトができておりまして、ここの施設は非常に大きなもので製材施設とそれからバイオマス発電の施設ができるわけですが、本年はもう製材施設が稼動しております。来年はバイオマス発電の施設が稼動するという予定になっておりまして、ここにはアカマツの売却ができるようになっておりますので、これらを有効活用していきたいとそんなことで考えております。危険が迫る樋口区とそれから樋口の生産森林組合にはですね、樋口の方で森林整備計画を策定していただくということで、町もお手伝いしながらですね、そんな計画を策定して造林補助事業をできるだけ導入しながらサクラです

とかケヤキですとか景観だとか、災害に強い広葉樹などへ更新伐をしていくと。更新していくと、樹種転換を図っていくと、そんなことで森林の健全化を進めるように提案して地元で相談をしているところがございます。これが上手くいきますと、モデル地区になってくるとそんなふうに考えております。以上です。

○堀内（6番）

今、樋口地区における推進の状況の話がありましたけれども、それは大体どのくらいの日程を元にして計画を立てていただくという形で、その指定までもっていくプロセスはどんな感じでしょうか。

○産業振興課長

樋口区の方には昨年の暮れあたりから視察をしていただきましたり、地元で説明会も何回か町、森林組合、県の地方事務所で相談をしております、本年の秋ごろからそんな動きができれば良いかなということで今、相談をしているところがございます。

○堀内（6番）

少なくとも被害が出てからってということになるとどんどんどんどん拡大していっちゃうって状況ありますんで、今言った樹種を換える、木を換えるっていう形のものっていうのは非常に重要な施策だろうって私思います。その一方で、マツタケにおいては辰野町の地場産業、非常に重要な位置を占めているという形の状況ありますんで、今900メートルって話がありましたが、それまでの所にも当然松林がありますんで、若い木への転換及びツガ等も含めた内容ですね、指導をしていくっていう形も必要だと思いますんで、ぜひそんな動きをしていっていただきたいと思います。1問目の最後の質問になりますが、予防対策に対する予算計上措置と補助の考え方について質問いたします。ほとんどが個人もしくは財産区林という形の状況になりますんで、その中で予防対策ってということになりますと、かなりの費用がかかると思います。そんな形で各地区です、それを負担するってことは非常に大きな要素になりますんで、どうかその地域産業にとって大きな痛手にならないためにも拡大を防止するためにですね行政と団体と町民が一体となつての情報を有すともに対応推進をする必要があるんじゃないかと思います。そこで、個人林に対してですね前に話した4項目、樹種変換、薬剤注入、薬剤散布、若い木への転換等による事業に対してですね予算補助をするという考えはないかどうか。それと同時に本年度予算化しています枯損木の関係ですが、これも多分発生した場合っていうのはその処理をするってことですが、その費用についてはどう

いう按分になるのか、その見解をお尋ねいたします。

○産業振興課長

今の議員、仰せのとおりですねこの松くい虫につきましては、そういういろんな方法がございますけれども、予防っていう面からいきますとね、予防って言いますか今のおっしゃった中の例えば薬剤散布ですとか、樹幹注入みたいなものについては国と県の補助金が出るんです。これは被害地の指定にならないと補助がでないということがありまして、これらは非常にお金もかかるものですから、まずはですね辰野町とすれば枯損木の後処理をですねやっていくと。この枯損木については非常に緊急性が強いわけですので、この伐倒駆除のですね費用を本年度の当初予算で100万円計上してございます。この駆除と言っても伐倒のくん蒸の処理ですとか、それから破砕処理、チップにするものですね。それから伐倒して焼却するというようなこういう方法があるわけですがけれども、こういうものについては個人林につきましても、駆除費については町が負担していきたいと。で、とにかく被害を防いでいきたい、そんなふうに考えております。残念ながらですね、入ってしまったっていうような場合にこれの対処方法ですがけれども、そういった場合には住民の皆さんのご理解がないとできないですがけれども、ヘリによります薬剤散布ですとかね、それから樹幹注入というような方法もやっていかなければいけないと思いますけれども、被害地指定になりますと国県の補助金が出ますので上伊那のこの協議会の中でもですね、しっかり事業者してですね対処をしていきたいとそんなふうと考えております。以上です。

○堀内（6番）

考え方をお聞きしました。少なくとも発生しますとですね、どんどんどんどんすごい勢いで動いていってしまうというような状況ありますんで、予防処置っていう形のものについてはやっぱり十分に行っててもらってということが必要だと思いますし、今話もありましたように個人林でも町の方で負担をして全部処理をするという形ですんで、どうかそのへんを松くい虫が拡大しないような形の施策を含めてですね慎重に検討していただければと思います。以上をもちまして1件目の質問を終わります。

続きまして2件目の質問に入ります。これは消防体制、防災体制についての質問でございます。上伊那広域消防体制がスタートしました4月からですので2箇月という形でまだスタートしたばかりでございますが、火災並びに救急通報に対して従来と違ってですね、場所の特定に時間がかかるって聞いております。過大な、大火なくですね推進し

ているという形で感じておりますけれども、ここで町長に質問します。上伊那広域消防移行に伴う火災並びに救急に対する運用状況、及び町民の反応はどうであるか。何か課題として捉えているものがあるかどうか、お答え願いたいと思います。

○町 長

上伊那の広域消防ですけれども、この4月から広域に移りまして駒ヶ根の方って言うんですか、伊南の方と一緒に1つの指令に基づいて運営されているとこういう状況であります。今まで辰野消防署へ入っていた電話が今度は伊那へ全部入るということでありますので、距離的に離れてますけれども電話の世界でございますので、ほぼ瞬時に繋がるということでもあります。それをいかに処理をしてこちらの方に連絡をいただくかっていうのがそこらへんの心配な部分だと思いますけれども、通信を受けているのは4人が1組で、それから3交代でやってますので24時間対応が複数でできるとこういうことでもあります。そういうことですので、いかに早くということでもあります。今、固定電話や何かは当然地図上にポッと出るわけでありましてけれども、携帯電話や何かはGPS機能が付いているものについてはほぼ数十メートルぐらいの差で、そうですねいくら離れてても30メートルぐらいだと言ってますけれども、場所を特定できるというようなそういうふうな精度も上がってきておりますので、場所の特定ができればすぐに出動できる態勢だとこんなふうに思っています。こちらの消防につきましては29人体制が25人になったということで4人減っていますけれども、通信だとかそういった庶務の人たちがいなくなるということで、実質的に消防隊としていただくのは $3 \times 8 = 24$ の8人組と署長が1人とこういうことでもありますので、今までと変わっておりません。この3月の16日から指令センターが向こうへ移りまして変わったわけでありましてけれども、119番の入電件数がおおよそ3箇月で1,342件あったようであります。それぞれ火災や救急やいろいろな出動があったわけでありましてけれども、この間にもう当然同時に起こるということはあるので、重なった件数がですね3月48件、4月100件、5月34件でありますので、182件が何らかの形で同時に処理中にかかってきたということでもあります。輻輳（ふくそう）率でありますけれども18%というような数字が出ておりまして、最多が3件が同時にというようなことでもありました。4名体制でありますので賄えてきているとそういうふうになるかと思えます。市町村別でありますけれども辰野町では120件の災害件数というような形であったわけでありましてけれども、出動が122件になっております。これは箕輪ですとか、伊那の指揮隊だとかそういった複数の所から出

動がかかっておりますので、災害件数より出動件数増えていますけれども、そういった状況であるこういうふう聞いております。特に出動だとかそういったことに関しましては、大きな問題は出ていないのではないかとこんなふうに考えています。訓練と言うか慣れた、そういったこともあろうかと思えますけれども、電話が入ってから出動するまでの時間でありまして、3月が3分49秒、4月が4分18秒ということでありまして、5月は3分9秒で出動ができているとそういう状況でありますので、訓練と言うかそういうこともあるかと思えますけれども、早い、起こる時間帯によっても違うんでしょうけれどもそういった面では従来と大差なく出動ができているとこんなふうに思っております。以上であります。

○堀内（6番）

現状につきまして報告いただきました。その中で火災発生時の消防団の出動に対して質問させていただきますが、移行に伴って消防団出動体制が変わってきていると聞いております。従来は消防署が火災状況を判断して出動分団を指定してらっしゃるという指示しているというのが現状だったと思いますが、現状では火災情報発令により全分団出動という形の状況になっておると思えます。これは私的に見て平日の昼間の火災が発生した時に、出動確保が難しいということがあることなのかなって思っていますけれども、ここで町長に質問いたしますが全分団出動決定の経緯についての見解をお尋ねいたします。

○町長

はい。消防団が今まではそういうわけで消防署と消防団と連結していたわけでありまして、まあ、ほとんど上伊那の中では違う所が事務局を持って消防団をやっておりましたのでスムーズにということであったかと思えますけれども辰野町では1年前、ちょうど去年の4月からですね消防団の事務局を消防署から総務課の方へ危機管理係を設けまして、そちらの方に事務局を持たせて1年間かけて、そのすり合わせをしてたところでありまして、そういった意味ではあんまり問題もなく移行できたかなと、こんなふうに思っています。その出動の関係でありますけれども、そういった中で1年間の検討の結果ということになろうかと思えます。先ほどまで消防署のお話を私がしましたけれども、上伊那消防につきましては常備消防につきましては上伊那の広域連合の中で事務の1つとして消防業務を扱っております、私はたまたま言うんではなくて広域連合の中の副連合長として今さっきお答えをさせていただきました。消防団につきましては町の方の総務課にその担当課がございますので、その経緯だとかそういったこと

については総務課長の方から申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○総務課長

まず、火災の場合のですね出動の関係でございますけれども、当然火災の入電が入りますと防災無線と告知システム、またはメールで周知をしているわけでございます。消防団の出動につきましては議員ご指摘のとおり、この4月から全分団出動となりました。この背景にはですね、ここ数年の昼間火災におきまして管轄分団に出動招集をかけた場合ですが、団員の出動率がかなり低く常備部が消防署の後方支援部隊としてですね対応してまいりました。出動率低下の理由はいくつか考えられますけれども、町外勤務者の増加ですとか、あるいは休日出勤を含めたですね交代勤務者の増加が大きいのではないかというふうに捉えております。こうした背景を踏まえまして団長を中心に幹部会で検討した結果、火災が発生した場合におきましては山林火災と大規模災害に備えまして全分団に招集をかけます。到着後、小規模火災であれば必要最小限の分団で対応し、それ以外の分団については引き上げをさせます。また、伊那市それから箕輪町のことはでございますけれども参考に申し上げますと、やはり同じような状況がきているということで分団招集、分団単位のですね招集もですね厳しいということの中で、昼間火災につきましては全分団招集の方向で伊那と箕輪町の方はですね検討しているようでございます。

○堀内（6番）

いきさつはお聞きしました。先日5月24日、北大出地区で火災が発生しました。今の内容になりますとですね、今回、週末の昼間で多くの、全分団が出動されたということで、かなりの車がそこに集まったという形の状況でした。この中でですね5月24日北大出地区の火災に対して出動車両は何台あって、出動団員数はなんぼであったか。情報を伝えていただきたいと思います。

○総務課長

過日の北大出の火災につきましてはまずは消防団につきましては車両9台、それから出動団員につきましてはこれは待機団員も含みますけれども110名でありました。また、参考までに申し上げますけれども、その時の火災におきましては上伊那広域消防本部指揮隊の方から車両1台、隊員2名、それから伊那ポンプ隊の方から車両1台、隊員4名、南箕輪消防署、これ救助隊になりますけれども車両を1台、4名の隊員の方。それから地元辰野消防署からは車両2台、8名の隊員が出動となっております。以上です。

○堀内（6番）

全団出動となりますとですね、ざっと計算しても8分団がありますんで、自動車ポンプ等搭載ってこととなりますとですね、16台の車がそこに行ってしまうという状況があるのかなって感じがいたします。そんな形で今後ですね、このへんにつきましてはやっぱり消防団員として見れば、火災ってことになると思うとすぐに出動しなきゃいけないって全団員、全部、全町がその任に当たらなきゃいけないっていう状況で常にピリピリしている。まあ、当然そうなんでしょうけども。やっぱりかなりその精神的な付加しているのが大きいって形を聞いております。もうちょっとそのへんの昼間の火災と週末の火災と夜の火災っていう分けるのは良いかどうか分かりませんが、そんな形を含めてですねちょっと検討していただければいいかなと思います。ちょっと時間の関係ありますんで次にいきますけども、3番目の関係の自主防災組織と消防団の関係のですね連携確立について質問いたしたいと思っておりますけれども、この件につきましては平成26年3月に自主防災組織と消防団との連携についてという形の状況で質問させていただきました。この中で自主防災組織要員あるいは消防団員OBがですね、ポンプ車に同乗する、乗ることができますという形の状況の中で自主防災組織の重要性を鑑みて、今後消防団自主防災組織、区との会議の場を設けて明確にしていきたいと述べられております。そこで質問いたしますけれども、自主防災組織と消防団の連携について打ち合わせはどのように行われたのか。その結果についてどう徹底するような動きになったのか、お答え願いたいと思っております。

○総務課長

各地区にございます自主防災組織でございますけれども、地域に根ざした消防団とともに災害発生時におきましては初期消火ですとか住民の安全確保、あるいは要援護者の対応等、その活動は極めて重要になってきております。日常の活動、あるいは防災訓練等で連携を深めていただきたいというふうに考えております。今ご指摘のですね自主防災組織との関係でございますけれども、昨年ですね11月27日の日に自主防災組織連絡会議におきまして団長から役割等についてですね説明をしていただきました。各分団におきましては区、地域、自主防災組織と連携して検討するように指示を出したところでございます。また区に区と言いますか既に分団によっては、自主防災組織と講習を行ったり、話し合いを今現在もっています。それから自主防災組織で行っていただく消化活動等でございますけれども議員ご指摘のように、使用できる資機材につきましてはまず、

ポンプ車を除く全ての資機材については、講習さえ受けておれば使ってもらって結構だということでもあります。また、団員が出動人数に達しない場合におきましては補佐役として、ポンプ車への乗車も可能ということでございます。それから保障の関係でございますけれども怪我等があった場合につきましては団員同様、災害時の作業協力者として保険適用もでございます。以上でございます。

○堀内（6番）

今、自主防災組織との関係等お話がありました。ただちょっと私は残念だと思っていますのは、本当にどの程度その自主防災組織が機能して、これはほかの地区の火災の時にそこへ行く必要はないと思いますけれど、じゃあその自主防災組織の人のメンバーが火災が、地元で火災が起きた時に屯所に飛んでいくかって言うと、多分飛んで行かない。要するに昼間の火災の場合特にそうだと思いますが、今話があったように団員が揃わなければ消防自動車自体がもう出ることができない状況っていうことに対してはですね、やっぱり自主防災組織の特にOBの方々の力を借りるっていうことは非常に大きな要素じゃないかって私は思います。そんな形でやっぱりもうちょっとですね、今回1回やりましたよっていう形の状況ですが、もっとこまめに実際的にですね運用できるような形をですねもって、あるいはそれについての報告をいただくということも含めてこれは行っていく必要があるんじゃないかと思っていますので、ぜひそんな動きをしていただきたいと私は思います。最後に消防団の関係につきましてはですね、充足状況と幹部経験者の関係の残留状況っていうちょっと項目があります。これはなぜこんな形の状況を挙げたかと言いますとですね、現在消防団員の関係、定数495名っていう形で私確認しておりますけれども、従来は幹部を経験した方はその時点で退団をしたいと思います、現状ではなかなか新入団員が入らないということで、その方々が平団員で残っているっていうのが現状だと思います。規定的には50歳定年ですんで、それでも私は問題ないのかなっていう気がいたしますが、ただ1つ大きな懸念されることは、その年代に達しますと仕事、あるいは地域の関係も含めて非常に多忙な時期、重責を担う時期になりますんで、本当に消防活動ができるかっていうのが非常に心配があるわけです。今、消防団員の充足状況とともに消防団員の経験者の残留状態っていうのはどうなのかお尋ねしたいと思います。

○総務課長

今、議員ご指摘のとおり消防団員の確保には大変苦慮と言いますか、難しくなってきた

ているっていうのは現状でございます。女性消防団員もこのところ増えてまいりまして、そういった女性の皆さん方のお力をお借りしながら、定数本部まで入れますと496人でございますけれども何とか確保しているような状況でございます。次に幹部を経験して引き続き団員で残っている団員数でございますけれども、全体で78名いらっしゃいます。分団ごとに申し上げますと1分団が25名。それから2分団が7名。3分団6名。4分団2名。5分団10名。6分団6名。7分団12名。8分団10名という割合でございます。大変OBと言いますか団員になられても残っているということで大変ご苦勞をおかけしているのではないかというふうには感じております。

○堀内（6番）

今、78名の方が幹部を経験した後も携わっていただいているっていう、ご足勞願っているという形だと思いますが、いずれにしても先ほど申したように今後、新入団員の確保の困難さっていうのはやっぱりこの中に現れているのかなっていう気がいたします。定数の見直しを含め分団の再編成を含めた内容も考慮してですね、今後を検討していただく要望してですね2件目の質問を終わります。

3件目の質問でございます。これは一般質問に関するその後の対応状況についてですが、1つは荒神山スポーツ公園の整備状況についてという形の状況になります。これは私24年12月、たつの海の周回ウォーキング、全天候型整備について質問させていただきましたが、現在整備がされて、たつの海の土手、工事の落ち着きをもって整備を完了させるという形の状況です。先日もウォーキングでですねそこを歩く機会がありましたんですが、非常に好評で冬場も問題ないし、非常に歩きやすくて感謝の言葉をいただきましたし、ただその中で「途中何で整備されていない部分があるんだって」聞かれました。これについては説明いたしましたがかかなかやっぱり、そのへんの内容を徹底するっていうことは難しいなって感じました。その一方で足の不自由な方もそこで歩いている方がおりましたんですが、その方の話を聞きますとですね、やっぱり私的には今まで健常者が使うもんだみたいな感じの状況あったんですが、そうじゃなくてやっぱり非常に幅広い人がそこを使っている状況です。そんな形でそういう方にもやさしいウォーキングコースという形の状況をですね我々も含めて検討、今後その頭に入れて整備をするっていうことをしてかなきゃならないなというように感じました。その中でですね、全天候型の整備完了はいつを予定しているのかお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

3月の全員協議会でも報告をさせていただいておりますけれども、当時の建設課発注のただ今、お話のありましたたつの海のジョギングコースの舗装工事につきましては、33メートル南側ですね33メートルを残して3月31日に竣工をしております。一部未舗装となっている理由でございますけれども、私どもで担当しております県営ため池等整備事業のたつの海護岸工事を同時期に施工をしておりましたけれども、たつの海の底樋を取り壊したところですね、断面が小さくて緊急放流ができないということが判明したわけでございます。当初これは予見できなかったことでしたので止むを得ず、堤体の掘削をしたわけです。堤体のこの掘削をして埋め戻しを行った部分についてはジョギングコースの路面の低下がですね、沈下がですね懸念されたと。踏み固めてあるわけですが、どうしてもやっぱり沈んでいってしまうということがございまして、埋め戻し区間については、一旦、前のようにですね砂で復旧を行っております。未舗装部分につきましては来年以降にこの路帯が安定したところでジョギングコースのゴムチップ舗装を今、やりました県営のため池工事で実施することとなっております。利用している皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますので、看板ですとか、広報、ホームページ等で利用面、安全面について周知をしているところでございますのでご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○堀内（6番）

少なくとも非常に皆さん期待して、非常に使いやすく好評だということは確かでございます。その中でですねちょっと残念なことが1つあります。25年6月質問の中で、信州森の小道の整備、森の散歩道っていうのがあります。これはテニスコートの上の所ですけども、この時には都市公園になっているために建設水道課と連携を取り、今後地主さんと交渉して前向きに整備をしてみたいとの回答をいただいております。そんな形でですね行ってみますと、残念ながらそのままになっている状況でした。それと同時に多分、私的に見た感じでは道が歩いた跡がありますんで、あそこの部分はやっぱり活用されていると確認させていただきましたが、その中でですね枯れた木がかなりある。非常に歩く所のすぐそばにもありますし、倒れて来たら危ない状況になっておりますんで現状からいきますとですね、非常にあのままで使うっていうのは非常に難しい、厳しい状況ではないかっていうような気がいたします。前回の検討から2年を経過してるという状況ありますんで、その後どういう形でもっていくのか。あるいは現状の状

況からいきますとですね、安全対策がとられるまでの間は私は使用禁止が妥当だと思いますが、そのへんの見解をお願いします。

○産業振興課長

まず、私の方から、今お話のとおりですねテニスコート側につきましては24年にチップを敷きまして大体2メートルくらいの幅員で散策道として整備をしております。しかしながら尾根の所で30メートルくらいが未舗装となっております、これは所有者の方がですね、ご好意で通行を許可していただいているわけですが、なかなかこの買収ができなかったということがございます。幅員50センチくらいの散策道として利用をさせていただいております。歩道部分の用地を取得できれば同様な整備をしていきたいわけですが、現時点では予算面、それから管理面から用地の取得が困難な状況となっておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

この管理、木の枯れた部分につきましては、管理を教育委員会の方でしておりますので説明をいたします。

○生涯学習課長

公園管理の立場からご回答を申し上げます。この遊歩道でありますけれども、森林の中を通るルートで整備がされております。議員ご指摘のとおりでございます。倒木の恐れがあり、危険と思われる樹木があるということでもありますので、詳細を確認をした上で対策を講じてまいりたいというふうに考えております。この遊歩道につきましては多くの来園者に利用をされていますことから安全確保が計れない、こういった場合については通行止めなどの措置も検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○堀内（6番）

安全をこれから確認するっていうのはちょっと遅過ぎるんじゃないかと思うんですね。私は行って確認して危ないって、私は確認したんです。ですからそれに対してどういう、じゃあ逆に言ったらいつまでにそれを検討してどういう対処をするのか、それのお答えをいただきたいと思います。

○生涯学習課長

過日、私も含めましてちょっと夕方でありましたので暗い時でありましたけれども、一度この遊歩道見てまいりました。改めて担当の公園係ともう1度確認をさせていただいて適切な対応を講じてまいりたいと思っております。

○堀内（6番）

分かりました。半分分かったんですが。やっぱり最終的にはですね我々がよく言われている内容って何かって言うと、「一般質問で、やっているんだけどその後どうなったかっていうのフォローしてないよ」ということをよく聞かれます。そんな形で今後ですね、やっぱりそれに対して非常に難しい要素はあると思いますが、検討しますっていうことになりますと、いつまでという形の状況を含めて、行っていただきたいと思えますし、特に今回の今の問題につきましては安全が絡んでいますので、これはもう早急にやるってことは必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思えます。最後の質問に移ります。これは定期健診における肝炎検査の追加の内容となります。これは平成27年3月の一般質問において、肝臓がんの撲滅のために肝炎検査を定期健診の時に実施してもらいたいという形の状況でした。これは回答的に言ってですね国から肝炎ウィルス検査の促進が示されており、前向きに検討したいという答弁がありました。ただし、これは保健所ではですね無料で実施しておりますので、伊那へ行けば無料でできます。ただ遠いんで受診向上、あるいは、がん撲滅、低減をさせるためにはですねどうしてもこれは必要な要素であろうと思えます。少なくともですね、これは節目の状況でやればいいですし、年、一生のうちに1回やれば今の状況だとほとんど問題ありません。無料との関係をどう見るかっていう、今後そのへんの内容も踏まえてですね、考える必要があると思えますがその検討した結果はどうであるかお答え願いたいと思えます。

○保健福祉課長

それでは今回のご質問について私どもの方で定期検査において肝炎ウィルス検査の実施について検討した経過をご説明いたします。まず町で実施している健診との同時実施の可能性について検討いたしました。特定健診自体は保険者による健診なのでそれは除いて検討をいたしました。あと、保健福祉課での事業評価のための人口動態の統計をとってありまして、亡くなった方ががんの死亡率の検討とか、肝炎ウィルスの医療制度の利用者状況、それから経費等の検討を行いました。それからあと、肝炎ウィルス感染リスクの高い世代は今現在ではおおむね55歳以上の方と考えられ、さまざまな機会に検査を受けられているっていうふうに考えております。以上、まあ申し上げました内容を検討した結果、現時点では一応検討結果は実施しない方向でということですので今、考えております。以上でございます。

○堀内（6番）

あと時間が2分ちょっとですが、行わないということですが肝臓がんの関係につきましてはこの肝炎ウイルスによって発症する確立はかなり高い、ということは実際事実だと思います。そんな形でですね逆に肝臓がん疾患低減に向けて、具体的な施策はあるのか、そこらへんは答え願いたいと思います。

○保健福祉課長

ただ今のご質問ですけれど、保健福祉課の方では感染の早期発見とともに発症しないための健康管理の推進が重要と考えております。議員ご指摘のように伊那の保健所で無料検診等がありますので、そこらへんの肝炎検査の案内、それからまた肝炎の関係だと知識が皆さんあまりないかと思っておりますので、そこらへんの知識の啓発、ここらへんのところをしっかりと努めていきたいと考えております。以上です。

○堀内（6番）

ぜひ、がん撲滅、医療費の低減に向けてのですね、活動に繋げて行っていただきたいと思っております。今回2点についての対応状態について質問いたしました。滞っている項目も散見されますが、実際にその実施済みの案件も多くあると思っております。これは議会と理事者と今後の動きになると思っておりますけれども、議会運営委員会等も踏まえた内容で今後、その検討した結果の公表の仕組み作り、これについて必要であると思っておりますので今後、検討することを提言した内容で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席11番、熊谷久司議員。

【質問順位9番 議席11番 熊谷 久司 議員】

○熊谷（11番）

本日は2点の案件について質問してまいります。この2点はともに方向付けが急がれているものですから、今までにも類似の質問をしてきましたがもう1度、質問してまいります。最初に都市計画道路の見直しについての質問であります。長野県は平成18年に都市計画道路見直しの指針を策定し、県内の市町村に対し見直し着手と早期完了に努めるよう指示しています。これは都市計画が50年以上前に高度経済成長に向けて、できた計画なので、未着手の部分については今の低成長時代では実現不可能な計画となってしまったからです。また辰野町の実情としては鉄道交通の時代から車社会の時代に変わり、辰野駅を中心とした人の流れが伊北インターを中心とした車の流れに大きく変化した背

景があります。そこで辰野町では平成25年度より3年連続で見直しのための予算が組み
れ実施されています。26年度の活動状況、進展具合はいかがなものでありましたでしょ
うか。お尋ねいたします。

○建設水道課長

26年度の活動内容と進展具合ということでお答えしたいと思います。議員ご指摘のと
おりですね25年から都市計画道路の見直しに入っております。都市計画の道路の見直し
指針に沿いまして25年度は必要性の検討、代替道路の検討を実施するというこ
とで進めてまいりました。それを受けてですね、平成26年度はいかにそれを、それでは実現でき
るかということで実現性の検討を行い、見直し案のですね原案を作成しております。そ
の内容はですね大きく4項目に分かれております。1つとして周辺環境、自然環境、歴
史環境、保全上の問題があるかどうか。その中では希少動物や巨樹、巨木の確認、天然
記念物、歴史的建造物の確認を行っております。2番目は地理的制約がないかというこ
とで、計画にある構造的適合上の問題があるか、ないかを検討いたしました。内容は地
形、道路構造上の課題の抽出になっております。3番目として優先性、効率性となりま
す。内容は経済的にどうか。整備の効果の高い、低い。住民からの反対の意見があるか
ないかっていうことになっております。細かな内容としては区別概算事業費及び補償件
数等の調査。既存建築物の調査。補償費、維持管理費を含む概算事業費について有効性
効率性を見ております。最後に4番目として妥当性ということでルート、幅員の変更に
よる推計事業費等の調査を行いました。以上、4項目の評価結果によりまして1路線は
完成しておりますので、12路線中ですね存続候補は6路線、変更候補は4路線、廃止候
補は2路線となりました。この変更結果をですね庁内検討委員会で2回、昨年5月と今
年2月に検討をいたしまして最終的には県のですね、事前協議によりこの原案で良いか
どうかという評価を求められますので、27年度になりまして3月4月5月6月と毎月
ですね、今県との見直し案の原案について事前協議を実施しているところでございます。
以上です。

○熊谷（11番）

実際には大分、検討が進み見直し案の原案も作られているという状況の中で、これが
実際に決まってオープンになる時には住民がどれほど分かった上、その様子が分かっ
ているかちょっと疑問なところがあります。その住民意見をどのように吸い上げていくの
か、これについて伺いたいと思います。

○建設水道課長

先ほど申しましたが、県のですね事前協議終了後にはですね、公表的なことをしていきたいと思うんですけれども、現段階ですら決定していない路線について原案を大体、段階ですら発表することは土地の価格とかですね、人間と人間の利害関係等、さまざまな影響があるということで現時点では公表していないような現状でございます。また、県との協議結果によればですね、原案どおりいかなる路線も出てまいりますので、それに関係する交通河川、鉄道管理者との協議も必要になってきますので、その関係機関との調整完了後、再度、庁内検討委員会を開催しその後、都市計画の決定方針の決定に向けてですね見直し案、今度は最終的な見直し案となりますので議会への報告、町民への報告やそれに伴う地区別の説明会を開催していく予定でございます。以上です。

○熊谷（11番）

取り扱いが難しいということは理解できました。が、やはり有効な計画になるかどうか、これから我々も注視して注目してまいります。それでは27年度のこれからの予定について伺っていきますけれども、都市計画道路は法律に基づいた計画なので、計画区域内に家を建てる場合、町の許可が必要となります。また3階建ての建物や鉄筋コンクリートの建物は許可されません。一方、羽北道路網整備計画のように法律に裏づけされていない計画は計画路線上に家を建てることに対し、町は規制できません。現在、実現性の低い都市計画道路のためには規制がかかり、地域住民が求める計画道路には規制をかけられない、ここに大きな矛盾があり実際に問題が発生しているわけですが、今回の都市計画道路見直し事業がこの問題解決に向けた取り組みになってほしい、こう思うところであります。そして、この見直しは町の将来を決定付ける重要な事業であるわけです。そこで伺います。今年度27年度はどのような計画になっておりますでしょうか。

○建設水道課長

先ほど、答弁とですねダブる部分もございますけれども、やはり都市計画道路とですね、地元の道路っていうのはどうしても法律を離して考えていかなきゃいけない部分でございますので、議員ご指摘のですね都市計画道路についてはですね再度本当に県との協議をですね早く行ってですね、見直し案の原案が県の事前協議を通るように進めていきたいと思っております。それでその先ほど申しましたとおりに見直し案として報告できるような段階になりましたら、議会の報告、町民の皆様への報告を経てですね町の都市

計画審議会の諮問、審議、答申を経て、パブリックコメントを実施し、次の計画決定の手続きに進んでいきたい、こう思って今進めているところでございます。以上です。

○熊谷（11番）

原案を県との協議を進めていくということのようでございます。財源が国、県から出てくるわけですから、この協議がこの今後の方向付けに対して非常に重要なことということは理解できます。その中で、先ほどいった矛盾、本当に町民が要望している道は規制されずに、現実不可能な道は規制がかかるという、そのところの矛盾については十分配慮をいただきたい。特に宮所のハラハラ道路、辰野駅前地区計画に基づく街路、竜東線平出上町、これは外せないと思います。更に国道 153 辰野バイパス、羽北道路網整備計画の県道与地辰野線、これをぜひ都市計画道路に加えてほしい。これから必要とされる道路こそ計画を立ててほしい。このように考えるわけであります。もし、都市計画として難しいのであれば何か別の方法を考えなければいけない。例えば都市計画に準ずるのですかね、地区計画、こういったもので推し進める方法もあろうかと思えます。羽北道路網整備計画、これを地区計画とすることができないか。これ今、お答えを求めても難しいと思いますので、検討していただきたいし、我々も検討していきたいというふうに考えております。いずれにしても法的規制がかけられる絶好のチャンスであるわけです。これから道を造ろうという所に規制がかけられるわけです。現実春日街道先線の状態を考えてみますと鉄筋コンクリートのアパートが建たっているわけです。そして更にこれから延ばそうとする先には新しい家が建たっているわけです。現実この問題を直視し今後の参考にしない限り、辰野町の未来はない、そう思います。次に入ります。現在町内の都市計画区域内では都市計画税が課せられております。その歳入額はおよそ 6,000 万円であり、一般会計予算の約 0.8 %に当たります。課税を行うかどうかは町が決めるわけですが、質問いたします。今回の見直し完了後、都市計画税についてはどうするお考えでしょうか、伺います。

○建設水道課長

見直し案のですね原案につきまして、用途地区の変更というものはその案では考えておりませんので、都市計画税の地域の変更はないと考えております。

○熊谷（11番）

都市計画税を継続して課せるということで、いいわけでしょうか。

○建設水道課長

用途地区では同じように都市計画税を賦課していく考えでございます。

○熊谷（11番）

なかなか、町の財源が乏しい中で自主財源が乏しい中で6,000万円とはいえ、大事な財源ということで課することと思いますが、なかなかそこにはすっきりしない部分があるかと思っておりますので、その部分の説明をよく皆に分かるようにしていただきたいと。受益者負担という考え方によるものと思っておりますけれども一般財源に組み込まれ、どこに使われているか分からない。都市計画のために使われているのか、よく分からないというあたり、あるいは本当に受益、益があるのかという問題。本当に必要とされている部分に課せられるものであれば、益を受けているわけですから効果があるわけですがけれども、よくそのへんをご検討いただきたい。ちなみに箕輪町は課税されておられません。

次に大きく2番目の質問に入っております。春日街道沿線の土地利用について伺っております。県の計画として進められている春日街道延伸は、5年後の2020年に旧農協、現在の「JA虹のホール伊北」まで延びてくる計画で進められています。また、羽場交差点整備はこの夏のお盆までには完成予定です。順調に進められてきたことに対し伊那建設事務所や町建設水道課の関係者の皆様のご努力に対し、改めて感謝と敬意を表するところであります。羽場交差点関係者住民の一人として歩道が2.5メートル幅で道路両脇に確保されたことにより、大変便利になりその安全性、快適性をとてもありがたく感じているところであります。さて、春日街道が延伸されてくることにより、羽北地区が大きく変わることが予測され、その期待も大きいものとなっております。まず伊北インター周辺の渋滞緩和に期待が寄せられます。羽北地区全体の混雑緩和の観点からは、新町方面への延伸計画がどうしても必要ですが、このことに関しては改めて別の機会に述べさせていただきます。春日街道の延伸は、羽北地区の人口問題と直接関係して考えられます。両側に歩道が付く12メートル道路が開くことにより、住宅地、商業地としての需要が高まり人口増加が見込めるわけです。ただ、そのためにはまとまった範囲の農振除外がどうしても必要で、隣町の箕輪町の人口は40年前の昭和50年には1万7,500人でした。現在2万5,100人に増加しています。ちなみに辰野町は2万3,300人が2万400人に減少しています。箕輪町は道路整備を積極的に進め、農振の網や埋蔵文化財の網をあまりかけなかったことが功を奏したと言えます。特にお隣、沢区の人口は平成元年の3,200人から平成20年の4,300人と20年間に34%の増加となっております。羽北地区

は長年農地を大切にしてきましたが、最近はその意識に変化が見られます。特に南小の児童数が徐々に減少してきている昨今は、人口減少を食い止めなければ、との意識が強くなっています。農振地域をまとめて除外することは地域住民の意向、特に地権者の意向が重要です。そこで伺いますが、春日街道沿線の地権者に農振除外について意識調査を実施できないでしょうか。

○産業振興課長

まず、意向調査がどうかという前にですね、農振の集団的な土地を外す手続き的なお話をさせていただきたいと思えますけれども、これは以前のご質問にもございましたけれども、農政審議会は年に2回開催しておりますけれども、これだけの大きな面積を外すということになりますと、総合見直しということの中で進めていくわけでございます。この総合見直しってというのは、町全体の一筆調査を必要とするためにですね時間が結構かかる作業でございますけれども、またこの外した場合にはですね、ここがちょっと心配するところなんです、土地の実勢価格に影響を及ぼす恐れがございます。ですから土地の所有者の方のやはり同意と言いますか、そういったものが大変重要になってくると思えます。また、地域の土地利用もですね、周辺地域の皆様方のやはりコンセンサスですとか、同意っていうものが必要になってくると思えますので外したい箇所をですね、面的に示していただいて、要望をしていただければ町とすれば非常に進めやすいということでございます。ここは優良農地でございますので西天竜の土地改良区にも受益がかかっておりますし、西天竜の土地改良区との協議が必要ですし、それから県との協議も必要になってまいりまして、ハードルも非常に高いということもございます。それらがクリアした場合にはですね農政審議会に諮って関係者に協力をいただく中で外していくということになるわけでございます。今の議員のご質問でございます、町で意向調査ができないかということでございますけれども、多額の国県費、それから町も費用を投入した優良農地でありまして私ども農政サイドではですね、優良農地を守って農業振興をしていくという立場にございますので、開発のためにですね意向調査をするということは馴染まないということがございますので、これはくどいようではございますけれども地元のですね、地権者を含めた地域の皆さんでどこのエリアを外していきたいのかということをお互いの同意を取った中でですねお示しいただければ、進めていくことが早くできるのではないかとそんなふうに考えているところでございます。

○熊谷（11番）

西天との話し合い、県との協議、これは具体的にやっていくしかないと思いますし、その前にとにかく町にその気があるか、というところが出発点のような気がいたします。地元の意向により動くということになりますとどんなことをするのか、具体的に考えてみた場合に、区が先頭に立って動けばその方向に行くかもしれませんが、実際に区の役員の方たちの様子を見ますと、結構大変なんですよ。もう毎年毎年行事にいっぱい追われて、やらなきゃいけないことが山ほどあって、そんな中で難しい問題をあえて挑戦しようというのはなかなかできないんですね。現実、その姿を脇から見てて、とても無理だろうなと思います。じゃあ、区以外で誰がやるのかということになりますね。有志でやろうという勢いがあればいいんですが、なかなかこういった政治的な問題を有志でやろうとしても反対者が1人でも出ると上手く行かないのが一般的です。やっぱり町が主導で「どうですか」というふうに地元投げかけて、初めて動き出すということだと思います。やはりいろいろハードルはあるかと思いますが、やる気があるかないかという点でこちらとしては判断させていただくしかない。むしろやる気にさせるにはどうすればいいのか。こうやって文句ばかり言っていいのだろうかということにもなるわけですが、いずれにしてもこんな機会ですので、こういったことを述べさせていただきます。意向調査でも本当、手始めにやっていただいて「ああ、確かに意識はかなり違うよね」と「変わっているよな」というところの確認をしていただければと思います。あと、土地の価格の件ですけれども少なくとも農振除外で土地の価格が変わるかって言うと、価格って言うか良い側に、地権者にとっては良い側にまわる可能性は高いですが、地権者が例えば固定資産税が上がるとかいう心配をされているとするならば、それは当たらないんじゃないかというふうに思っています。要するに農振地区の農地であろうと、農振除外地区の農地であろうと大差はないんじゃないかというふうに私が調べた範囲ではないような気がいたします。したがって地権者に不利なことっていうのはあまりない。しかも、この話を進めるに当たって確かに優良農地にするために今まで費用を費やしてきた問題があるかと思いますが、それはどこの、上伊那のほかの地域も一緒だと思うんですよ。そういう所はどんどん、ほかの地域は優良な農地でも提供している中で、せっかく春日街道という道が通るんですから、その道路を土地利用に利用しないってことの方がむしろマイナスじゃないかって。せっかく道路が通るんじゃないかと、時代はもうかなり変わっているんだよ、というところを私

は訴えたいと思います。次の質問に入らせていただきます。実際に住宅地を求める場合、上下水道接続に問題ないかが重要になってきます。昨年3月に質問した時の回答では、道路距離1,200メートルのうち、上水道が片側の950メートル、下水道が片側の450メートルで既に布設済みとのこと。そしてそれは道路建設の時に歩道に移設されるのではないかと、ということでした。その後の検討で布設距離が延びる計画にはならなかったのでしょうか。お尋ねいたします。

○建設水道課長

議員、ご指摘のとおりですね既設のですね上水管の配管については1,200メートル中950メートル、下水道は450メートルということで変わっておりません。またですね今、県の事業の中ではですね、用地の買収に力を入れている段階でしてその既存の上水道管下水道管をですね、移設するっていう、まだ細かな打ち合わせは済んでございません。これから道路の構造物がですね上水道管、下水道管に当たっていきますよっていう話になればですね移設を考えていかなければならないかなあとは思っております。なおですね、下水道はですね先ほどの農振との兼ね合いもございますけれども、上水道はですね、管網と言いまして管の網っていうことなんですけれども、水を死水にしないためにですね管網を造って配管するっていうことも考えていかなければなりませんので、新しく道路が新設する折にはですね、その管網が適しているかどうかという検討はしていかなければならないとは考えておりますが、下水道のですね本管を入れていくとなるとですねかなりお金がかかるわけですね国庫補助事業によって下水道の本管を入れる場合にはですね農振除外がやはり条件となりまして、更に地域拡大の変更認可が必要になるっていうようなこんな段取りになりますので、下水道につきましては今ある下水道管の活用をとりあえず考えるっていうようなことで今、動いております。以上です。

○熊谷（11番）

これも町がその気になってくれない限りどうにもならない問題のようでございますけれども、今がチャンスということをごひ考えていただきたいと思っております。ほかに人口対策として有効な手立てが何があるのかと考えた時に、かなりこの案件は優先度が高いというふうに私は判断いたします。具体的にほかに策がいくつかあって、本当に人口が増える可能性があるんであればお聞きしたいところでもありますけれども、なかなか総合的に判断するしかないと思っておりますけれども、もう1度、今一度、この2つの案件に農振除外とそれから上下水道の布設について町でご検討をいただきたいというふうにお願

して、今日の質問を終了いたします。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時40分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 25分

再開時間 11時 40分

○議長

進行いたします。質問順位10番、議席13番、成瀬恵津子議員。

【質問順位10番 議席13番、成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（13番）

それでは通告に従いまして2項目について質問いたします。新町発足60周年記念行事第67回ほたる祭り、そしてニュージーランドワイトモとの姉妹交流提携20周年と大きな行事を目前に控えての6月議会であります。天候に恵まれ多くの観光客が来町され、無事故で大成功に開催できますことを心から願いながら一般質問に入らせていただきます。4月に行われました町議選で高齢者から若い方々まで多くの町民と対話する機会をたくさん作らせていただき、多くの要望、相談が寄せられました。今回はその中で一番多く出されました要望について質問いたします。まず、1項目めであります。子育て支援のさらなる充実についてであります。子育て支援はこれからの辰野町の人口増対策として最も重要なことと思います。辰野町は子育て支援には特に力を入れており、本年度も子育て支援の新事業が盛り込まれておりますが、更なる子ども産み育てやすい環境整備のために何点か質問要望をいたします。昨年4月から長年の要望でありました南小学校の学童クラブがスタートし、現在町内4つの小学校で実施されております。働く保護者の皆さんからは「安心して子どもを預け働くことができる」との喜びの声がたくさん届いております。しかし、1箇月の利用料金が近隣市町村に比べて高すぎて学童クラブはとても助かるが家計の負担が大きいとの声が多く届いております。辰野町の場合、利用料金第1子の場合1箇月6,000円。第2子の場合はその半額の3,000円です。そこにおやつ代が1,000円かかるということでもあります。合計6,000円と1,000円で7,000円。第2子の場合4,000円で近隣市町村に比べて2,000円から3,000円余り高くなっております。おやつ代にしても近隣市町村に比べて高いかなと思います。また、保険料につきましても辰野町は個人負担ですが、隣の箕輪町は町が負担してくださって

おります。働きながら家計を支え、子どもを育てる親にとって月 7,000 円、2 人入れると 1 万 1,000 円の負担はとても大きいと思います。国からの補助金をいただいておりますがこの中で親の負担軽減を考え今後、この利用料金を近隣市町村と足並みに揃えていくか、それより安くすべきではないかと私は強く思いますが、町の考えをお聞きいたします。

○町 長

成瀬恵津子議員さんにお答えをしたいと思います。辰野子育て支援とか、そういったものにも及ばずながら頑張っているわけでありましてけれども、なかなか他所と比較するということがですね、その町の財政事情もありますので一概にはいかない、こういうことで難しいところもあるわけでありまして。今、国をあげて子育て支援、こういったことで進んでおりまして、できる限りのことをとということで新規な事業を入れたりですとかこういったものも進めていくわけでありましてけれども、一方で国って言うんですか全体の流れとしては効率的に行ってその中からより充実した手当てをしていくと、こういうことであろうかと思えます。学校だとか保育園もあれなんですけれども、そういったものの数をですね現状の数で抑えていくってということもかなりのそういった力を入れているっていうふうに捉えていってもいいんじゃないかと、こんなふうに思っています。どちらかという統合をしたりですとか、効率よくするためにまとめていたり、そういったことをする中で図っている、そういった流れの中でありましてけれども、個々にそういったものを守っている。そういったことがその後が大事なことで、こんなふうに思っております。学童クラブもですね、去年直営にさせていただくようになりまして、町の負担も当然町の責任でということで直営にしました。それにあたって、今まで 8,000 円であったものを 6,000 円にさせていただきました。そういったことで安ければ安いほどそれはそれにこしたことはありませんけれども、全体のバランスの中からできる限りのことをこれからもやっていかなきゃいけないと思っておりますけれども、この話と直接関係ないんですけれども、最初は「まあいくらお金かかってもいいから、とにかくやってくれ」。段々それができますと、さあその次は「それじゃいけないから安くして」、そのうち「それがあれだからもう無料にしろ」と、こういうふうな話に段々なっていくわけでありまして、当然目に見えているっていうところもあるわけでありましてけれども、そういったこととこれと直接関係ないかもしれないけれども、できる限りのことはしていきたい、こんなふうに思っています。教育委員会の方もそれぞれの施設を抱えておりますの

で、予算の総額の中でどういうふうにそれを進めていくかっていう問題にかかってきますので、教育委員会の方から、そこらへんのところをお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長

ただ今の町長の後に続けたいと思いますけれど、今金額の話がなされたわけですが、どうしましてもね金額だけっていうのはすぐ目に付くわけですね。ところが市町村によって、それから学童クラブによってサービスの内容っていうのはやっぱりさまざまあるわけなんですね。おやつ代の話も出ましたけれど、おやつ代につきまして、それではどういうおやつを提供しているのかっていう部分もやっぱり違いがあるんだろうと思います。辰野町の場合には基本的には手作りということで、市販のものはほとんど提供していないっていうことを、そういう事実もございます。ですので目に見えるのは金額なんですけれど、やはりその中身まで検討していきながら、ただこの金額が、じゃあ、本当に妥当なのかどうなのかっていう部分においてはね、検討していく余地はあるんだろうと思っております。以上です。

○成瀬（13番）

おやつ代 1,000 円で手作りということは本当に、親にとってはありがたいことですが、本当に手作りでもちょっと 1,000 円っていうのは親の皆さまにとっては「ちょっとほかの市町村に比べて高いかな」という声もありますし、本当にほかの市町村は今年の 4 月からこの学童クラブ一斉に下げているようであります。ぜひ、辰野町もこの今すぐなんていうことは言いませんが来年度に向けて本当にぜひ、近隣市町村も下げてやっていくっていうことで下げたと思うので、ぜひ辰野町も来年度に向けてこの利用料金の引き下げの検討をぜひお願いしたい。そのことを要望いたします。次に羽北保育園の延長保育の早期実現について質問要望いたします。現在町内 6 つの保育園のうち、5 つの保育園で延長保育を実施していますが、羽北保育園だけがなぜかいまだに実施されていないと聞かれ、「なぜ実施されないのか」ということをよく地元のお母さん方々から聞かれます。ぜひ羽北保育園に延長保育を実施してほしいという、そういう強い要望が出されておりますが、現在地元の羽北保育園に延長保育がないため、他の保育園に入園している園児は 12 人いると聞いております。最近になりまして、このアンケートも町として取ったようではありますが、この保護者の半分が羽北保育園に延長保育を実施してほしいとのこのアンケートの結果があったようではありますが、この今、アンケートをここで取

るより、むしろこの平出保育園が延長保育をやる時に一緒にこのアンケートを取って羽北保育園も同時にやるという方向に検討すべきではなかったかと考えますが、なぜ羽北保育園だけがいまだに延長保育はできないのでしょうか。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。議員が指摘されますように確かに延長保育園は今年の4月から平出保育園が加わったために、羽北保育園だけになってしまいました。平出保育園につきましても地域からのね、強い要望が何年にもわたってある中で、こういう形になったわけでございます。昨年未あたりからですね「平出が来年の4月からやるならば何でうちの方は、うちだけやらないのか」という今議員言われるような声っていうのは非常にたくさん教育委員会にも届いてまいります。そんな中でじゃあ、実際に子どもは保育園に預けている保護者の皆さんの意向はどうなのかっていうことで調査をさせていただきました。その結果は今、議員さん言われるとおりでございます。約半数の保護者が実施を希望し、そして実際に導入された場合にはやはり利用したいとそういう声でございます。実は一方で保育士の確保、延長の関係のね保育士の確保という非常に難しく今日「たつの新聞」にも臨時職員のね募集が出ておりますけど、その中でも保育士はございます。非常に確保が難しく今、町内の保育園も非常に苦しい中でやっているわけですが、そんな部分もございませうけど来年度からできればその方向で整備をしていきたいなあとというふうには考えております。以上です。

○成瀬（13番）

今、来年度からその検討をしていきたいっていう、そういう答弁もいただきまして本当にありがたく思います。本当にアンケート結果を町からいただきましたが、この羽北保育園に通われている方々に対してのアンケート結果で、延長保育を実施すれば希望したいっていう方が17名。本当に多数います。本当に羽北保育園でやっていないために他の保育園にやむを得ず入れているっていう、そういうお母さん方もお聞きいたしますので、ぜひ来年度に向けての羽北保育園の延長保育の早期実現に向けて検討をぜひ、よろしく願いいたします。次に中学校への電車通学生徒への定期代補助についてであります。この要望は私が1期の時から保護者の皆さんから意見が出され、町に要望してまいりました。要望は私が1期の時であります。この要望は本当に今30代、40代近くなる子どもさんたちの頃から要望出されているようであります。なぜか、なかなかどうしてもこの補助金を出していただけないっていうことでもあります。この電車通学の定期代で

ありますが、1箇月 1,840 円。3箇月で 5,230 円。6箇月で 9,920 円の定期代であります。電車通学はほとんどが羽北地区の生徒で、現在中学校へ電車通学を登録している生徒は28名だそうであります。この28名に対して例えば6箇月分の定期代を全額補助で27万 7,760 円になります。全額が厳しければ半額補助を、半額補助ですと13万 8,880 円になります。これも厳しい町の財政であります、この財政の中でやれない額ではないかと私は思いますが、この今まで長年の間この電車通の生徒に対しての定期代の補助の要望が出たけどなかなかできない、その補助金が出せないできた、その理由はこの長年の間の要望に対して補助金が出せないできたその理由というのは、もう一度ここで明確に話していただけたらと思いますけど、よろしく願いいたします。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。辰野中学校の生徒ということになりますけれど、辰野中学校の生徒の通学手段ですけれど、現在はスクールバスが16名、これは川島が中心ということになります。電車通は議員言われるように28名。自転車通が43名おります。で、その更に親の送り迎えというね、親の送り迎えっていうのも7人ほどおります。それ以外は皆、徒歩ということになっているわけでございます。電車通学の28名ですけれど、議員言われるようにこの全てが羽場、北大出地区の生徒ということになりますけれど、羽場、北大出地区の生徒です、ね中学生は全員でちょうど60名ということになります。60名の生徒のうち28名が電車通、約半数が電車通とこういうことになります。残り32名は自転車通学、あるいは中には7名と言いますかね保護者の送り迎えっていうのも入っているかと思えます。そこでここで単純に考えてもね、同じ地区から通う60名の子どもたちいるわけですが、「28名には補助出しますよ」「残りの自転車通の生徒には補助出しませんよ」「親の送り迎え、出しませんよ」ってなってきますとどうなんでしょうね。これはだから町の財政が厳しいとか厳しくないじゃなくて、そんな意味からして電車の定期代ということは現段階でも考えていないということになります。もし仮に議員言われるように経済的に苦しいという、そんなような状況の家庭がもしあるとするならば、就学援助の制度とかいうようなものもございまして、こちらも利用していただけるとありがたいなと思えます。なおこの制度につきましては中学校を通じて4月の段階で各家庭に下ろしてございます。以上ですが。

○成瀬（13番）

経済的に厳しいとか厳しくないと言われてしまうとあれなんですけれど、皆さん、多

少なりとも厳しいのでこの補助を半額でもいいから、全額じゃなくても半額でもいいから出していただけないかっていう要望が出されてきたと思います。でなければもう長年の間こういう要望は出て来ないと思いますので、ぜひ前向きの検討を、そんなに大人数、毎年毎年、羽北地区から電車で通う生徒はそんなに大勢ではないと思うんですけど、何らかの形でまたぜひこの何十年にもわたるこの要望でありますので、検討を、前向きの検討を要望いたします。本当に人口対策としてはやはり子育て支援の充実は最重要と考えます。よりいっそう力を入れていくことを要望いたします。

次に大きな2項目めの通学路の安全総点検についてであります。入学から2箇月が過ぎ、1年生のピカピカランドセルと黄色の帽子を身に着けて嬉しそうに登校している児童を見かけ一人ひとりの子どもたちの無事故を願う思いであります。まず、毎年PTAから通学路の点検と整備の要望が出されてきておりますが、今年もそろそろ出る時期と思いますが、要望は町の方に出されておりますでしょうか。お聞きいたします。

○建設水道課長

お答えします。今年の要望はですね6月の25日に提出予定となっているようでございます。町へのPTAからの要望につきましては毎年ですね各小中学校及びPTAが要望箇所を洗い出していただいて、まとめたものを辰野町PTA連合会から町長へということで要望書が出されております。このうちですね通学路に関する要望については関係課で現地確認の上、PTA等利用者が行うこと。規制等、警察、安協が行うこと。私たち道路管理者が行うこと。と3つに区分しまして話し合いを行い、対策を検討しております。またこの結果をですね、回答として辰野町PTA連合会へフィードバックしております。

○成瀬（13番）

6月25日に出されてくるということですが、この出された箇所をきちんと町はその資料を見て点検作業に入ると思いますが、町としてこの通学路の危険箇所は今現在のどのくらい把握されているかお聞きいたします。

○建設水道課長

お答えします。建設水道課と言いますかハード面に主なるんですけれども、平成24年にですね大きな京都府で発生した事故がございまして、緊急的に合同的に大きく点検した時がございまして。その時は61箇所の危険箇所があり26箇所を対応いたしました。それから主にですね先ほど言ったPTAからの連合会からの要望が主になるんですけれども、

25年度は38箇所の危険箇所があり3箇所を対応しております。翌年の26年、昨年度については41箇所の要望があり、7箇所を対応して工事完了か工事の着手をしている、今年度、段階になっております。またそれと並行してですね26年度に北大出地区のみで行ったですね交通安全総点検という、このことで通学路を含めた県道与地辰野線では25箇所の指摘箇所があり10箇所について工事完了となっております。把握については以上です。

○成瀬（13番）

対応して工事をやられているということではありますが、じゃあ残りの箇所はまた今後の計画の中であるということでしょうか。

私が日ごろ、町の中をいろんな用事で周る中で、本当に危険な箇所が目につきます。特に水路、私が一番気が付いているのは水路にフェンスがないということが一番気にかかります。もし、ここに子どもが落ちたらどうなるんだろう、絶対助からないのではないか。そばに大人がいれば助けられるかもしれないが、子どもだけだったら絶対助からないんじゃないかっていう、そういう箇所が町内にいくつもそういう危険箇所があります。非常に私はそういう所を見て心配になります。ぜひそういう箇所をきちんと町も町の中を点検していただいて早急に、子どものことですので子どもの命が本当にどうなるかっていう場所ですので、この水路のフェンスとかそういう所をきちんと点検して早急に対応をしていただけたらと思います。また日ごろ感じていることですが車のスピードであります。以前も私は警察に言いましたが、朝の通学路を車のスピードが本当に、スピードを出して通る車があります。そういう所をぜひまた安協とか警察と連携を取り合って通学路の車のスピードに対しての取り締まりとか、点検をきちんと促してもらいたいと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○産業振興課長

ただ今の水路のご質問がございましたので、水路につきましては農業用水路ですとかねありますけれども、水路管理者、用水の組合とかございます。そういった所にやはり相談していただかないと、例えばですね、そこにフェンスを着けてしまった場合には水をこの取水する時にねできなくなるとか、地権者から怒られる場合も出てまいりますので、そういったこともございますしそれから区の分担金等も出てまいりますので、そういったところをご配慮いただいて要望していただければ、危険な場所については調査の上ですね対処していきたいと思っております。通常はですね危険な水路等については区の方から要望等が出ておりますので、私どももそういった状況をお聞きしながら調査を

して危険な場所については対処してまいりたいと思っております。

○成瀬（13番）

ぜひ、早急に対処をお願いいたします。先ほど6月25日にPTAの方から通学路の点検の要望書が出されてるってことを言われましたが、今後のこの整備計画は町としてどのように計画を進めていくかお聞きいたします。

○建設水道課長

今後の整備計画についてお答えしたいと思います。先ほどから出ておりますですねPTAからの要望はもとよりなんですけれども、先ほど触れましたですね24年の緊急総合点検ということで、24年4月にですね京都府で発生した10人の児童が使用した通学路での悲惨な事故発生を受けてですね、やはり6月に国から通学路における緊急合同点検を実施しなさいという要請がございまして、町では関係課、警察署、安協、各小学校、各区の代表者により実施したしだいでございます。今まで行っているですねPTAからの要望に対する改良っていうことでもいいんですけれども、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進ということでですね、やはり国もただ24年で終わるだけでは駄目ですよってことを言われておりますので、今年度ですね辰野町の通学路の交通安全プログラムを策定していきたいと考えております。内容についてはですね、各やはり小中学校から要望を出してもらうことはもとよりなんですけれども、通学路の安全推進会議っていうものを持ちましてですね、最終的にはそこで緊急性とかですね早急性を検討する中でですね、選択と集中って言いますか早く直さなきゃいけない所は改良していくってような格好でですね、今後そのプログラムの目的に基づいてですね、そんな会議を設置して要望に応えていきたいと考えております。

○成瀬（13番）

ぜひ、子どもたちの無事故のために点検、整備をよろしくをお願いいたします。陽気もますますよくなってきてまして、子どもたちは外で遊ぶことが非常に多くなってまいります。また、新1年生は少しずつ学校に慣れてくる中、危険箇所の指導とか、また危険箇所の整備に関しての町の取り組みの検討を要望いたしまして質問を終わります。

○議長

只今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 11分
再開時間 13時 00分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席5番、山寺はる美議員。

【質問順位11番 議席5番 山寺 はる美 議員】

○山寺（5番）

事前の通告どおり、3点について質問します。初めにこの度の選挙の中で私が重点施策と位置付けた人口減少問題から質問します。2008年、今から7年前に始まった人口減少は今後、加速度的に進むと国も本格的に危機感を感じ、国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけると宣言しました。やる気のある市町村には思い切った交付金を5年間出すという計画です。辰野町もこの施策を利用しようと国のまち・ひと・しごと創生総合戦略地方版の策定に力を注いでいると思います。そこで質問します。町は人口減少に歯止めをかける緊急対策として何が一番大切かお答えください。

○町長

山寺議員さんにお答えをしたいと思います。一昨日ですか、上辰野の地区の運動会にちょっとお邪魔をさせていただいて様子を見させていただきました。実に多くの子どもさんたちがおいでになりまして、賑やかに運動会を始めました。そういったところを見ますと若い人たちがですね、主体的に自分たちが積極的にその運営に関わって取り組みがなされている。それで介護って言うんですか運動会も回って、こんなふうに見て取れました。やっぱりそれぞれがですね地域の人たちとの関わりをもって過ごしているんだ、こういうふうなことで子どもさんたちが生き生きとしていたんだな、こんなふうに思ったところであります。さて、今その人口減少に歯止めをかける、何が一番大切かっていうようなお話でございますけれども、1番、2番ていうものがあるかどうかわかりませんが、何と言っても若年層を対象とした施策の展開がこういった直接的には関わりがあるのかな、そんなふうに思っています。何がないというじゃなくて、そんなふうには思っていますが、そんなことでよろしいのでしょうか。もしあれだったら課長の方でまたお答えを申し上げたいと思います。

○まちづくり政策課長

昨年実施いたしました第五次総合計画後期基本計画策定のための意識調査、町民アンケートの中でその中の質問で今後町が特に力を入れるべき分野、もしくは特に優先すべ

きと考える分野について質問として聞いてみたわけであります。1位が子育て支援、少子化対策、で39.3%。2位が地域医療体制の確保で33.8%。で3位が地震や土砂災害などへの防災対策となっております。また、もう1つの質問の中で人口対策として力を入れるべき施策は何かという問いに対しましては、1位が企業誘致や就労支援など働く場の確保で、これが72.7%。で2位が保育料の減免や給食費の助成などの子育て世代への支援が55.7%。3位が住宅建設、改修費等ですね、の助成です。などの永住対策として41.6%となっております。こういったアンケート結果からも子育て世代、働く場の確保など先ほど町長申しましたとおりに特に若年層を対象とした、また意識した施策の展開が必要なのかなと感じているわけであります。以上であります。

○山寺（5番）

では、続けて質問いたします。人口減少問題を役場職員全員で取り組んできた人口対策プロジェクトの成果についてお答え、お願いいたします。

○まちづくり政策課長

役場職員で取り組んできました人口対策につきましては、平成18年から少子化高齢化対策に関連する職員を集めた人口対策プロジェクト推進委員会を組織しまして、検討の方を重ねてきました。毎年、町長に提言するというような形で報告しまして、実施できる対策の方を講じてきたわけであります。例えば、現在行っています移住定住促進協議会の設立だとか、空き家活用による移住対策等ですね、これが提言から結びついて現在行っているものであります。ほかにもいろいろな対策の方をその時々に応じて講じてきたわけであります。またそういった中で昨年の5月9日発表の日本創生会議の消滅する可能性のある自治体の発表を受けまして、人口減少のスピードが早まっているのを再認識いたしまして昨年の8月から職員みんなで考える人口対策プロジェクト会議を開催しまして検討してきました。町長を本部長にしまして、少子化対策部会、高齢化対策部会、移住定住促進部会、雇用対策部会、魅力づくり部会、若手職員人口減少対策部会の6つの部会を組織しましてこの町に住み続けたいと思う施策は何か、学生や都会に就職している人が戻りたい、帰りたいと思う施策は何か。移住希望者が辰野町に住んでみたいと思う施策は何か、といった観点から検討をしてきたわけであります。12月にこの各部会の発表会を受けまして、27年の発表会を行いまして27年度の予算と国の平成26年度の補正、先ほど言われましたまち・ひと・しごとの交付金を受けて地方創生先行型事業としまして、例えば若者のための結婚支援事業や子育て支援事業の「町の保健室」。学校、

子育て支援事業、学校支援室ですね。地域における切れ目ない妊娠、出産、支援の強化事業。UIターン希望者と町内企業のマッチング支援事業。インターンシップ活用事業。ふるさと就労奨励金事業などに反映をさせているわけでありまして。今後更に研究、検討を要するものについては引き続き検討を行っていくような形で本年度は総合戦略を策定するという実務に入っていきますので、総合計画の策定委員会の中で重点プロジェクトとして総合戦略の策定部会、まち・ひと・しごと、人口対策部会になりますがこれを設けまして引き続き検討の方をさせていただきたいと思っております。以上であります。

○山寺（5番）

私はこの職員全員で人口減少問題に取り組んでいるところに、非常に感動したと言うか「ああ、役場はやる気だな」というのを感じたんですが、もうこの組織はなくなったということですか。

○まちづくり政策課長

はい。職員みんなで考える人口対策プロジェクト会議というのは昨年度で終わりにしております。今年度はいよいよ今度総合戦略の実務の方に入っていくかなきゃいけないものですから、それを発展しまして総合計画の重点施策のプロジェクトとしまして、まち・ひと・しごと人口対策部会という部会を開いて検討をしていきたいと考えているところであります。

○山寺（5番）

その部会は係長から課長までの上層部の方々ですよ。私は係長から課長までの上層部でこの人口減少を捉えるのではなく、今年入社した新人職員まで全員で、職員の全員で人口減少という、待ったなしの緊急課題を共有し合うということが大切だと思います。この問題は1年や2年で終わるものではありませんので、ぜひ職員全員で検討するという事は継続して行っていってほしいと思います。先ほど来の課長の答弁からも平成26年度の緊急支援対策のための交付金に申請中の事業を見ても、子育てと若者支援ということに大変重点を置いていると思います。人口減少対策として国も県も当面のテーマを若者支援と子育て支援にと大きく舵を切っています。そこで質問します。町は第五次5箇年計画で若者が町に住宅建設をした際の優遇制度を27年度には実施となっていたかと思いますが、今年度の予算にも緊急支援対策の交付金の申請にも盛り込まれていませんが、どうなっているのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○まちづくり政策課長

この住宅を建設した際の優遇制度ということで、この制度につきましては昨年、雇用対策部会、先ほどの職員みんなで考える人口対策プロジェクト会議の中の雇用対策部会で検討してきた経過がございます。提案されてきました補助内容としましては若者定住促進奨励金として40歳以下の子育て世代に限定した土地、住宅の取得補助をしたかどうかという内容であります。町内に新たに土地及び住宅を取得した40歳以下の方を対象としまして土地は年間固定資産税総合額を奨励金として補助したらどうか。また住宅は町内施工業者と請負契約を締結し、住宅を建築した場合には上限30万円を。町外の業者の場合や建売の場合ですね、こういったものを購入した場合には20万円を補助したらどうかといった内容で検討の方をしてきました。検討する中で、確かに補助金もらえばありがたいんだけど、本当にそれが町へ人を導く魅力となるのかということだとか、また住宅に関する補助を優先するか、雇用に関する補助を優先するか、といった問題。また年齢制限の設定による公平性だとか、その補助金の財源をどうするか、といった問題。この補助金をまたいつまで続けるのか。5年限定で盛っていいのかといったような課題がございます。また、平成26年度のベースで新築数が74とございます。この内36棟が40歳以下の方々でありました、昨年の場合ですけど。そうしますと補助額も1,000万円を超えるということから、先ほど言った課題がまだ解決できなくて結論が出ていないのが現実であります。ただ、また国の交付金につきましては平成27年から概ね5年間を予定しておりまして今年度については3,400万円が補正で盛ってきてます。また、おそらくそのぐらいの数字が来るのかなって今、予測はしてはますけどまだはっきりした数字の方は出てませんので申し上げられませんが、この中で12事業、今行っているわけです。また、国の支援が5年後になくなってでも継続して効果が続く取り組みを求めているというようなこともございましたりして、また更に今年度、今回上乘せ分としまして交付も予定をされていますので、またその活用については今後検討していかなきゃかなと思ってます。そういったわけで1年間検討してきたんですけど、ちょっと結論がでなくて今年度の総合戦略の中では検討をしていきたいかなと思ってるわけでありまして。また、今後もほかの人口減少対策の事業、特に町内に人を呼び込むための補助金ていうのが今回も議会でもいくつもの補助金の提案だとか、負担金の減額、そういったものが出されてますけど、町も財源がいっぱいあるわけではございませんのでそういったものを優先性や効果などを考慮しまして、辰野町の創生総合戦略推進会議や職員による、先ほど言

いましたまち・ひと・しごと人口部会等でも研究をしていかなければいけないかなど
思っているわけであります。以上であります。

○山寺（5番）

参考までですが、原村は10年前から若者定住促進事業として40歳未満の若者が新築、
もしくは新築の建売を購入した時、50万円の補助を出して若者定住に大変効果が出ている
そうです。若い人たちで今、アパートや団地に夫婦と子どもで住んでいる場合、子ども
もさんが小学校に入学する頃には必ずと言っていいほど家を建てられます。思い切った
優遇制度を早期に実現することが若い人たちに町内に定住してもらい、若者支援になる
と思います。今年中に実現は可能でしょうか。お答えください。

○まちづくり政策課長

「可能でしょうか」と言われれば「これから検討していきます」ということしか言え
ませんが、前向きには検討していきたいと思っています。以上であります。

○山寺（5番）

ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。補助金が出る、この期間、少し本
当のカンフル剤的な施策も1つぐらいはあってもいいんじゃないかと思っていますので、ぜ
ひ、検討をお願いいたします。

次の大きな2番として、病時、病後児保育についてお尋ねします。これは人口対策と
しての子育て支援になると思います。辰野町は18歳までの医療費の無料化、早くから子
育て支援センターの開設、今回は町の保健室の設置、役場内では「こども課」もでき、
子どもを安心して育てられる環境が整いつつあり大変ありがたいことだと思います。し
かし、共働きの家庭で子どもが病気になった時、インフルエンザのような感染症など病
気は治っても一定の期間、登園、登校ができない時、おじいちゃんやおばあちゃんが居
てくれる人はいいいのですが、いないお父さんやお母さんはどうしているでしょうか。結
局しわ寄せはお母さんで、正規に勤務することは難しく第2子、第3子も産むのもため
らってしまうのではないのでしょうか。町は病時、病後児保育を箕輪町の生協病院にお願
いしているようですが、辰野町には町民のための立派な辰野病院があるではありません
か。ぜひ、辰野病院内に病時、病後児保育を設置していただきたいと思いますが、答弁
をお願いいたします。

○辰野病院事務長

確かに素晴らしい病院が建っております。新病院建設時には病時、病後児保

育の設置は考えておらず、病院機能のみの建物となっております。現在空いている部屋は全くなく、院内に設置することは非常に難しい状況です。辰野病院に設置するとなりますと新たに建物を建てなければならず、加えて保育士、看護師等の確保も必要になってくるため現在の病院の経営から言えば困難であると思います。以上です。

○山寺（５番）

今、病室がいっぱいだということを知りましたが、私たちが病気と言うか怪我をしたりして辰野病院を訪ねてみますと、閑散としてますよね。それで、いちごハウスに行ってみられましたか、生協病院の。本当に狭い所でやっているんですよ。生協病院さんは、よくこんな所で箕輪町と南箕輪と辰野を受け入れてくれたなっていうほど狭い所で「いちごハウス」と言って病時、病後児保育をしてくださっているんです。で辰野町でスペースがないとは考えられないんですよ。本当に病室１つ空けていただいても十分できることではないでしょうか。ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。病時、病後児保育はお母さんやお父さんの子育てと、女性が安心して社会に出て働ける環境を整える両方の支援になると思います。どうか前向きに検討していくことを要望して、次の質問に移ります。

先ほど、成瀬議員が学童保育について学童クラブの料金についてお尋ねしていましたが、私は学童クラブの料金ですが、今年から両小野小学校に学童クラブができました。金額は４,０００円だそうです。西小、東小、南小の学童クラブは６,０００円ということですが、同じ町に住んでいてこの差はどういうことでしょうか。お答えをお願いいたします。

○教育長

学童クラブの件に関しましては先ほど成瀬議員からもございました。学童クラブの設立から関わってきた石川課長の方から答弁させたいと思います。

○こども課長

学童クラブの料金の格差についてお答えいたします。山寺議員さんおっしゃいますように西、東、南小学校の学童クラブについては辰野町が運営をいたしております。両小野小学校の学童クラブでございますけれども、運営母体が異なりまして辰野町、塩尻市小学校組合が運営をいたしております、辰野町小野とそして塩尻市の北小野に住所のある子どもさんが利用されています。今年度、両小野小学校の学童クラブを開設したわけでございますけれども、塩尻市の学童クラブ利用料金を調べ、また塩尻市の教育委員会と相談をいたしまして利用料金を決定をいたしました。開設をいたしております場所

は両小野小学校の空き教室を利用しております、水道はありますが厨房施設がないため辰野町の全ての学童クラブでは行っておりまして、保護者の皆様からは非常に好評いただいております手作りおやつ提供など、提供できるサービスの違いも生じてはおります。しかしながら辰野町の学童クラブ利用料金は月額 6,000 円であり、先ほどご指摘のとおり両小野小学校の学童クラブは月額 4,000 円という金額的な格差がございますので、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○山寺（5 番）

町民目線から言えば、同じ税金を払って学童保育を受けている方はどういうことだろうって思いますので、ぜひ平等でお願いしたいと思います。それからもう 1 つ、今年その緊急支援のための交付金の申請の中に、両小野クラブの交付金が出てますが、これは 500 万円出てますよね。これは両小野と折半ということですか。緊急支援のための交付金。

○こども課長

その 500 万円につきましては両小野学童クラブでかかる経費でございますけれども、それをまち・ひと・しごとの補助金で補助していただくということになっております。ですので今年度はその分については町から両小野の学童クラブの方に支払いをするということでございます。塩尻市と折半をするということではございません。今年度に限りということでございます。

○山寺（5 番）

これはもう単独で辰野が出す、辰野だけで出すお金なんですか。先ほど空き教室を使っているというのにこの学童クラブをするのに 500 万円もかかるんですかね。

○こども課長

500 万円といいますのは町からの補助金ということで、先ほど申し上げました。それで 500 万円といいますのは、ほぼ人件費が主なものでございまして、3 人の指導員の方の人件費、そのほか運営の費用となっております。ですので学童クラブの両小野小学校の学童クラブ運営費自体が予算としますと、およそ 500 万円ということでございます。

○山寺（5 番）

今年だから、この 500 万円を辰野でみるということは来年は塩尻で今度みるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○こども課長

はい、おっしゃるとおりでございます。今年度のみまち・ひと・しごとの補助金を利用させていただきまして来年度以降は塩尻市さんと両方で負担金を出し合って学童クラブを運営するというところでございます。

○山寺（5番）

今年だけは辰野でみて、その来年は出し合っていることが、どうも理解できないんですが。

○まちづくり政策課長

この補助金につきましては、先ほど言いました地方創生選考型の中の12事業の中の1つとして扱っております。今年度につきましては辰野町から、辰野町が申請して辰野町、両小野小学校自体が辰野町に地籍があるものですから、塩尻市には来ませんので辰野町の方でこの補助金の方を受けて児童クラブの方の運営をしているわけでありまして。以上です。

○山寺（5番）

ちょっといまいち納得しませんが、もう一度よく私も調べまして再度、質問させていただきます。以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位12番、議席7番、篠平良平議員。

【質問順位12番 議席7番 篠平 良平 議員】

○篠平（7番）

久しぶりの一般質問ということで少々緊張しておりますけれども、マイペースで進めていきたいと思っております。はじめに国民健康保険制度の広域化に向けた対応についてお伺いいたします。我が国の医療保険制度は職業、地域、年齢などで区分された複数の制度によって構成され、国民はいずれかの医療保険制度に加入する国民皆保険制度が確立されております。74歳以下の方が加入する医療保険制度は健康保険と国民健康保険の2つの柱からなっており、一方、75歳以上の人及び65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にあると認定された人を対象とする、独立した医療保険制度として後期高齢者医療があります。国保を含め医療保険制度は高齢社会の進展に伴う医療費の増加や経済の低迷などにより厳しい財政状況に陥り、運営主体である市町村が一般会計から繰り出しているのが実状であります。更に、本格的な人口減少時代を向かえ過疎化が進む自治体では加

入者自体が減り、国保運営そのものが困難となっております。そこでまずはじめに辰野町における国民健康保険の財政状況について伺います。

○町 長

篠平議員さんにお答えをいたします。今まで議長さんとしてその制度の運営だとかいろいろに携わっていただきまして、本当にありがとうございました。今、お話のございましたように国保の財政ばかりでなくてですね、国の保険制度そのものは大変医療費の高騰だとか、そういったことで厳しくなっていてきておりまして、また町の国保も同様であろうとこんなふうに思います。ご指摘のとおり医療費が高額になって段々高度医療だとかそういったものがお金がかかるようになりまして、町の一人当たりの年間医療費が32万9,606円という県下で23番目の高額な金額になってきております。それを賄うって言うんですか、そういったことでもって税を上げてそれを払っていただく人たちの構成割合だとか、そういったものが計算どおりにはいかない、そういったことで大変厳しい状況にあるということである、こんなふうに思います。それぞれ担当課長の方から申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○住民税務課長

国保税につきましては平成25年度に引き上げましたが、軽減税率世帯が辰野町多いという中で、収納率の伸びはあるものですが、収入が伸びてないという状況が今続いております。また先ほど町長が言いましたとおり医療費は増え続けている。また国保税の調定減によって国保財政っていうのは本当に厳しい状態が今続いている状況であります。以上です。

○篠平（7番）

どこの市町村も大変厳しい財政の中で運営をしていると、こういうことでございます。それでですね先日もちょっとお聞きをしましたけれど、ちょっと議論がかみ合いませんでしたのでお聞きしますけど、26年度で3,000万円余の積立ができたということで、この要因というのが26年度は25年度より補助金が多く来たと、こういう説明であったけど、この多く来た理由は何なのか、お聞きします。

○住民税務課長

先ほど言われましたその3,000万円を今回積み立てることができました。その要因で一番大きいものにつきましては前期高齢者医療、これは65歳から74歳までの医療なんですけれども、こちらの納付金の精算額が4,800万円ほど前年に比べまして多く交付され

たのが大きな要因となっております。この前期高齢者の納付金等交付金につきましては、
どういふものかと申しますと、医療費実績に還付を告知された予想伸び率というのが
ございまして、こちらを乗じて概算額が当年度交付されまして2年後に確定した前期高
齢者医療費に基づいて過不足額を清算する方法が現在とられております。この前ちょっ
とご説明したとおり、26年度につきましては24年度の清算が確定したものですから当初
24年度に多く支払ったもの等、今回確定した額の差が大きかったということで昨年よ
りも多く26年度につきましては、国の方から言っていたと。金額的には4,820万
円ほどなんですけれども前年に比べますと7,300万円ほど多くなっております。それが
一番の大きい要因となっております。以上です。

○篠平（7番）

はい、分かりました。平成24年度の国保改正法により国保制度の安定的な運営を確保
するため、暫定措置であった国保の財政基盤強化策が平成27年度以降、恒久化され市町
村では国保の健全な財政運営のために一般会計からの繰入に頼ざるを得ません。そこで
次にですね、国保の財政運営の強化に向けた施策をどのように進めていくのかお伺いを
いたします。

○住民税務課長

国保の財政運営の強化に向けた施策と申しますと、大きな柱が3つございます。1つ
目としましては保険料軽減の対象となります低所得者数に応じて保険者に対して財政支
援する制度、これを保険基盤安定制度と言います。2つ目が高額医療費につきまして市
町村国保が拠出しまして市町村が単年度の負担の変動を緩和する事業で、国と県が財政
支援する制度がございまして。こちらを高額医療費共同事業と申します。3つ目についま
しては全ての医療費について市町村国保の拠出により負担を共有する共同事業、これを
保険財政共同安定化事業と申します。保険財政共同安定化事業につきましては国の支援
がございません。県の支援のみでございまして、この中で保険財政共同安定化事業につ
きましては26年度までは、今まで30万円を超えた医療費が対象となっておりますが、
今年度からは全ての医療費が対象となっております。またこの制度につきましては県で
は拠出超過となった市町村に対しまして、特別調整交付金を補填しております。これも
昨年度までは3%を超えた額を交付されていたんですが、27年度、今年度からは1%を
超えた額を交付するようになりました。この3つの市町村国保の財政基盤強化策が昨年
までは暫定的に行われていたんですが、今度国民健康保険法の改正によりまして恒久化

されたってということがあります。また、保険基盤安定制度につきましては、今まで7割軽減世帯と5割軽減世帯のみでありましたが、今年度からは新たに2割軽減世帯も対象となるということで、このへんで財政運営の強化に向けた政策ということで、これから展開していくこととなります。以上です。

○篠平（7番）

強化策について今、課長の方からも聞きました。それでですね今、今国会で公費拡充等による財政基盤の強化策として医療費の適正化に向けた取り組みが審議されているわけでございますけれども、新たな国保制度においても保険税の収納率の向上や医療費抑制のための市町村の取り組み、これからは大変重要になってくると思うんですけれども、そこで1つお聞きをしたいんですが先日の新聞、また今日の新聞にも出ておりましたけれども、厚生労働省は財政基盤の強化策として、後発医薬品の割合を平成32年度までに80%に引き上げると。現在の目標値というのは今、60%ぐらいかね。その理由というのは人口透析を受ける患者が増えていることから、糖尿病の重症化予防や新型肝炎の対策強化など予防や健康づくりに取り組む自治体には財政支援を厚くすると、こういうふうに言っているわけでございます。それで、今後辰野町においても医療費抑制にどう取り組むか、それからもう1つがですね、国内での後発医薬品の普及率っていうのは47%ぐらいだったと思いますけれども。で辰野病院の院内、院外の後発医薬品の普及率はどのくらいあるのか。これは関連がありますので辰野病院の事務長にお答えいただけますか。

○辰野病院事務長

こちらの方では院内のみのちょっと資料しかありません。院外の方につきましては統計を取っておりませんので、今回は院内のみの報告とさせていただきますが、当院では約6%くらいと非常に少ない率であります。やはり医者の考えもありますし、診療科の違いもあって先発医薬品に対する後発品の数が非常に多いというところから、どれを選択したらいいのか、とかあるいは後発品を使っても在庫を抱えてしまうっていう非常に財政面においてもなかなか難しいものがありまして、今うちの方、約900ぐらいの医薬品目使っておりますけれども、なかなかそれ以上、増やすということができない状況であります。以上です。

○篠平（7番）

6%、ほど遠い数字ですけれども、今事務長の言ったようにですね、これ先生の考えもあると思いますし、それと患者さんがなかなか医師に言いにくいっていう部分もある

と思うんですよ。だけど患者にしてみると、後発品にすれば半値以下で買えるというような利点もあるわけですがけれども、ただこれも全て後発品があるかということ、薬がですね、そうでもないわけですので、しかし辰野病院の方でも極力そういった国の方の政策もあるもんですから進めていただきたいと、そんなふうに思います。より公平な社会保障制度の基盤となる社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー法が制定され平成28年から導入をされると思います。マイナンバー制度では国民一人ひとりに固有の番号を付与し、行政機関等が保有する各種情報を共有することで、社会保障の国、地方の税務など幅広い分野で活用することが想定されます。そこで3点目にですね、広域化に伴いマイナンバー制度導入で国民健康保険制度にどのような影響があるかお伺いをいたします。

○住民税務課長

マイナンバー制度ですが、来年、平成28年1月から始まるわけでありまして。国民健康保険での運用の開始ですが、こちらは平成29年の7月をめどってということは決められております。この中で情報連携が可能となってきます。現在、マイナンバー制度と国民健康保険の影響なんですけれども、健康保険組合から市町村国保に加入した場合、健康保険組合からの資格喪失の情報が提供されてきます。そのために資格喪失の確認できる書類等は必要なくなってくると思います。また被扶養者の届けにおきまして、今まで住民票とか所得証明証の添付が必要となっておりましたが、これもマイナンバー制度が始まりますと省略されてきます。そのような点が変わってくると思います。以上です。

○篠平（7番）

被用者保険から国民健康保険に移る際に必要とされる資格喪失証明書が不要となると、こういうことでもあります。それとですね、保険者にとって被保険者の取得情報とか、これ世帯単位での集取ができるということも、これも1つありますよね当然のこと。それでこれもですね、つい先日の新聞で載っておりました。日本年金機構の個人情報流出事件が報道され国民に不安を与えたのは、ご承知のとおりですが政府はマイナンバー制度と年金機構との連携については導入時期を見直すと、こういうふうに言っているわけですが、国民健康保険での運用は平成29年からとこういうふうに聞いておりますが、国保での運用についても不安視を拭えないわけですが、国保との関連について国から何かそういった通達はあるのかお聞きします。

○住民税務課長

議員さんおっしゃるとおり、国民年金機構の関係でいろいろ情報流出あったわけですが

が、まだ国の方からでは国民健康保険につきましては指示が来ておりませんので、来しだいた情報提供したいと思います。以上です。

○篠平（7番）

まだ29年ということですので、まだまだ時間はあると思いますけれども、またそういうことも国民の中ではね、やっぱり不安視はあると思いますんで、通達があったらまたお教えいただければと思っております。さて平成24年8月社会保険制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革国民会議において社会保障制度改革に必要な事項の審議が行われました。この中で国民健康保険のあり方についても検討がされ、市町村が運営している国民健康保険を都道府県単位に再編することが提言され、先日27日に成立をいたしました。国保の広域化についてはその財政単位を市町村としている現状では小規模保険者が多数存在し、そうした小規模保険者では財政が不安定になりやすいこと。そして被保険者の年齢構成や所得分布の差異が大きいこと。それから更に医療機関の返済によって医療給付の格差が生じることなど、構造的な問題も指摘されているわけでございます。また被保険者から見れば保険給付は全国共通であるものの、保険料は市町村ごとに異なり不公平感もあるわけでございます。こうした現状を改善し、更に将来、医療保険制度の一元化を目指すという観点からすれば、まずは県単位による広域化を推進することは、必要かなと考えますが、町は広域化についてどのように受け止めているのか。また広域化のスケールメリットは何なのかお聞きをいたします。

○住民税務課長

国民健康保険の財政運営責任主体は都道府県に移行することを盛り込んだ国民健康保険改正案が5月13日参議院で審議が始まりまして、先ほど町議が言われました5月27日に成立し、29日に公布施工されたところでございます。平成30年度から都道府県が財政を担うなど中心的役割を果たしていきます。今後、県の方では国保制度改革ワーキンググループでの検討が始まりまして、その後、市町村への説明、意見、照会が行える段取りとなっております。これから県の業務と市町村の業務が分かれる中で県との調整が必要となってきます。やはり財政運営責任が県になりますと、給付費に必要な費用を全額交付されるっていうことを今、決められております。やはり先ほど申しましたとおり医療費がどんどんと伸びていく中、また調定ですねそちらがどうしても低くなり収納率はいいんですけども、なかなかと財政的に厳しい町としましては、やはり全て給付費を全額交付されるということは本当にスケールメリットがあるんじゃないかと考えており

ます。以上です。

○篠平（7番）

それでね、そういうことは分かるんだけど、町としては広域化することが良いことかどうかなのかっていうことを聞いているんですけど。

○住民税務課長

先ほど言いましたとおり、町としましてはその医療費、これからの今、年々と高くなっています。その中でどうしてもそれを賄うほどの収入ですね、国保税、この健康保険税を調定するんですけども、どうしても軽減世帯が多い中で税額、国保税を上げてもなかなかその収入に見合うものが入ってこない。収納率につきましては昨年も96%ということで県下の方でも収納率すごい良いところなんですけれども、それに見合う収入として反映されないっていうところがあります。そういうことを考えますと、やはり先ほど申しましたように給付費に対して全て交付されるっていう仕組みにつきましては、どの市町村もそれは歓迎することだと思っております。ただ、これからどういうふうに変ってくるのか、まだこれから細かいこと調整していくわけですが、その中でメリット、デメリット、また話をしていかなきゃいけないと思っておりますけれども、現段階で言いますとやはり財政安定、これは県の方は保障してくれる。国が保障してくれるっていうことから言えば、歓迎するべきことだと思っております。以上です。

○篠平（7番）

町としては歓迎という方向にいつているかなと、こういうことだと思います。それですね、これは町長にね、お聞きしたいんですけど全国市長会では社会保障制度の充実強化に関する決議案が総会において、決議された。その中で早急に都道府県を国民健康保険の保険者とする広域化を進めるべきとしておりますけれども、この長野県の町村会、あるいは全国町村会での見解はどうかお聞きします。

○町 長

議員さんにお答えをしたいと思っております。県も国もですね町村会とすればやっぱり、でかい中でやっていく方がメリットが、っていうか平準化されるのではないかと、こんなふうなことでありますので今おっしゃられたとおりであります。ただ、いくら使ってもいくら安くてもいいよ、っていうそういうことでなくてですね、それぞれの町村で、まだこれから決まってくることで、じゃあそのまだ段階でありますけれどもそれぞれの実情に応じての税率をそれぞれするし、それぞれの町村も団体でもって徴収はするわけで

ありますので、よそで見てくれるからとか、そういうことではない。何かあった時に今調整をしてきて平準化されるんですけど、小さい所は負担がものすごく一気に増えちゃった時にじゃあどうするんだ、ってそういう話になった時には大きくなればそういった面で安心して運営ができると、こういうことになるわけでありまして、そういった面では大いに歓迎であろうと、こんなふうに思っています。以上です。

○篠平（7番）

それでは最後にですね、国では当初は平成29年と言っておりましたが平成30年度より国保の運営主体を県へ移管することを示しておりますが、広域化により町民がですね、一番知りたいと思っているのは税率や一般財源からの繰入はどうか。また市町村の役割はどう変わるのかであります。そこで税率、一般会計からの繰入、市町村の役割はどのような方針が示されているのか、お伺いをいたします。

○住民税務課長

現段階で国から示されております国保運営のあり方は次のとおりであります。まず1つ目として県の役割でございますが国保の運営方針を定める。2番目として市町村ごとの納付金を決定。3番目に市町村ごとの標準保険料率の設定。4番目が市町村が行った保険給付の点検。で最後は給付費に必要な費用を全額交付金として支払うということで市町村ごとの事情に合しまして、納付金との件は定めてその徴収すると。で、先ほど言いました今やります国保税率っていうものは、やはり市町村ごとの標準保険料率っていうものに県の方で設定しましてそれを市町村に示すということで行います。それでそれに対しまして市町村の役割ですが、資格管理、これは今まででやっておりました被保険者証の発行ですね、発行事務手続きですね、こういうものと先ほど示された標準保険料率に合わせた保険料率の決定、賦課徴収、これにつきましては県の方で一定の標準を出すんですけども、それで例えば辰野町はそれでいいのかどうか、低くするのか高くするのかを検討された中で、保険料率っていうのが決まってきます。あと保険給付と保険事業ですね、その後のものにつきましては市町村でやるってことが今決まっているところです。先ほど言いました税率につきましては、県の標準税率を見る中で検討していかなきゃいけないっていうことで示された時点でこれを検討します。また一般会計からの繰入につきましてもこれも県との協議の中でどこまで交付していただけるのか決まってくるものですから、それを見ながら運営制度が確立した時点でやはり検討ですね、財政等の検討も必要になってくると思っております。以上です。

○篠平（7番）

大まかなところは分かりました。税率は市町村ごと県で決めてくると。それから役割は資格も管理ということで、繰入についてはまだまだはっきりしないということですね。はい。それでですね、賦課のことをちょっとお聞きしますけれどもね、保険料の賦課方式ですが、今現在と言いますか3方式、いわゆる所得税割、均等割、平均割、それに資格割を加えた4方式っていうのは国の方で議論していたんですが、これはどっちの賦課方式を使うのかということと、それと運営主体が県になるということになると今まで市町村に交付されていた財政調整交付金、あるいは普通調整交付金は今までどおり受けられるのかどうか。このへんはどうなんですかね。

○住民税務課長

先ほど、賦課方式につきましてはまだ国の方から示されてございません。今のところで行きますと3方式ですね。それでいくと思っております。また、財政調整交付金とかそのへんにつきましても、こちらにつきましては保険給付、保険事業の中でまだ取り決めがありますので、こちらの方で先ほど言いました国保の支払いと言うか、そちらの方については県の方でみていただけるんですけども、一応今言いました軽減税率の関係とか、そういうのもまだ残ってくると思いますので、そのへんについては県とか、国の支援とかまだあると思います。以上です。

○篠平（7番）

財政調整交付金の件については一部ではこれは支払いしていくんじゃないかというようなことも聞くんですけども、ぜひこれもですね町村会あるいは、の中で、ぜひ国の方にねそういった要望をしていくべきだと私はそういうふうに考えております。いずれにしましてもですね、この広域化についてはこれからのことではありますが人口減少社会、少子高齢化時代を向かえ、国保運営も過渡期にあるとそんなふうに思っておりますので、今後の国の部会での協議や県の対応に職員の皆さんアンテナを高くしていただいて、情報収集を行って適切な対応をお願いするものであります。

次に2番目のですねパスポート、旅券の権限委譲についてお聞きをいたします。今日、日本を巡る国際観光は格安航空会社などの進出により、空前の海外旅行ブームを呈しております。年間およそ1,700万人が海外旅行に出かけているようであります。そこで海外に行くにはパスポートが必要になりますが、パスポートの窓口業務は平成18年3月の改正旅行法施行に伴い県から市町村に権限委譲が認められ、市町村役場での窓口で手続

きができることとなりました。町がパスポートの手続き事務を行うことにより、申請も受け取りも地元ででき、移動時間、交通の負担が軽減され、また申請に必要な印紙、証紙、戸籍謄本、抄本や本人確認の書類等が窓口で一括してワンストップで手続き可能となり行政サービスの向上となることから、全国的には多くの自治体が開設しております。平成25年に長野県が実施したパスポート申請者に対するアンケート結果によると、9割近くの方が市町村での利用意向を示しており、今後市町村においても旅券事務の権限委譲を希望する市町村が増えてくるものと思います。平成27年4月から飯田市役所窓口で旅券事務の取り扱いができるようになりました。そこで1点目に辰野町でパスポートの窓口業務を行うには県に対してどのような条件及び手続きによりパスポート発給事務の権限が委譲されるかお伺いをいたします。

○住民税務課長

辰野町民のパスポート申請件数ですが、一昨年ですけど25年度は343件、県全体の0.8%でございました。また昨年26年度につきましては354件、やはり0.8%という状況です。県側から市町村に対しまして、特段条件等は設けてはいないそうです。市町村が権限移譲を希望する場合、業務の実施体制、交付等の個別具体的な内容を県と協議する中で決めていきます。また、県の方では旅券事務の再委託を行うため、これ権限移譲するためなんですけれども、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に旅券法等の規定に基づく事務に、辰野町を加える改正を県の議会の方で行う必要がございます。手続き的にはそういう形で権限移譲の方に移行していきます。以上です。

○篠平（7番）

特別条件はないと、基本的には希望する市町村があれば権限移譲すると、こういうことですね。それで、2つ目にですね権限移譲に関わる費用負担についてですが、町でもしパスポート窓口業務を実施するためには、専用機器の設置や備品など事務の開設に当たり費用はどのくらいかかるのか、およその費用で結構です。お聞きします。

○住民税務課長

まず、パスポート交付事務に必要な機械設置費がかかります。こちらにつきましてはパスポートの交付機と、あとVOID機、これは写真に穴を押す機械でありまして要はいらなくなったパスポートに穴を開けて使用不可能にするものです。あと、写真カッターですね、そのパスポートの大きさに切るカッターです。そういうものがリースで年

間16万円ほどかかるそうです。こちらにつきましては県の交付金10割でみていただけるそうであります。人件費の方でこれは町でやる場合ですけれども、兼務で行うわけでありますが、パスポートを申請、書類審査、交付の時間を考えますと年間、人件費としては200万円ぐらいいかかるんじゃないかと思っております。なお、受付審査事務につきましてはこれやはりちょっと審査しなきゃいけないということで、3箇月間のうち数日を地方事務所の方のパスポートの窓口で研修を、該当者を行うという必要があるそうです。また交付事務ですね、渡す方の事務につきましては県庁の職員が出向しまして4日間の研修を行う必要があるそうです。以上です。

○篠平（7番）

リース代とすれば年間十数万円、それから人件費が200万円ぐらいということでありますが、このパスポート窓口業務をですね権限移譲に伴っての財政措置として移譲事務の受け入れに必要な備品、その他経費などが対象となる特例処理事務交付金があるということを知っております。今、若干ちょっと課長の方で述べてたと思いますが、もうちょっと内容を詳しく教えてください。

○住民税務課長

今、議員さんの言われましたとおり、かかる機械類ですね、こちらのリース代につきましては全て10割県の方で交付金として出していただけるそうです。以上です。

○篠平（7番）

で、私もちょっとね県の方へ聞きましたけど、詳しくは教えてくれないんだよね。それでその固定額というのは毎月これ県から来るようなんだよ、十数万円。ですからよくて20万円だね毎月。それと1件当たり、1件当たりいくらというお金が来るみたいです。ですから年間400件あればそれに1件当たり大体800円から1,000円ぐらいというようですね、話を聞いております。それで次に進みます。観光庁では日本人の海外旅行はまだまだ伸びると推測しています。その理由として第1に高齢化社会において、既に活発な旅行意欲を示しているシルバー層による海外旅行需要の影響があり、今後豊かさを経験してきた本格的な団塊の世代のリタイアを迎え、海外旅行需要はいつそう強まることと予想され、第2にシルバー層と並んで現在でも旺盛な旅行意欲を持つ20代から30代と50代から60代の女性に団塊世代の女性が加わり、海外旅行にいつそうの拍車がかかると思っています。それで仮に辰野町がパスポート窓口を開設した場合、交付事務の具体的な内容、また事務の流れはどのようになるのかお伺いをいたします。

○住民税務課長

権限移譲された場合ですが、辰野町で行う事務となりますと一般旅券の発給申請にかかる事務。また一般旅券の交付にかかる事務。渡航先の追加申請にかかる事務。一般旅券の記載事項に変更が生じた場合の発給申請にかかる事務。一般旅券の査証欄の情報の申請にかかる事務。また一般旅券の紛失、または消失の届にかかる事務。一般旅券の返納にかかる事務。こういうものが辰野町で行われることとなります。やり方につきましては、書類等を持って出していただきましてそれを書類審査を行いまして、これにつきましてその書類を県の方に送り、県の方でパスポートのみ来るもんですから、そちらを今度は発行という手続きになってきます。申請して、一応土日祝日等を除く8日間以降に交付するという形になります。これは県も飯田市さんの方でも同じような手続きになっております。そういうことで、事務の流れ等はそんなような形になってきます。以上です。

○篠平（7番）

特別ね、私もちょっと聞いたところによりますと飯田の方にも聞きましたけど、特別これといった難しいということはないんですよ。で、これここに申請用紙もありますけれども、県の方では例えばの話、プライバシーの保護だとか厳格な事務だとか、こういうことは言ってますけど、行政事務っていうのは全て厳格であって、またプライバシーも確保しなきゃいけないということで、強いて言ってますね、えらい難しいと、当然のこと研修は受けなきゃいけませんので、難しいというようなことはないかと思えます。それでですね、辰野町のパスポート申請者は過去5年間平均しますと年間424名。これ26年度はちょっと入っていませんけど、の方がパスポートを申請されております。言い換えますと1日約2人の方が上伊那地方事務所に出向いてパスポート申請を行っている計算になるわけでありまして。その中には中学生が異文化交流や体験を通して国際感覚を身に着けることを目的とし、毎年町が支援し、国際交流協会が派遣しているワイトモホームステイの辰野中学校、両小野中学校の生徒も含まれております。パスポート申請は代理人でもできますが、受け取る時は本人でなければ受け取れず、町で事務ができれば学校や会社を休むことなく昼休みを利用できます。そこで最後にですね、今や地方分権に向けた取り組みが叫ばれている中、辰野町でもパスポート窓口業務の設置に向け検討をする時期にあると思うが、町の考えはどうかお聞きします。

○町 長

篠平さんから良い提案をいただきまして、住民サービスに繋がるのではないかと、こんなふうに思います。ただ、ここですぐ決めれないっていうのはですね、辰野の人が申請する場合、そういうふうになった場合には辰野でしかできないわけでありまして、今、地方事務所であれば県下の地方事務所どこでもできますし、日曜日でも長野地方事務所や松本地方事務所へ行くと手続きをしてくれます。そういったことができなくなりますので、人によると勤め先ですませていた、そういったこともできないっていうそういう可能性もあるわけでありまして。一面では良い、非常に良いですけど、不便になる、こういうところもあるわけでありまして、そこらへんのところをどういうふうに考えるかっていうことでありますので、そこらへんのところを多くの皆さん方、それでよしとなればそんな方向も検討していかなきゃいけないな、こんなふうに思います。一応そういうところでほかに悪い、それで悪くなるってことは今言った申請場所って言うんですか、その場所が、そういうことで不便になる人も出て来る。困難ではないかと思えます。

○篠平（7番）

確かに大体パスポートをね、作りに行くという方は2回行かなきゃいけないんですよ。申請の時は誰でもいいけど、受け取りは本人じゃなきゃいけないということで、多分その会社が伊那だから、じゃあ上伊那地方事務所でちょっとというより、むしろ時間を取ってね行く方の方が多と思うんですよ。昼休みちょっと行くというよりか。ですからやっぱり近くでもって全部先ほど言いましたようにワンストップ、書類も全部揃う、町で申請ができるということの方が、やっぱりこれは行政サービスに繋がっていくんじゃないかなと思います。いずれにしてもですね、今ここでもって提案して今、来年からやりますというような話には当然なるわけがないですけども、最後にですね辰野町がこの窓口業務を実施することにより、パスポート申請や受領のために伊那市の地方事務所に出向く必要もなくなるとともに、身近な場所でパスポートの取得が可能となり、辰野町の観光振興にも繋がると思えます。町民の利便性、住民サービスのために1日も早い設置を提案して質問を終わります。

○議 長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後2時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 14時 13分
再開時間 14時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位13番、議席8番、小澤睦美議員。

【質問順位13番 議席8番 小澤 睦美 議員】

○小澤（8番）

質問の通告した時は1番だったものですから、まさか最終の質問順位になると、その時は思っていませんでしたが大変緊張しておりますが、通告に従いまして質問をいたします。1点目の質問ですけれど、辰野町水道ビジョンに見る小規模水道対策、簡易水道・飲料水供給施設・簡易給水施設について質問させていただきます。辰野町が平成26年3月に発行しました『辰野町水道ビジョン』について質問いたします。この冊子のことなんですが、この水道ビジョンは近年の水道施設の老朽化や人口減少による給水収益の減収など、水道を取り巻く環境が厳しさを増しているという現状を踏まえ、辰野町水道事業の50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像をイメージするとともに、目指すべき方向性やその実現方策について示したとされています。この中で辰野町の水道事業については、1箇所の上水道事業と8箇所の簡易水道事業及び4箇所の飲料水供給、簡易給水施設により構成されているとのこと。上水道事業につきましてはほぼ町管理となっていますので、安全面等町が対応できると思いますが、簡易水道及び飲料水供給施設、簡易給水施設は多くが組合管理となっており、近年具体的な整備計画を作成していないとのことですので、簡易水道等の目指すべき方向性やその実現方策についてお伺いいたします。最初に簡易水道などの場合、その水源は湧水が多いわけですが給水すべき人口に対する給水量は十分なのかお伺いさせていただきます。

○建設水道課長

お答えします。給水量は十分なのかということで、現在のところ上水道の管内は渇水や水質悪化などによって水源の推量が不足するっていう箇所はございませんけれども、事業の統合等で他の地区へですね給水を安定的に賄うっていうことは、ほとんどの施設で困難な状況にあります。更に、議員指摘のですね簡易水道などの小規模水道につきましては小横川地区において原水の水質悪化により使用できなくなった水路水源がありまして、隣接する水道事業から供給をいただいております。そのほかは安定的に供給に支障のある水質悪化、渇水等の発生の報告は受けてないのが現状でございます。以上です。

○小澤（８番）

今の説明ですと事故がない限りは十分、給水できるということですので安心するわけですが、これからの気象条件から見ますと大変不安定になってくる中ですので渇水期、また災害等にも備えて十分な対応が必要だと思っておりますのでよろしくお願ひします。次に安全面についてお伺ひします。人にも家畜にも感染する病原体でその病原体で汚染された食べ物や飲料水により、口から入って腸に寄生し、クリプトスポリジウム症と呼ばれる下痢や腹痛、発熱を起こすと言われるクリプトスポリジウムなど現在の塩素消毒では効かないといわれる耐塩索性病原生物などに汚染される恐れが心配されるわけですが、塩素消毒による現在の各水源の原水の浄水方式で大丈夫なのか。また今までにクリプトスポリジウムに汚染された水源があったというふうに聞いておりますが、その対応とその後の経過についてお伺ひします。

○建設水道課長

小規模水道のですね関係で、塩素消毒のみで大丈夫かっていうことですがけれども、水道の原水にですね、議員ご指摘のクリプトスポリジウムや、ジアルジアといった原虫が入り込むことが考えられております。以下、このクリプトスポリジウムの関係はクリプトと総称させて表現させていただきますが、水道施設のクリプト対策についてですが、水道水の通常の塩素消毒では死滅することがない微生物のため検出される危険が少ないとされている地下水以外のですね水道水を水源としている場合は、ろ過設備などを設置する必要がございます。具体的な方法としましては緩速ろ過、薬品沈殿による急速ろ過、膜ろ過、などがあります。またクリプトを死滅させるための近年、紫外線の照射法というのも確立されております。辰野町の上水道では計画的にこのクリプト対策を進めてきているところでありますが、いまだに未完了の浄水場も複数あるのが現状でございます。簡易水道など小規模水道につきましては、地下水源を使用している簡水が２地区だけありますが、その簡易水道も地下水のみでなく湧水と併用してですね、使っている水源となっております。そんな水源ですので何らかの、ろ過設備が必要となってまいります。原水の水質検査でクリプトが検出された場合は、先ほど述べたろ過設備など、なければその水源は使用できないというふうになることとなります。また、その使用できなくなった水源の今までの有無と対応ということですが、このクリプトやですねジアルジアが検出された事例については４件ございます。１件は上水道で平成24年の８月に沢底の大沢水源でジアルジアが検出されております。小規模水道では３例、平成24年５

月に相の沢簡易給水施設でクリプト、平成25年8月に穴倉沢の飲料水供給施設でジアルジア、平成27年1月に小横川の下村飲料水供給施設でクリプトの検出事例がございます。上水道の沢底大沢水源につきましては薬品沈殿法による急速ろ過設備、浄水濁度計、緊急遮断弁装置など、国のクリプトの対策基準を満たしている上水でございますので、維持管理において浄水工程の監視強化は行っていますが、通常の水道水の供給を行っています。小横川の3地区についてですが、相の沢水質検査機関の第一報後、飲用できない旨のことを地元の水道代表者による周知徹底と給水タンク車、町の給水タンク車と、あとは普通の給水タンクの設置を行いまして、給水タンクの補給は地元の上水道の水を運搬していただいて実施した経過がございます。結果としまして原水の採水場所が違う場所であることが確認されたため、もう一度ですね水道水源での再検査を実施し、その水源が未検出のため飲料禁止を解除し、現在に至っております。なお、飲料停止、禁止期間は3日間ございました。2つ目の穴倉沢は水質機関のやはり一報後、地元代表者と防災無線、広報車、各戸訪問により飲料禁止を広報、給水タンク車、給水タンク設置を行い、給水タンクの補給はやはり地元の方に上水道の水を運搬していただいた経過がございます。この穴倉沢は2つある水源のうち1つの水源は水質検査の結果、検出されなかったため検出された水源を供給停止とし、1つの水源のみで供給を再開した経過となっております。なお、この飲料禁止期間は6日間ございました。3つ目の小横川の下村は水質検査からのやはり一報後、各戸訪問により飲用禁止広報と地元と協議の上、隣の水道事業から水道水の供給を受け、十分な配水作業後、飲用制限を解除いたしました。これも飲用禁止期間は2日間ございました。ここ3年でですね、小横川地区で相次いで検出されていますことから、こういうような状況も簡水も辰野町に多いわけですので広い範囲でですね、常時この存在する可能性が高いとされるこのクリプト対策は急務となっております。以上です。

○小澤（8番）

今の説明ですと、ある意味では狭い範囲の事故であったために長くても6日くらいで給水タンクを使用するとか、ほかの所からの水源を利用するっていうことで片付いたと思うんですけど、町の中には広い、先ほども10何箇所っていう原水、給水の配水地ともあるわけですので、もしほかの地域でそのような状態が起きた場合には即対応っていうのがなかなか厳しいと思います。それで最新式な先ほど言った、ろ過設備等を付けるということになりますと、相当の費用がかかると思います。その場合に現在簡易給水施

設の場合には区内管理っていうような形になっておりますので、今後もし、っていう場合にそれらの今言った小横川の例みたいに、ある意味では早く片付いたと思うんですけど、無理な場合にはどのような対応が必要になるかということと、町としてどのように対応していくかっていうのをちょっと説明いただければと思いますが。

○建設水道課長

ほかの簡易水道とかですね、飲供関係でクリプト等に汚染された場合の緊急的な対応ということですが、汚染された住民の方のまず対応はですね、給水を受けている方につきましてはクリプトは熱に、ジアルジアもそうなんですけれども熱に弱いという性質がございますので、1分以上煮沸して湯冷まし等を作ってください飲んでいただくという対応も1つの案でございますが、それは短時間の対応になってくるかと思えます。町としての対応はですね、対策のされていない水道水源で検出された場合はまずは飲用禁止と給水タンク車による応急給水となりますが、検出された水源はご指摘のとおり、ろ過設備などの一定の基準が満たされた浄水方法を持たない限り、使うことはできなくなりますので、上水道の対策未完了浄水場も含めてですね浄水方法の改善が急務であることは分かっておりますけれども、上水道は引き続き対策を計画的に進めてまいります。小さな簡給、飲供、簡水につきましては、小型用ですねユニット型の浄水装置を借りて対応する方法がありまして、危機管理等しましてその浄水機をですね持っている業者と話をしまして、非常時に対応していただけるようには依頼してございます。手順ではございますけれども、検出された場合には初め、給水を一時停止する。可能な場合水系を切り替える。不可能な場合は給水車の対応。次は非常用の浄水装置の設置ということで、これは先ほど言ったように業者の保有するレンタル機を、これは数日で設置可能というふうに聞いておりますのでそういうレンタル機を数日で設置するようになっております。最終的には膜ろ過等の浄水施設を建設していく方法を取らざるを得ないと考えております。以上です。

○小澤（8番）

順番的に給水していただけるということで安心なんですけれども、最終的には膜ろ過式ですか高額なろ過機が必要っていうことになると、それに対するある程度の備え等も必要になってくると思えますので、そのへんに対する町の指導等もお願いしたいっていうふうに思います。その中で、クリプトの汚染から水源等を守るには水質管理、それから災害等に備える維持管理が重要だと思えますけれども、維持管理についてご質問させ

ていただきます。維持管理については今のろ過機の関係も含めてというふうに解釈していただければ幸いです。維持管理につきましては今年度簡易水道については、国の地方創生先行型事業に取り上げていただきまして、水質検査や水源の見回りなど町で雇用された職員が行っていただけるということで、現在高齢化などで地域では非常に困っている、見回り等が役員の負担が重くなっていたわけですが、今年度そのような方法を取っていただいたことに対して組合員が感謝しているところです。ただ、これが1年度、今年度1年で終わるっていうことではなくて、来年度以降も引き続き継続するように要望をしたいと思います。さて、質問の維持管理についてですが、この『水道ビジョン』によりますと「小野簡易水道以外の簡易水道及び飲料水供給施設、簡易給水施設は11箇所あり水源は湧水14箇所及び地下水3箇所、配水池は14箇所の施設があります。多くの施設は昭和30年代に整備された施設であるため老朽化が進行し、更にクリプト等の汚染の可能性などの問題を抱えています。また給水人口の減少及び少子高齢化などの役員の高齢化も進んでおり、需要者への給水サービス、震災時及び緊急時への対応等も踏まえ、水道施設の維持が持続できない可能性があります。このような状況を踏まえ、安全で安心な水道水を安定的に供給するには技術基盤の強化、緊急時の対応、効率的な経営体制を確立できるよう水道事業の一元化を図っていくことが必要です」とあります。質問いたします。現在上水道以外の簡易水道などは水道料や維持管理なども、まちまちだと思います。そのような状況の中で言われている水道事業の一元化を図るといえるのは、なかなか大変なことだと思いますが、どのような方法で一元化を図る予定かお伺いします。また、その実現のために簡易水道、飲料水供給施設、簡易給水施設の各個別の管理組合が取り組むべき課題についてもお伺いします。

○建設水道課長

議員さんがですね冒頭申し上げていたとおりですね、この水道ビジョンにつきましては辰野町の水道の現状を把握する中で50年、100年先を見据えてっていう長いスパンの話もございますけれども、この水質についてはですね、なるべく速いスピードですすね対応していかなきゃいけないっていうのが現状であるかなと思ってはおります。その目標に向けてですね、昨年度は各簡易水道の実情等をですね把握をしてですね、上水道統合に向けて課題の整理、研究をしてきました。辰野町の簡易水道などの小規模水道はですね、一部を除き公営水道事業であります。またその一部につきましても施設整備の過程で優位を選択するための手段として民営とされた水道事業もあり、本来は辰野町の

水道事業として運営されるべきところですが、具体的に言いますと昨年度、鴻ノ田簡易水道、中の橋の簡易給水施設からは町への事業統合の要望書が提出されており、川島の地区の4簡水道からも維持管理について町移管の要望書が出されたところでございます。一方ですね、平成19年度から国は従来の統合趣旨を転換しまして、従来は施設を統合しなければ統合とならなかったわけですが、経営統合も統合として認可されることになり、このことにより先ほど議員さんの発言にも出ましたが旧小野簡易水道も無事、辰野町の上水道に統合することができました。今後ですね各水道事業では、まず施設管理と会計をですね辰野町に移管し、一体的な管理運営ができるようにしていくように計画しております。そして更にですね次のステップとして、1つの町の簡易水道として統合し、施設整備を進める。その後、企業会計移行準備等を進め、最終的には上水道の企業の一本化を目指すというのが目標ではございます。本年度はですね地方創生の交付金で簡易水道の支援員、雇用という形でその一部はですね実現する方向になりましたけれども、ご指摘どおり、次年度以降は各事業体の水道料金で捻出していかなくてはなりません。不足する費用についてはですね、また一般会計からの補助を受けることも検討しなくてはならないと考えております。またこの小規模水道につきましては、それぞれ水源など水道の基幹施設があり、その全てにクリプト対策を実施するとなると膨大な費用が予想されること。そして維持管理や水質検査などの費用も決して安価ではないのが現状でございます。統合できるところは統合、上水道水を送れる所は送るなど、町の水道事業全体での施設整備を検討してまいりたいと考えております。簡易水道などの小規模水道の代表者の方たちもですね今後、お集まりいただいてですね検討していただく機会を作りながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○小澤（8番）

今、今後の取り組み状況等詳しく説明いただきましたので、書いてあります全ての水道利用者においしい水をいつでも、どこでも、提供するという水道サービスがあるべき姿に向けた方策の実現のためにということで、大前提ありますので、先ほどの説明のとおり早急に取り組みが必要だと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上でこの質問を終わらせていただきます。

続きまして大きい質問事項の教育環境と人口減少問題との相関関係についてということで、最初に放課後児童健全育成事業（学童クラブ）について質問させていただきます。先ほど来、成瀬議員、それから山寺議員が取り上げておりまして、両議員とも料金の関

係ということで設置されている学校について質問されましたので、私は川島小学校、まだでございます。川島小学校はいつ設置していただけるかなということで質問させていただきます。町の設置運営要綱の第3条の開設場所として学童クラブとは学区内に設置されたもので次の各号に掲げる条件を備えていると認められるものをいうとされております。(1)では学校の空き教室、または公的施設を利用できるもの。(2)として入所児童が概ね10人以上のものとされています。しかし平成26年4月1日付けの厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の放課後児童健全育成事業等の実施についての通知においては、施設、設備の項には、施設として小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館など社会資源を活用すること等の説明はありますけれど、町の要綱にあります入所児童が10人以上のものというような人数についての通達、については通達には明記されていないというふうに思いますけれど、辰野町の場合、人数がどうして明記されているのか、通達の趣旨にちょっと反しているのではないかというふうに思いますので質問させていただきます。

○教育長

ただ今の小澤議員の質問にお答えをしたいと思います。児童クラブに関わる町の設置運営要綱に関する質問でございますけれども、確かに要綱には入所児童が概ね10人以上とこうなっております。国の方の通達ではないのではないかとということですが、学童クラブが町がこの直接運営に関わるということを決めた段階で、町の設置運営要綱を設けたわけですが、この際には国の基準ですね、これが最低人数として10人からとなっていたので町では概ね10人以上と、こうしたわけでございます。その後、国の基準が変わって、いわゆる議員言われるように10名からという部分がなくなっております。町ではまあ、それがまだ残っているというふうなことはなるかと思っております。ただ、現在ね、この学童クラブの指導員確保、非常に厳しい状態でございますので現段階では10名以下の学童クラブを設置するっていうことは非常に厳しいのではないかなと思っております。以上です。

○小澤（8番）

指導員が不足しているっていう理由だということでございますけれど、ある意味では先に質問された、全町の中で川島だけができないっていうのは不公平ではないかというふうに思います。今の回答からいきますと、学童の指導員が確保されれば川島小学校にも設置をしていただけるというふうに解釈してもよろしいでしょうか。

○教育長

ただ今の質問です。お答えをしますけど、昨年度から26年度から辰野町が学童クラブを直接運営しているわけですが、この運営の変更に伴って学童クラブの利用を考えておられる全保護者の皆様対象に説明会を25年度に開いております。そこで利用予定者数の調査をさせていただいたわけですが、当初、西、並びに東学童クラブは開設する予定でございました。調査をした結果、南小学校でも13名の希望があったので26年度から開設をしたところでございます。この調査時点で川島小学校の児童からの希望者は1人もおりませんでした。

○小澤（8番）

人数が10名ってということで、多分全員が希望するってことはあり得ないかなとは思っていますけど、もし今後そういう状態になった時には取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしいでしょうか。そんなような解釈で。

○教育長

それは仮定の問題ですのでね、仮定についてはお答えはできませんので、またそういう状況が生じたときに検討させていただくということで、はい。出てきた時に設置する、しない、今ここで明言することはいたしません、できません。

○小澤（8番）

理解するというと、若干語弊があると思いますので、それ以上は言いませんけれど、やっぱり学童クラブにしても人口減少という中で、その地域の子どもたちが集まる場所がどうしても必要です。その中で地域の活性化等にも結びついていくというふうに考えておりますので、そのようなことを申し述べてこの項についての質問は終了させていただきます。2番目の公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等について質問させていただきます。文部科学省は平成27年1月27日に少子化によって小さくなった公立小中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きの作成についてという通知を文部科学事務次官名で各県、教育委員会、教育長等に通知し、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会において、手引きが積極的に活用されるよう要請しています。学校の規模をめぐっては1957年昭和32年ですが、作成されました学校統合の手引きに基づき翌58年には小中学校とも1校当たり12学級以上、18学級以下。小学校は各学年2～3学級。中学校は4～6学級が標準と定められました。ただし、その後地域の実態その他により特別な事情のある時はこの限りでないというような項目が付きましたが、とり

あえず標準的なものは12学級～18学級というのが標準とされております。この標準規模につきましては「学校は個人に勉強を教えるだけの場ではなく、集団の中で多様な考えに触れ認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる」というふうに手引きでは書かれております。そのためには一定の児童、生徒数が必要であり、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきもので、というのが手引きの主唱になっております。また教員の配置につきましても各学年複数学級とすることで、教員同士が指導方法について協議ができるようになり組織的な校務分掌をすることもやりやすくなるという利点があるとしています。では川島の小学校に当てはめてみますと全校で特別支援学級を含めて4学級であり、国が言うところの標準学級数12学級～18学級に遠く及びませんし、国の法令等から見た学級数による学校規模の分類においても6学級～11学級の場合には小規模校とされておりますけれど、川島小学校は4学級ですのでその下の過少規模校という分類にされております。また、児童数にしても全校で特別支援学級の児童2名を含め、13名と町内の小学校では最小児童数であり、県の1学級当たり児童数22.5人にも遠く及びません。私はこのような状態は学校教育の目的や目標である児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い協力し合い、切磋琢磨をすることを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれるという文部科学省の指針に遠く及ばないと思いますし、学校教育という面で望ましい状態ではないというふうに私は思いますけれど、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

ただ今の質問に対して、子どもに関わってのみ話をさせていただきたいと思います。議員言われるように学校は、子ども同士が関わることで学ぶこと。そしてまた子どもと先生が関わることで学ぶこと。更に子どもと地域とが関わることで学ぶことなど、さまざまな学びや体験があり、人として成長していくものだところこう考えているわけです。それに関しては議員と全く同じかと思います。小規模校、大規模校さまざまあるわけですが、それぞれ小規模校にも大規模校にもメリットとデメリットがあることは、これは議員も承知していることだと思います。そしてメリットの部分は小規模校であっても大規模校であっても更に伸ばしていかなければいけないわけですし、逆にデメリットの

部分というのは極力カバーすることを考えていかなければならないだろうと、こう思っているわけでございます。そこで今、川島小の話が出されましたけれど具体的な手立てを講じていく必要があるだろうと、こうデメリットの部分はですね、考えているところでございます。議員が心配されております川島小学校の実情ですけれど、これは議員だけじゃなくて広く町民が皆心配していることだと思います。もっと多くの仲間と切磋琢磨するとかね、交流ができる機会を持ってないかということでございます。実はこれに関わりまして既に町内の小学校、実はこれ中学校、辰野中学にも含めてお願いをしているところでございますけれど、ともに学ぶことができる、ともに活動ができるような今年度ね、可能な交流教育、あるいは交流活動というようなことを提案をし、具体的な学習や活動が行うことができるように先月指示をいたしたところでございます。現在学んでいる川島小の児童の活動が少しでも大勢の児童と関わり、大勢の仲間とともに活動する喜びを体感できるように検討中でございます。調整がつけば夏休み明けと言いますか、2学期から実施に移してまいりたいと考えているところでございます。議員、最初の方で言われました小中学校の適正規模はっていうことですが、私のこの適正規模についての考えは12月の議会でも答弁させていただきましたけれど、文部科学省のこの通達どおり学級数などで機械的に進めるということになりますと混乱はするんじゃないのかなという思いは今でも変わっておりません。以上です。

○小澤（8番）

今、友だちと触れ合う機会を作っていくということを聞きましたので、ぜひ早くそれが実現できれば良いと思いますし、多くの友だちを子どもたちにつくってもらえば幸いと思っています。ただ、川島小学校と言いますか、川島の小学校について川島区で昨年度、小学校の問題についてアンケートをした例があります。それにちょっと紹介させていただく中で、先ほどの教育長さんの言われる多くの友だちっていうことで父兄と、父兄がどのように望んでいるか、そして周りがどのように望んでいるかをちょっと汲んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。川島区では昨年度人口の減少に伴い、川島小学校に通う児童も少なくなったということから、川島区内の7つの耕地に対しまして川島地域と小学校等の今後のあり方について意見集約を実施しました。この問題については当然、大きな課題でありましたのでいろいろの意見が各耕地から出ました。例えば現在、耕地内には子どもが全くいない、したがって今後のことについての意見はないというもの。また学校はその地の文化の源であり、それをなくすことは断じて

駄目であるという意見に対しましては、学校を無理に残しても入る子どもがいなければ器だけ残しても意味がないという意見。等々で集約できなかつた耕地がたくさんあったわけですが、その中で意見集約をした耕地のものがありまして、多分この耕地の意見が、ほかの耕地の意見ともまとめたものではないかというふうに思っておりますので、紹介させていただきます。「伝統ある川島小学校も少子高齢化の影響をまろに受け、児童数13名となり、特認校の指定を受け児童数増に策を講じているが、現実には全町的にも子どもの数が減少しているから、現状からも厳しい。いろいろな考え方があるが、大きな歴史的判断の時期に来ていると思われるので、区が中心になり特に子どもを持つ親の考え、各階層の意見を聞き、将来に悔いを残さない方向付けされることが良いと思う。現状川島小学校の状況から子どものことを優先的に考えれば早い決断が望まれる」というものであります。それでこの集約に基づきまして子どもを持つ親の意見、それから通学している父親の意見等を聞いた中で、「小規模校には良い面もあるが部活動等やりたくてもできないことが多く、親としては人数の多い学校に通わせたい。秋から冬にかけて日が短くなると薄暗くなり、子どもが1人2人で帰って来るのは危険である」これについては先日、登校時だったんですが側溝に児童が誤って落ちまして近所の方が素早く助けてくれたおかげで、擦り傷程度、またずぶ濡れにもなったわけですが、そのまま登校したというような事例がありました。現在、夏場ですので朝の登校時等、また夕方等も親が大人が見ることはできるわけですが、冬場の下校時ですと、ほとんど真っ暗になります。その中でこのような事故が起きないかなというのも一つの心配の種でありました。それから3歳と0歳の子を持つ父親の意見では「町の保育園に通わせている。小学校に上がる時に川島小学校に入学すれば友だちと別れなければならないのが可愛そうだ。町の小学校に通わせたい」その他の意見としては「全校で60人でも少ないと思っているが13人では運動会、音楽会も十分にできない。通学区の制度を見直してほしい」「特認校があるならば、逆に特認地区として学校を自由に選べる地区を設けてほしい」それから成人した子と生活している母親の意見、これは孫と一緒に生活を望んでいる衆の意見ですが「家族を増やして繁栄させたいのに、現状では大事な家族が別の通学区に引越してしまう。私は現在、住んでいる所で家族と暮らしながら孫を西小学校に通わせたい。親の声、子どもの声をもっと聞いてほしい。行きたい学校を自由に選べるようにしてもらいたい」「60人でも少ないと思っているが、13人では運動会、それからできない」「家族をバラバラにしてほしくない」等が出されております。川島にお

きましてはここ数年、就学直前の児童やその家族が川島区外に引っ越してしまいまして、人口減少の大きな原因になっているわけですが、まさにその就学前の子どもを持つ親の意見がちょうど載せられておりましたので、紹介させていただきます。「川島小学校の今後のあり方については、いろいろな意見が出ると思います。ただ、現在就学前の子どもを持つ親として一言ご意見させていただくとすれば、私は子どもに集団生活の充実を体験させたい。現在の通学区特例校の制度のあり方にも疑問があります。川島に居住する子どもには1校のみしか選択権がないのに、川島以外の町内に居住する子どもには2校から選択できることは平等のはずの教育が不平等になっていると思います。川島小学校に通わせたいと考えるご両親もおられると思うので、すぐに統合廃校とする方向性を考えるよりも、川島に居住する子どもにも川島小学校と町内の他の小学校に通える選択権をまずは平等に与えることが大切だと思います。現在の制度のままでは私たち家族も川島から離れることも視野に入れて就学の一つの区切りに向き合っていますので、早期に学校を選択権を平等にいただけることを希望します」以上が保護者、または家族の皆さん方の意見でございますけれど、これらから見ますと8割～9割の方々が大勢の子どもたちの中で子どもを育てたい。しかし通学区の関係から川島区から離れないとその希望が叶わない。だから仕方なく川島区から転出してしまうということを伺い知ることができます。したがって最後に紹介した就学前の子どもさんの親の言うように、不平等を解消し川島に住所を置いたまま保育園児のように町内の学校を選択できるようになれば、少なくとも就学前の家族の川島区からの転出は食い止めることができますし、人口減少に歯止めをかけることもできると思っています。逆に今までに同じような理由によりまして、たくさんの、たくさんと言いますか、数家族が出ておりますけれどその方々も川島に戻って来ていただくことによりまして10人から20人の川島区の人口が増に繋がると思っております。そしておじいちゃん、おばあちゃんが孫と生活したいと、誰もが希望する生活が戻りまして、父親が子どもと生活を続けたいという願いを叶えてやることができると思います。ちなみに最後に紹介した家族が川島小学校に子どもを入学させたかどうかは不明ですが、今後入学すると思われております子どもさんは、川島小学校には入学するつもりはないというふうに表明しているというふうに聞いております。お伺いします。平成18年3月30日付け、文部科学省初等中学校教育局長の通知、学校教育法施行規則の一部を改正する奨励等及び学校教育法施行令第18条に基づく就学校の変更の取り扱いについて、通知にも示されておりますけれど、就学校を変更する場合、各教

育委員会において地域の実情等に応じ適切に判断すべきものであると判断を教育委員会、即ち辰野町教育委員会に委ねております。辰野町においても特別の事由として変更が認められる理由ですけれど、9つありますけれど、その8番目の項目に児童の個別の事情や家庭の特別な事情により教育的配慮が必要と認められる場合という項目に今までの川島小学校の家庭の親、児童の関係について十分変更の項目に当てはまるのではないかとこのように思います。その中でやっぱり変更を認めていくことによって、川島児童の親たちの気持ちを汲んでいただきたいというふうに思いますけれど、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長

ただ今、議員の質問にお答えをしたいと思います。学校という所は私も常々思ってきたわけですが、地域のより所だろうと思います。それ今でも変わりません。よく「おらほの学校」とか「おらが学校」という言葉をね、こう耳にするわけですが、まさにそうだと思います。地域と非常に密接な関係になる学校だろうと思うわけです。でこの「おらが学校」というのをこう頭に描いた時、どういう学校がおらが学校なのかというこのことですが、これやっぱりおらの地域の子どもが通っていて、初めておらが学校なんだろうと、こう思うわけですね。外からたくさんの児童生徒が入って来てもやはりおらが学校というにはやはり、おらの地域の子どもたちが通っていないとおらが学校ではないんだろうと、私こう思うわけですね。これをまず話をさせていただきながら、議員が今話をされた就学に関する小学校の通学区域についてのことですが、確かに町の要綱の方には小学校の指定校変更を希望する場合として、議員も指摘されました特別な事由がある場合としての9項目が設けられているところでございます。この9項目めに川島小学校の通学特認校を示したものが設けられております。町内どこからでも川島小学校を希望すればどうぞ、というふうなものでございますが、今議員指摘されました8項目めという、教育的配慮が必要と認められる場合というふうになっておりますけれど、これは議員が今言われることと趣旨が異なるのではないかなと私思っております。あくまでも基本は就学校はその地域の学校ということだろうと思っております。そしてまた川島地区以外の子どもたちは2校選択をできる、そうではないんだろうと思います。基本はやっぱり先ほど言いました地域の学校、それが就学校であると考えております。以上です。

○小澤（８番）

時間がなくなってしまったんですが、現在、今日の議会の様子を聞いて更に川島地区から入学する直前の児童の家族が出ないことを願っております。それから1月の21日の「たつの新聞」の小規模校のあり方に論議ということで教育長は答えておりますけれど、「小規模校、大規模校いずれにもメリットもデメリットもあり、簡単に方法が出る問題ではないが、一方で少子化が進む中で長いこと放置できる問題でもない。大人の論理だけでなく、そこで学ぶ子どもたちにとって望ましい姿を主眼にした議論を深めていく必要がある」というふうに答えております。ぜひそのような方向でやっていただきたい、そのように願っています。以上で質問を終わります。

○議長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

9．散会の時期

6月11日 午後 15時 20分 散会